

<第Ⅱ編>

受援計画のひな型

令和7年3月

大阪府

●●市町村受援計画

令和●年●月

●●市町村

目 次

第 1 章 総論	1
第 1 節 計画策定の趣旨・目的	1
第 2 節 計画の位置づけ	1
第 3 節 計画の適用	3
1. 計画の発動基準・対象期間	3
2. 対象とする支援の範囲	3
3. 応援要請の根拠	4
4. 費用負担	4
第 2 章 受援体制	6
第 1 節 受援体制の構築	6
第 2 節 受援の役割分担	7
1. 人的支援受入れの役割分担	7
2. 物的支援受入れの役割分担	7
第 3 章 人的支援の受入れ	8
第 1 節 人的支援の基本的な考え方	8
1. 人的支援の全体像	8
2. 人的支援受入れの流れ	9
3. 応援要請等の種類	10
4. 応援職員等の環境確保	11
第 2 節 人的支援の受入れ手順	13
1. 受援班からの要請の場合	13
2. 各担当班からの要請の場合	16
3. 外部からの応援申出の場合	19
第 3 節 分野別の受入れ概要	22
1. 初動時の災害応急対策実施の支援	22
2. 人命救助関係	24
3. 個別業務	27
第 4 節 受援業務	34
1. 受援業務の考え方	34
2. 受援業務一覧	34
3. 受援業務シート	35
第 4 章 物的支援の受入れ	36
第 1 節 物的支援の基本的な考え方	36
1. 物資調達の全体像	36
2. プッシュ型支援とプル型支援	41

第2節	生活支援物資の受入れ手順.....	42
A.	備蓄物資配布（物資システム使用不能の場合）	42
B.	プッシュ型支援（物資システム使用不能の場合）	43
C.	プル型支援（物資システム使用不能の場合）	44
D.	義援物資の受入れ.....	45
第3節	業務用資源の受入れ手順	46
1.	全庁的に使用する資源の場合	46
2.	各業務で必要となる資源の場合	46
第4節	物資配送関連施設	48
1.	物資配送に関わる拠点	48
2.	物資集積拠点の開設手順	49
第5章	受援力の向上	52
第1節	受援力向上の考え方	52
第2節	計画実施・改定の進め方	52
第3節	実効性強化への取り組み	53
1.	受援業務シートの管理・更新.....	53
2.	防災協定の実効性の確保	53
3.	訓練・研修等の実施	53
第4節	改善事項への対応	54

様式編

様式1	受援業務シート（様式）	様式編－ 2
様式2-1	応援要請書	様式編－ 4
様式2-2	外部応援要請書	様式編－ 6
様式3	受援管理表	様式編－ 8
様式4	応援職員等名簿.....	様式編－10
様式5	受援状況報告書.....	様式編－12
様式6	事務引継書	様式編－14
様式7	二一ズ調査票.....	様式編－16
様式8	二一ズ管理表.....	様式編－18
様式9	出荷連絡票	様式編－20
様式10	物資ラベル	様式編－23
(参考)	物資品目分類表.....	様式編－25

資料編

資料1	受援業務シート.....	資料編－ 1
資料2	防災協定一覧.....	資料編－24
資料3	大阪府の防災協定等の締結一覧（令和3年4月1日現在）	資料編－25
資料4	応援者受入れ候補スペース一覧.....	資料編－62
資料5	大阪府域内の救援物資必要量（重点11品目）の算出式.....	資料編－63
資料6	支援物資の必要保管面積の算出基準	資料編－65

第1章 総論

第1節 計画策定の趣旨・目的

平成28年熊本地震や平成30年7月豪雨、令和2年7月豪雨など過去の大規模災害において、被災自治体へは発災初期より多くの人的支援や物資が送り込まれたが、受入れ体制が十分ではなかったことから、大きな混乱が発生した。

大阪府下においても平成30年に発生した大阪府北部地震では、被災自治体において応援受入れの具体的な運用方法が確立していなかったことや庁内の役割分担が明確でなかったこと等、受援体制が十分に整備されていなかったことから混乱が発生した事例がある。

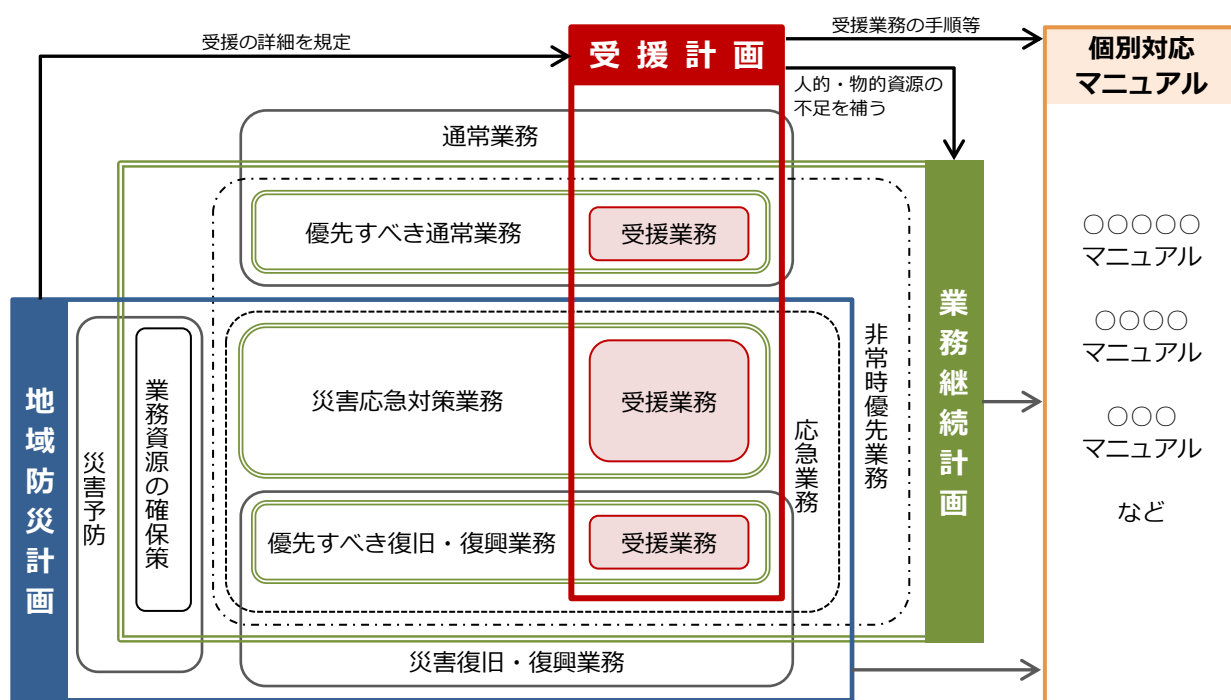
また、災害時には大量の非常時優先業務が発生し、それに対応する職員や物資が不足することは、「〇〇市町村業務継続計画」の作成により明らかとなっている。そのため、不足する職員や物資の外部支援を円滑に受入れ、活用することで、業務継続計画の実行性を上げる必要がある。

これらのことを踏まえ、本計画では外部からの支援の受入れ『体制』や応援要請・受入れに関する『手続き』、支援を受ける『業務』を明確にすることで、災害時に円滑に支援を受入れ、最大限活用し、災害からの早期復旧を図ることを目的とする。

なお、令和6年能登半島地震の振り返りを踏まえ、令和7年3月に本手引書及びひな型を修正しています。今後も適宜内容の充実を図ってまいります。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、地域防災計画の下位計画として受援の詳細を規定するとともに、業務継続計画に定めている非常時優先業務を実施する際に不足する人的・物的資源を確保し実効性を上げるための計画として位置づける。



補足メモ

計画の位置づけについては、各市町村の関連計画やマニュアルの状況に応じて記載内容を変更してください。

第3節 計画の適用

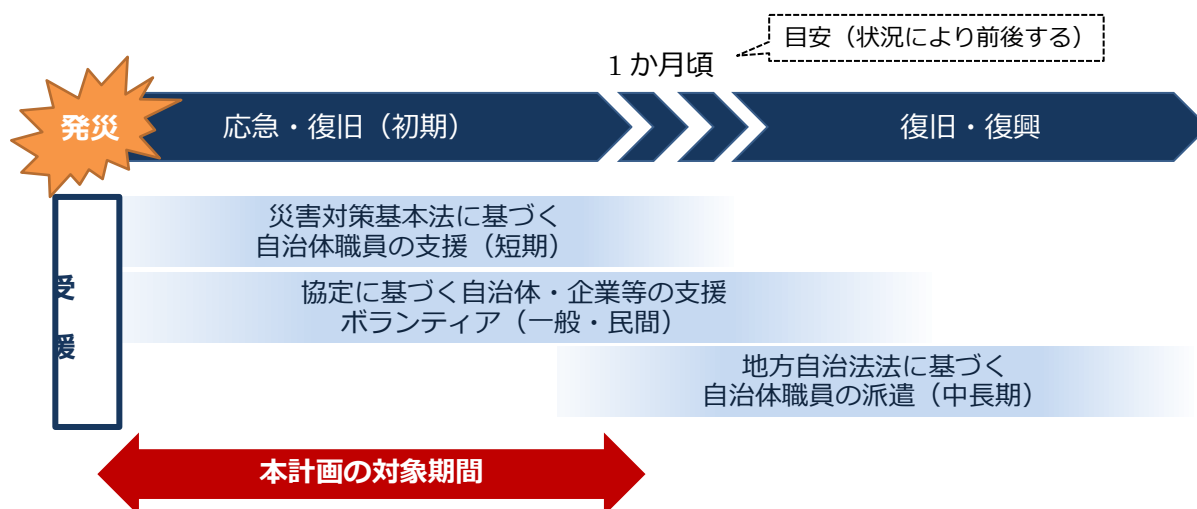
1. 計画の発動基準・対象期間

本計画は、地域防災計画や業務継続計画で想定している地震や水害などの大規模災害により災害対策本部を設置し全庁的な対応を必要とする事態において、**本市町村**独自では十分な業務継続、応急対応が実施できない場合に発動する。

本計画の対象期間は、発災後の混乱期から市民生活が一定の落ち着きを取り戻す1か月程度を目安とする。（状況により、それ以降も応援受入れが発生する場合はある）

なお、被害規模が大きく復興の取組に至るまでの対応が長期化する場合の中長期の人的支援については、地方自治法に基づく職員派遣となり、本計画の対象外とする。

＜対象期間のイメージ図＞



補足メモ

計画の対象期間は、各市町村の方針により上記より長く設定することはあり得ます。
各市町村の方針に基づき適切に設定し、以降の計画内容も適宜変更して記載してください。

2. 対象とする支援の範囲

本計画は、災害発生時に行われる外部からの人的及び物的支援を対象とする。

＜対象とする支援＞

人的支援	職員や専門家等による支援。 人的支援が必要な業務を『受援業務』とする。
物的支援	食料などの生活支援物資や災害対応業務に必要な業務用資源などの物資提供の支援。

補足メモ

各市町村において、別途、物資供給マニュアル等を作成し物的支援に関する情報や物資の流れ、役割分担等を定めている場合は、物的支援は対象外として問題ありません。その場合は、別途マニュアル等がある旨を記載の上、物的支援に関する部分を削除してください。

3. 応援要請の根拠

本計画に基づき、応援団体に応援要請する際の法的根拠等は、以下のとおりである。

なお、本計画の対象期間を超え中長期の自治体職員の応援要請をする場合は、地方自治法第 252 条の 17 に基づく職員の派遣を要請する。

<応援要請の法的根拠等>

種別	要請先	要請内容	根拠法令等
人的支援	大阪府知事	応援の要求及び災害応急対策の実施の要請	災害対策基本法第 68 条
		緊急消防援助隊の応援要請	消防組織法第 44 条及び第 44 条の 3
		自衛隊の災害派遣要請	災害対策基本法第 68 条の 2 第 1 項
	他市町村長	応援要請	災害対策基本法第 67 条第 1 項
	防災協定締結団体	協定等に定める事項の要請	各種防災協定
物的支援	大阪府知事	物資の供給	災害対策基本法第 86 条の 16
	防災協定締結団体	物資の供給	各種防災協定

4. 費用負担

受援における費用負担の考え方については以下のとおりとする。

- (1) 府や他市町村、指定地方行政機関等の応援の場合、応援に要した費用は本市町村が負担する。（災害対策基本法第92条）
- (2) 協定等に基づく応援に要した費用は、各協定等で定められているとおりとする。
- (3) 協定等に基づかない自主的な応援の場合については、応援に要する費用はそれぞれの応援団体等に負担を依頼する。
- (4) 被災程度により災害救助法が適用された場合、災害救助法の対象となる経費は国及び府が支弁する。

補足メモ

(3) については、各市町村において費用負担の方針を検討の上、その方針を記載してください。

<主な受援業務における災害救助法の対象経費の例>

業務	要員	救助法対象経費
災害対策本部支援	災害対策本部支援要員	※対象外 対象経費は、原則として被災者の応急救助に直接対応した職員のみが対象
避難所運営	避難所運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○仮設トイレの汲み取りや警備等の臨時職員雇い上げ経費
物資集積拠点運営	物資集積拠点運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ※災害救助法の救援物資外（化粧品等）の仕分け等の業務は、対象外
給水	給水車の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○車両の燃料代、高速代 ※給水車の水については、原則対象外
健康・保健	保健医療活動チームの派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費
被災者の生活支援	住家被害認定、罹災証明書交付業務要員	※対象外
災害廃棄物処理	ごみ収集車の派遣	※対象外 災害救助法に基づく応急救助ではないため

※災害救助法対象経費について、災害発生時には最新の「災害救助事務取扱要領」を参考とすること。

※上記のほか、被害を受けた地方公共団体等からの応援等に要した経費（災害時相互応援協定に基づく応援）、災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費（地方自治法第252条の17に基づく職員派遣）については、特別交付税措置が講じられている（罹災証明関係事務の応援経費についても特別交付税措置）（特別交付税に関する省令第3条第1項第一号）。

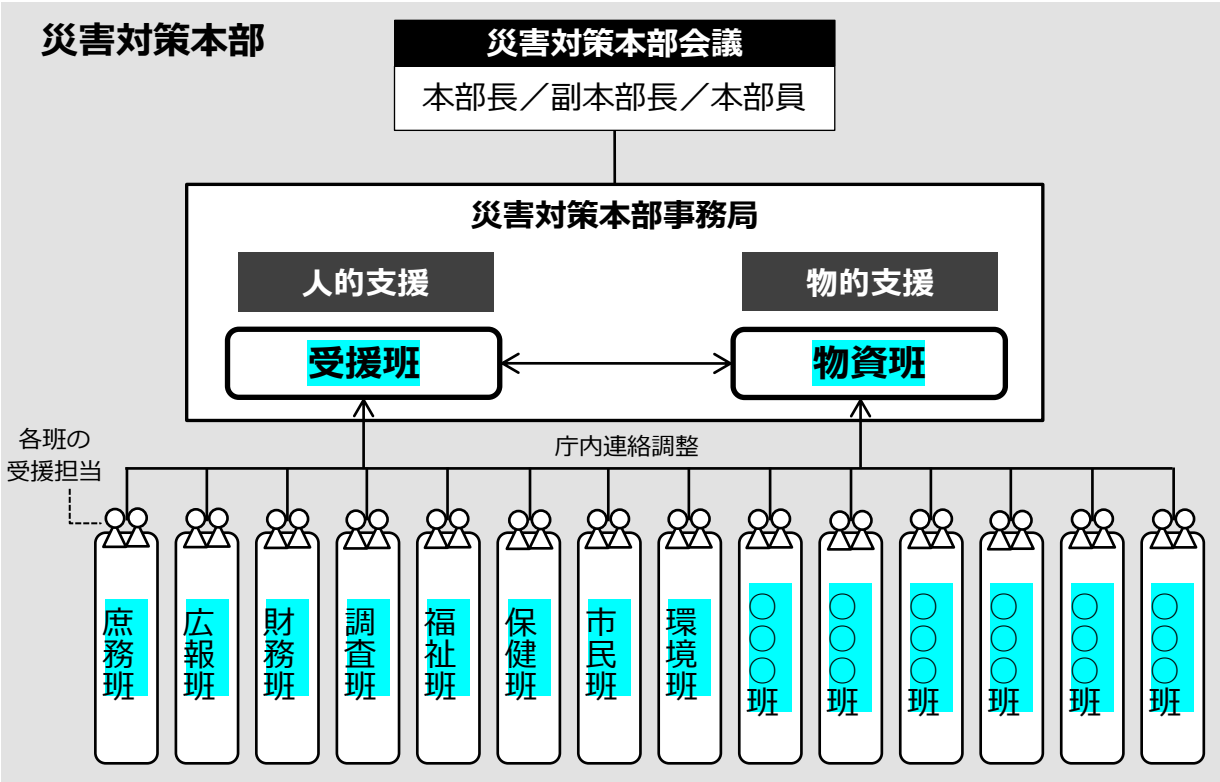
出典：「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」 内閣府（防災担当） 平成29年3月 p.6

第2章 受援体制

第1節 受援体制の構築

災害対策本部における受援体制は下図のとおりとし、**人的支援については『受援班』**、**物的支援については『物資班』**が中心となり受援に関する全体把握、庁内・外部調整等を行い、各班に受援担当を設置し、**受援班・物資班**との連絡調整を行う体制を構築する。

＜災害対策本部における受援体制＞



＜各班の受援担当＞

部	班	受援担当		
		責任者	実務担当者	連絡先
〇〇部	〇〇班	〇〇課長	〇〇課長補佐	〇〇〇〇〇〇〇〇
	〇〇班	〇〇課長	〇〇課主査	〇〇〇〇〇〇〇〇
	〇〇班	〇〇課長	〇〇室長補佐	〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇部	〇〇班	〇〇課長	〇〇主査	〇〇〇〇〇〇〇〇
	〇〇班	〇〇課長	〇〇課長補佐	〇〇〇〇〇〇〇〇
	〇〇班	〇〇課長	〇〇理係長	〇〇〇〇〇〇〇〇

補足メモ

受援体制は各市町村の現状の災害対策本部体制や職員数の状況に合わせた体制を検討し、記載してください。（手引きの事例参照）

第2節 受援の役割分担

1. 人的支援受入れの役割分担

人的支援の受入れに関する役割分担については以下のとおりとする。

＜人的支援受入れに関する役割分担＞		
班等		役 割
受援班		・ 庁内全体の受援状況把握・とりまとめ ・ 庁内調整（ニーズ把握等） ・ 外部への要請・受入れ調整 ・ 庁内全体の調整会議の開催 ・ 宿泊場所の確保（応援団体自らの確保が難しい場合）
各班	受援担当	・ 班内の受援状況把握・とりまとめ ・ 班内の人員調整 ・ 受援班への要請・調整 ・ （受援班を通さず直接要請する場合の）外部への要請・受入れ調整 ・ 調整会議への参加
	業務担当	・ 各業務で不足する人員の把握 ・ 受援担当への状況報告 ・ 応援者の受入れ、受援業務の実施

2. 物的支援受入れの役割分担

物的支援の受入れに関する役割分担については以下のとおりとする。

＜物的支援受入れに関する役割分担＞		
班等		役 割
物資班		・ 庁内全体の物的支援受入れ状況の把握・とりまとめ ・ 庁内調整（ニーズ把握等） ・ 外部への物的支援の要請・受入れ調整 ・ 輸送拠点の開設・運営 ・ 内閣府の「物資調達・輸送調整等支援システム」を用いて物資の調達・配分・配送 ・ 庁内全体の調整会議の開催
各班	受援担当	・ 班内の物資状況把握・とりまとめ ・ 物資班への要請・調整 ・ 調整会議への参加
	業務担当	・ 各業務で不足する物資の把握 ・ 受援担当へ状況報告 ・ 物資の受入れ

補足メモ

各市町村の受援体制に合わせ、役割を割り振ってください。1つの班が人的・物的両方の全体調整等を行う体制の場合は、人的と物的の節を分ける必要はありません。各市町村の状況に合わせ、分かりやすい記載にしてください。

第3章 人的支援の受入れ

第1節 人的支援の基本的な考え方

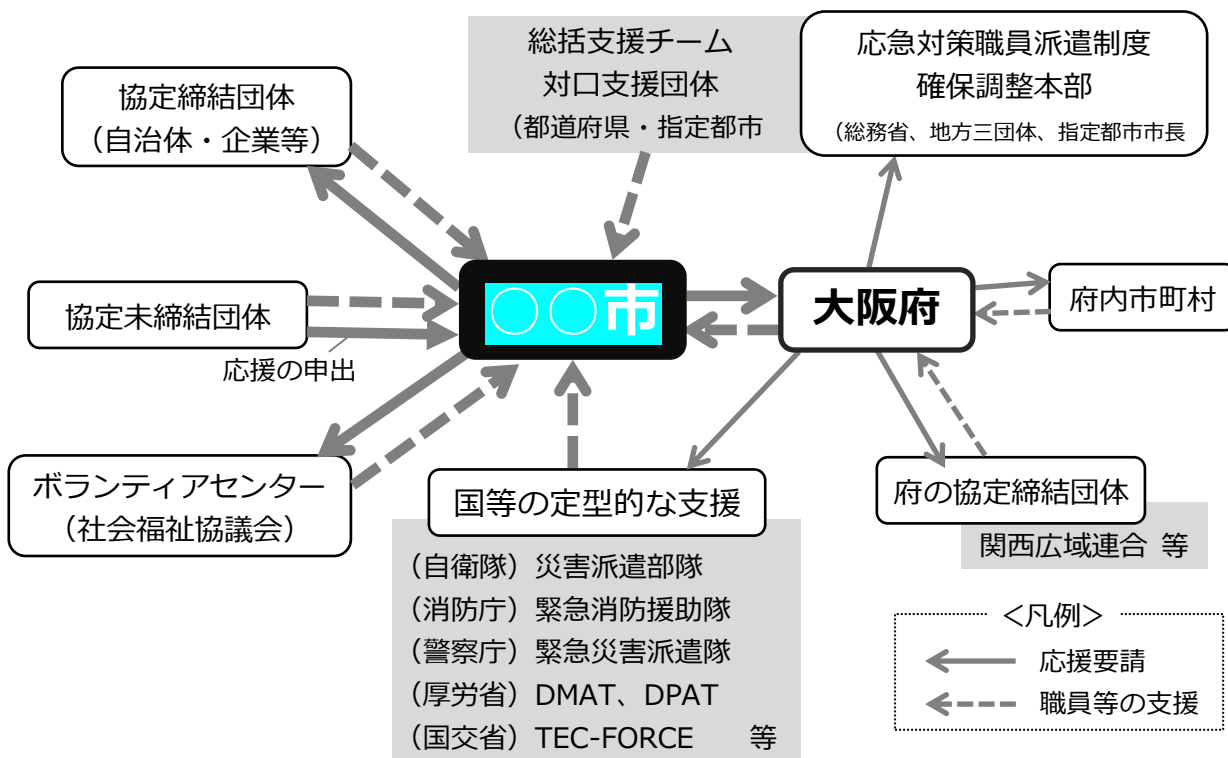
1. 人的支援の全体像

人的支援は、大阪府や協定締結団体、自衛隊、ボランティアなど様々な機関や枠組みにより応援を受けることとなる。

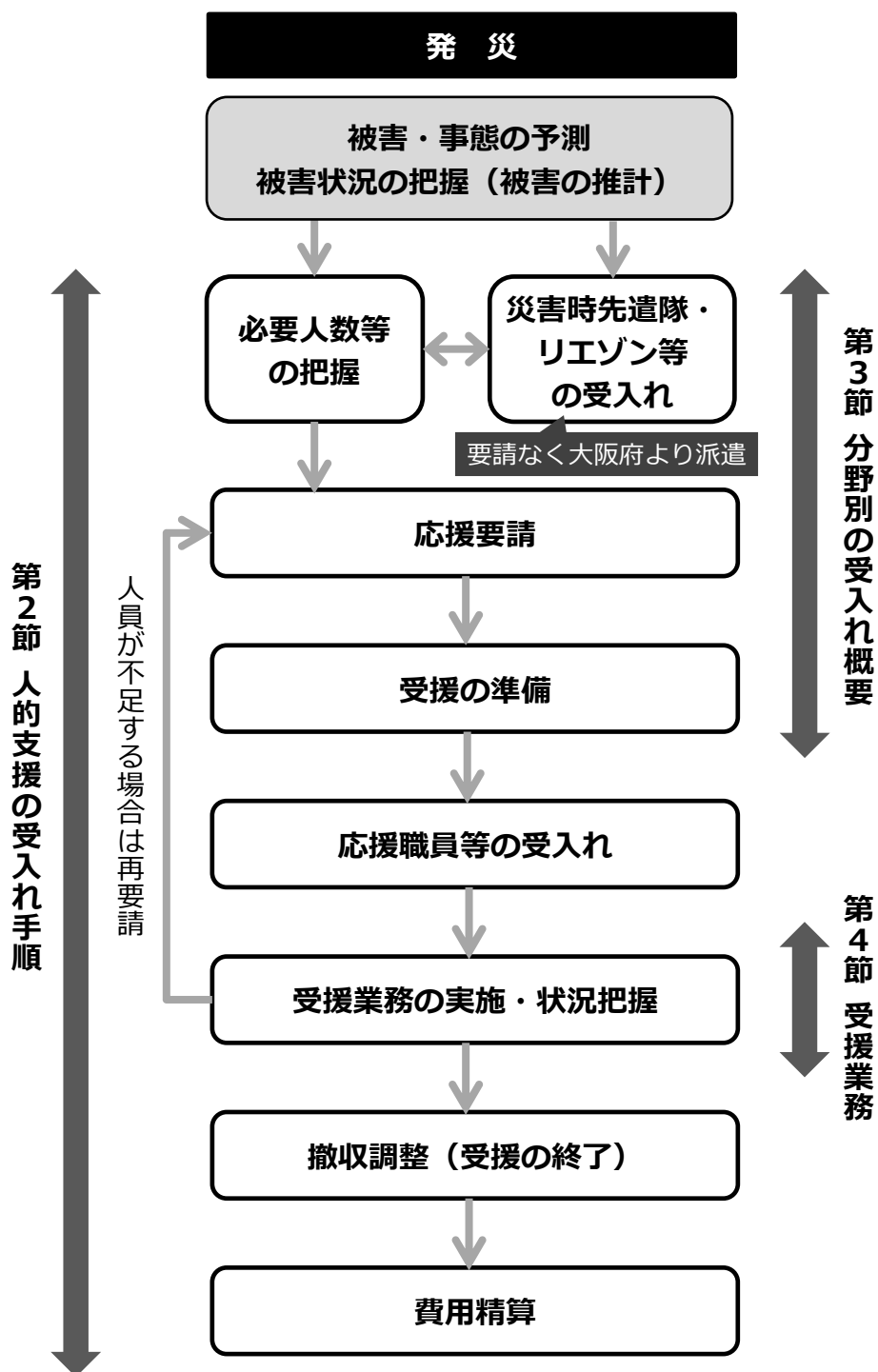
外部機関へ応援要請が必要となる大規模災害時には協定締結団体等からの支援だけでは十分でないことが予想されるため、大阪府と協定締結団体への応援要請を同時並行で行う。

また、協定等に基づかず自主的に応援の申出がある場合や、応援を要請する前に大阪府等から情報連絡員（リエゾン）が派遣される場合などがある。

＜人的支援の応援要請と応援・受援の関係＞



2. 人的支援受入れの流れ



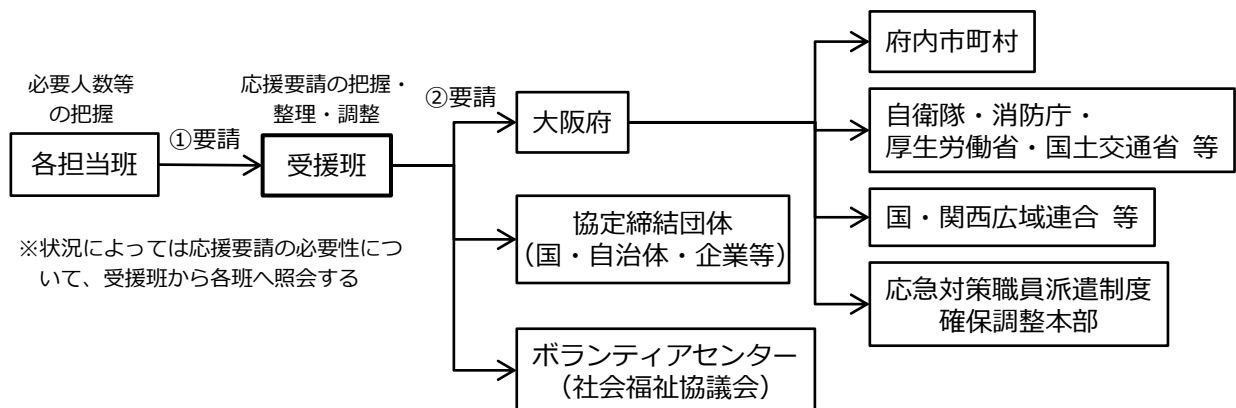
3. 応援要請等の種類

外部からの応援受入れには、本市町村から外部へ応援要請する場合と外部から応援の申出がある場合の2種類がある。また、本市町村から外部へ応援要請をする場合は、外部との連絡窓口の違いにより手続きが異なり、応援要請等の種類は以下の3種類となる。それぞれの詳細な手順については『第3章/第2節 人的支援の受入れ手順』に示す。

(1) 受援班からの要請

各担当班において個別に協定締結等を行っていない業務に関する応援要請は、受援班から行うこととする。

主な要請先：府、協定締結団体（自治体・企業等）、ボランティア（一般・民間）等

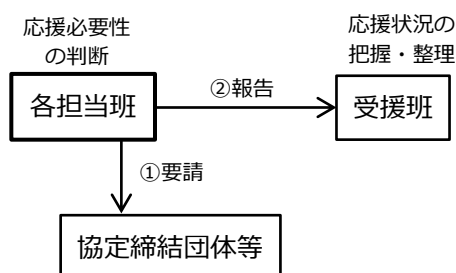


補足メモ

各市町村の受援体制によっては、社会福祉協議会（一般ボランティア）への要請を受援班からではなく、福祉系の班から要請する場合があるので、それに合わせた記載に適宜修正してください。

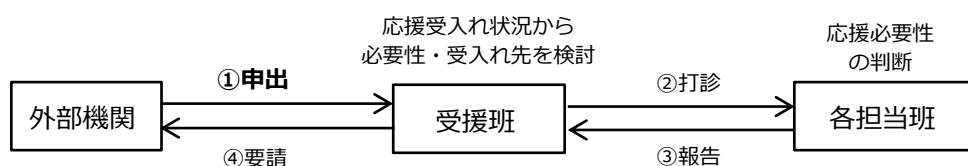
(2) 各担当班からの要請

業務により個別に協定を締結している団体や、業務によりあらかじめ応援先が決定している自治体等への要請は、担当班から行うこととする。



(3) 外部からの応援申出

外部からの応援申出があった場合は受援班が連絡を受け、調整を行う。



4. 応援職員等の環境確保

災害時に応援職員等を円滑に受入れ、効果的に活動してもらえるよう、平時から以下の準備を行うこととする。

(1) 執務スペース等の確保

支援業務を実施するにあたり、業務内容や受入れ応援職員の人数により、通常の執務室だけではスペースが不足する場合がある。そのため、スペースの不足が想定される支援業務とその候補スペースを以下のとおり整理する。また、候補となりうるスペースを『資料4 応援者受入れ候補スペース一覧』に整理する。

スペースの確保にあたっては、業務ごとの必要面積や通信環境等必要な情報を整理しておく。

なお、新型コロナウイルス等感染症まん延時の発災も考慮し、十分な換気ができることや「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）を避けることなどに努める。

＜支援業務と候補執務スペース＞

業務名	担当	候補執務スペース	備考

補足メモ

- ・各市町村にて通常の執務室ではスペースが不足すると想定される業務を検討し、候補となる執務スペースを記載してください。特に広いスペースが必要な業務を記載しましょう。
- ・予め、資料4を用いて、候補執務スペースを整理する際には、面積を記入しておくといでしょう（資料編 p.62 参照）。

(2) 業務に必要なとなる資機材等の準備

応援職員が業務を行う上で必要となる文具、電話、インターネット環境、車両、業務資機材等を支援業務ごとに検討し、庁内で準備が可能なものと困難なものを整理する。特に、現地において、通信ケーブルの切断や基地局の損害により通信環境が不十分なことが考えられるため、衛星通信機器の整備等、インターネットが使用できる環境となるよう準備をしておく。

準備が困難なものについては、発災時に素早く外部から調達できるよう協定締結を進めたり、応援職員へ持参してもらうなどする。

車両や通信機器等の全庁的に必要となるものについては〇〇班が、業務ごとに必要となるものは各担当班が準備を行うものとする。

(3) 業務内容・手順等の整理

応援職員に依頼する業務内容や手順について各担当班にて整理をする。大まかな業務内容については支援業務シートにて整理を行い、細かな手順や内容についてはマニュアル等を準備する。

(4) 宿泊場所等の整理

応援職員の宿泊場所は、応援側で準備することを基本とするが、宿泊場所の確保が困難な場合もあるため、その場合は以下の施設を宿泊施設の候補とする。なお、その際には、個室の確保や女性と男性の部屋を分けるなどの配慮に努める。また、宿泊施設の確保に加え、使用するトイレ、入浴、洗濯等の基本的な環境の整備を実施し、情報を提供する。

＜宿泊場所候補施設＞

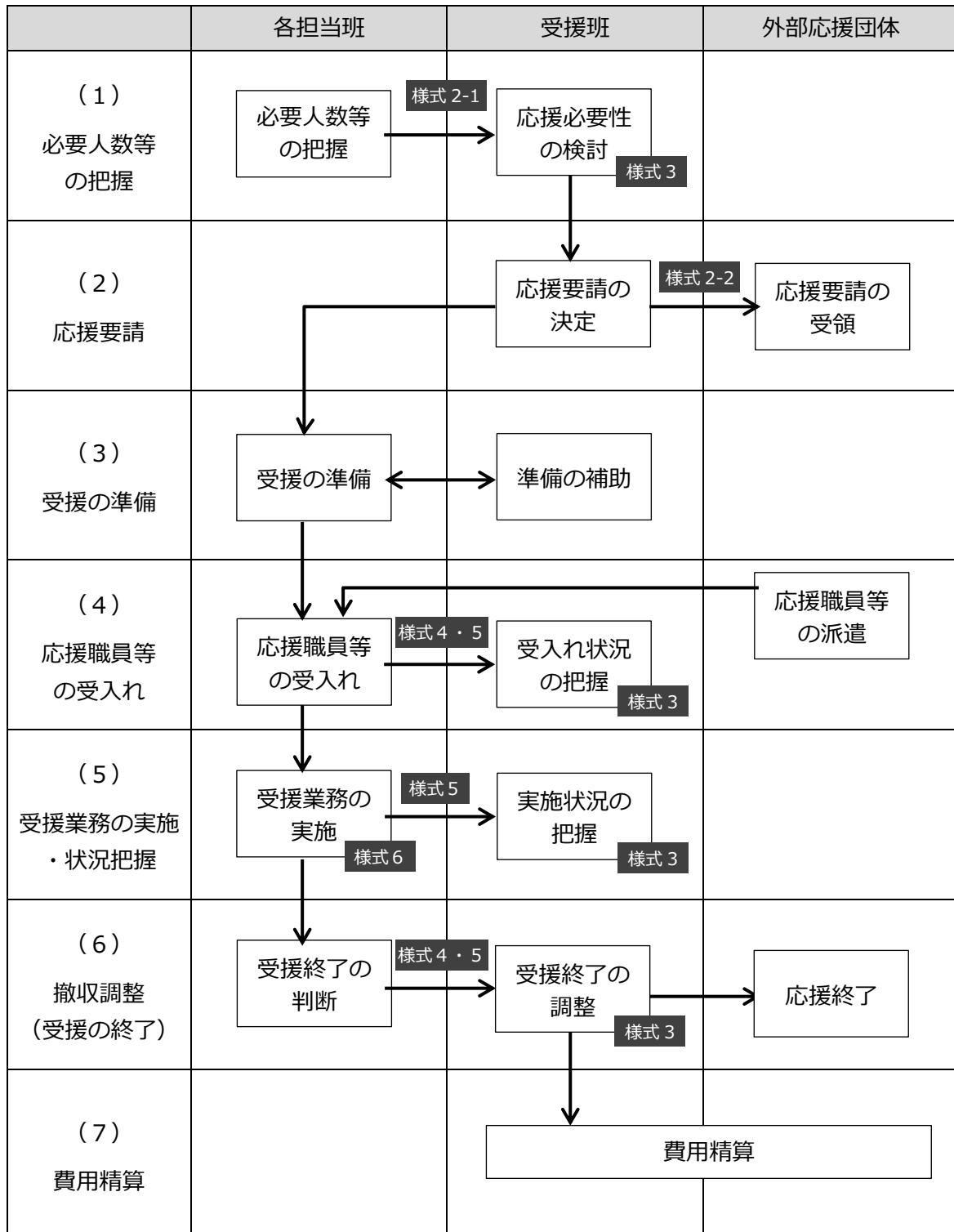
施設名	住所	連絡先

第2節 人的支援の受入れ手順

人的支援の受入れ手順は、本市町村から外部へ要請する場合（受援班からの要請・各担当班からの要請）と外部からの応援申出の場合で分けて整理し、以下のとおりとする。

1. 受援班からの要請の場合

＜受援班からの要請のフロー図＞



(1) 必要人数等の把握

- 各担当班は、発災規模や被害状況、『資料1 受援業務シート』をもとに応援が必要な業務と必要人数を検討し、受援班へ『様式2-1 応援要請書』を用いて応援を要請する。
 - 受援班は、各担当班からの要請を『様式3 受援管理表』に整理する。庁内での人員調整の可否を検討の上、外部への応援必要性を検討する。
- ※ 日中、夜間の従事など、交代等で人員が必要となることも考慮した体制が必要。
- ※ 初動においては、各担当班からの要請を待つのではなく、受援班から各班への応援の必要性について照会をかける。また、必要に応じて府職員等へ助言を求める。

(2) 応援要請

- 受援班は、外部への応援必要性について**本部長**に確認を行い、応援要請の実施を決定する。『第3章/第3節』を参考に要請先に合わせた方法で応援要請を行う。なお、特定の要請様式がない場合は『様式2-2 外部応援要請書』を用いる。各担当班へ応援要請完了を伝える。
- ※ 被害の全容が把握できていない場合でも、震度や大まかな被害情報等から**市町村**の対応能力を超えているか判断し、素早く応援要請を行う。
- ※ 応援職員等の要請や災害マネジメントについて不安のある場合は、府と調整の上、それらに関して知見のある府職員や応急対策職員派遣制度による総括支援チームの派遣を要請する。

(3) 受援の準備

- 各担当班は、業務に必要となる資機材や執務スペース、業務マニュアル、地図等を準備する。執務スペースの確保が困難な場合は、受援班へ確保・調整を依頼する。
- 受援班は、応援団体と連絡調整し、到着時期や携行品、応援者の名簿等の情報を入手し、各担当班と情報共有する。また、各担当班にて確保が困難な執務スペース等の確保や、必要に応じて応援団体へ宿泊場所に関する情報提供を行う。
- 上記に合わせ、道路の通行止めや鉄道の運行状況等、応援職員等が活動拠点に到着するにあたり必要な情報や、水道、電気等のライフラインといった活動にあたり必要な情報、さらに、感染症まん延時における感染者発生状況等の情報についても提供する。

(4) 応援職員等の受入れ

- 各担当班は、応援職員等の受付を行い『様式4 応援職員等名簿』を作成し、業務内容について応援職員等へ説明する。また、受入れ状況を『様式5 受援状況報告書』に整理し、『様式4 応援職員等名簿』と併せ受援班へ報告する。

※ 応援職員等への説明事項は以下を参考にする。

①現在の状況、②関係者のリストや連絡先、③執務場所・休憩場所、④必要な資源の確保方法、⑤働く期間・一日のスケジュール、⑥想定される危険や安全確保方法、⑦業務の「内容」（何をするのか）・「目的」（なぜ、それをするのか）・「ゴール」（業務終了時、どのようになれば良いのか）等

- ・ 受援班は、各担当班からの報告を受け『様式3 受援管理表』を更新し状況を把握する。また、応援職員等の受入れが複数班にまたがる場合など、必要に応じて、最初の全体集合の場所を確保するなどの受入れ補助を行う。

（５）受援業務の実施・状況把握

- ・ 各担当班は、朝礼やミーティングを行い、業務の実施状況や見通し、災害対策本部における方針など、応援職員等との認識統一を図る。
また、応援職員等の活動状況から必要に応じて実施方法等の改善を図り、応援職員等の交代時には『様式6 事務引継書』を活用して適切な引継ぎが行われるよう配慮する。
なお、応援職員等に関連し、問題や変更等が生じた場合は『様式5 受援状況報告書』を更新の上、受援班へ報告する。

※ 必要に応じて被災者支援における要配慮者や女性の視点の重要性を伝えるよう努める。

- ・ 受援班は、各担当班からの報告を受け、『様式3 受援管理表』を更新し、庁内全体の受入れ状況を把握する。必要に応じて各担当班では対応が困難な問題等に対して対応する。また、定期的に各担当班から情報を収集し、受援の全体像を把握する。

（６）撤収調整（受援の終了）

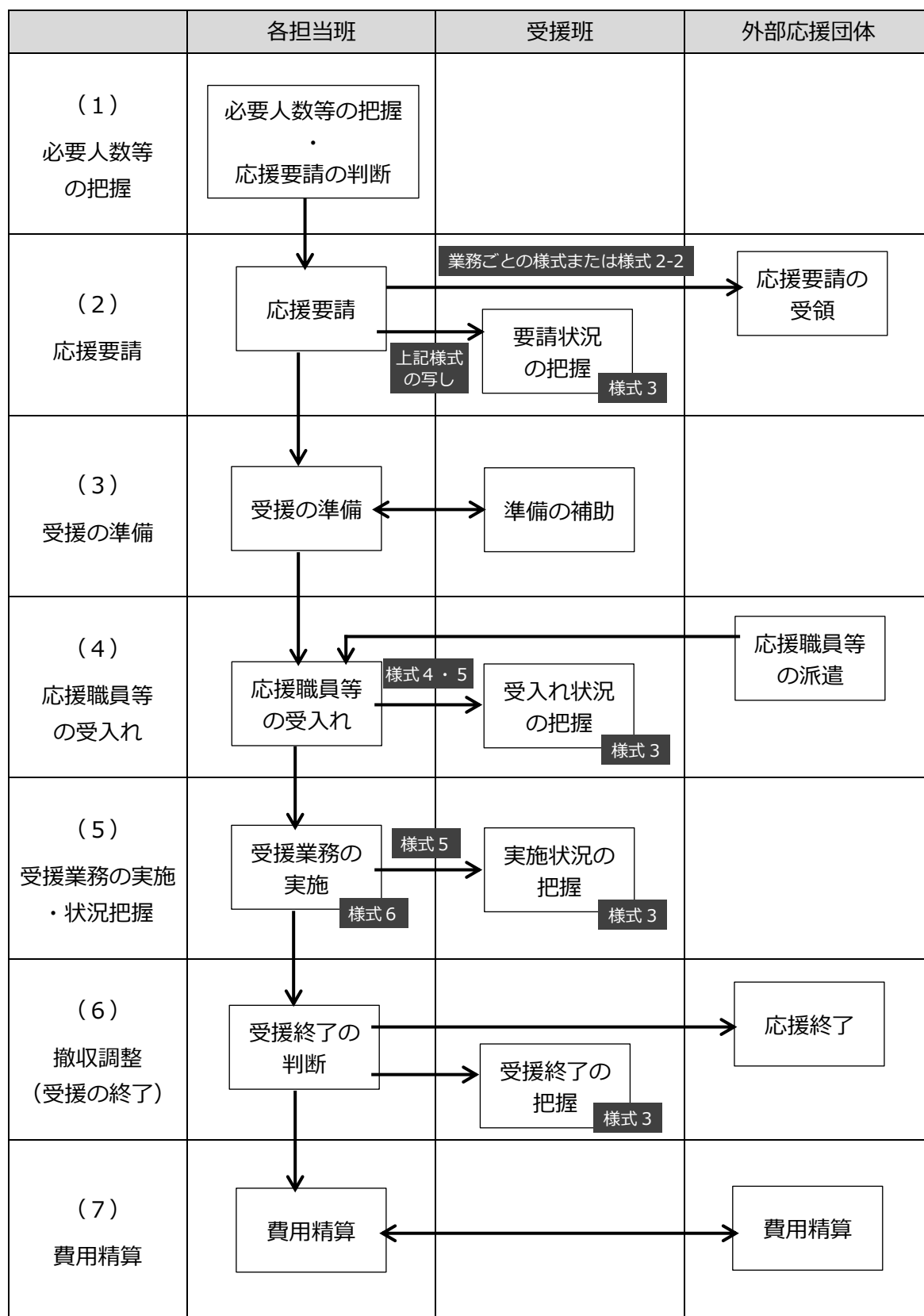
- ・ 各担当班は、受援業務の進捗状況を踏まえ、応援の終了時期を検討した上で、応援職員等と協議し相互の了解のもとで応援の終了時期を判断する。『様式4 応援職員等名簿』『様式5 受援状況報告書』を更新し、受援班へ報告する。
- ・ 受援班は、各担当班からの報告を受け、『様式3 受援管理表』を更新するとともに、庁内全体の受援状況からその応援団体からの受援を終了するか検討し、**本部長**へ受援終了の確認を行った上で、応援団体へ受援終了の旨、連絡する。

（７）費用精算

- ・ 受援班は、応援団体と調整の上、費用精算の手続きを行う。

2. 各担当班からの要請の場合

＜各担当班からの要請のフロー図＞



(1) 必要人数等の把握

- 各担当班は、発災規模や被害状況、『資料1 受援業務シート』をもとに応援が必要な業務と必要人数を検討し、外部からの応援必要性を判断する。
※日中、夜間の従事など、交代等で人員が必要となることも考慮した体制が必要。

(2) 応援要請

- 各担当班は、外部応援団体へ応援要請を行う。特定の要請様式がない場合は『様式2-2 外部応援要請書』を用いる。外部応援団体に提出した要請書の写しを受援班へ提出する。

(参考) 被災建築物応急危険度判定の応援要請様式

「2024年度版 被災建築物応急危険度判定必携／第6編 判定活動実施に係る様式等」

全国被災建築物応急危険度判定協議会（令和6年6月）

<https://www.kenchiku-bosai.or.jp/assoc/oq-index/forpublicsector/hikkei-oq/oqhikkei-pdf/>

- 受援班は、各担当班の報告を受け、『様式3 受援管理表』に応援要請状況を整理する。

(3) 受援の準備

- 各担当班は、応援団体と連絡調整し、到着時期や携行品、応援者の名簿等の情報を入手するとともに、業務に必要な資機材や執務スペース、業務マニュアル、地図等を準備する。執務スペースの確保が困難な場合は、受援班へ確保・調整を依頼する。
- 受援班は、各担当班にて確保が困難な執務スペース等の確保や、必要に応じて応援団体へ宿泊場所に関する情報提供を行う。

(4) 応援職員等の受入れ

- 各担当班は、応援職員等の受付を行い『様式4 応援職員等名簿』を作成し、業務内容について応援職員等へ説明する。また、受入れ状況を『様式5 受援状況報告書』に整理し、『様式4 応援職員等名簿』と併せ受援班へ報告する。

※ 応援職員等への説明事項は以下を参考にする。

①現在の状況、②関係者のリストや連絡先、③執務場所・休憩場所、④必要な資源の確保方法、⑤働く期間・一日のスケジュール、⑥想定される危険や安全確保方法、⑦業務の「内容」（何をするのか）・「目的」（なぜ、それをするのか）・「ゴール」（業務終了時、どのようにならなければならないのか）等

- 受援班は、各担当班からの報告を受け『様式3 受援管理表』を更新し、状況を把握する。

(5) 受援業務の実施・状況把握

- 
- 各担当班は、朝礼やミーティングを行い、業務の実施状況や見通し、災害対策本部における方針など、応援職員等との認識統一を図る。

また、応援職員等の活動状況から必要に応じて実施方法等の改善を図り、応援職員等の交代時には『様式6 事務引継書』を活用して適切な引継ぎが行われるよう配慮する。

なお、応援職員等に関連し、問題や変更等が生じた場合は『様式5 受援状況報告書』を更新の上、受援班へ報告する。

※ 必要に応じて被災者支援における要配慮者や女性の視点の重要性を伝えるよう努める。

- 受援班は、各担当班からの報告を受け、『様式3 受援管理表』を更新し、庁内全体の受入れ状況を把握する。必要に応じて、各担当班では対応が困難な問題等に対して対応する。また、定期的に各担当班から情報を収集し、受援の全体像を把握する。

(6) 撤収調整（受援の終了）

- 
- 各担当班は、受援業務の進捗状況を踏まえ、受援の終了時期を検討した上で、応援職員等と協議し相互の了解のもとで受援の終了時期を判断し、要請先へ連絡する。

また、『様式4 応援職員等名簿』『様式5 受援状況報告書』を更新し、受援班へ受援終了の報告をする。

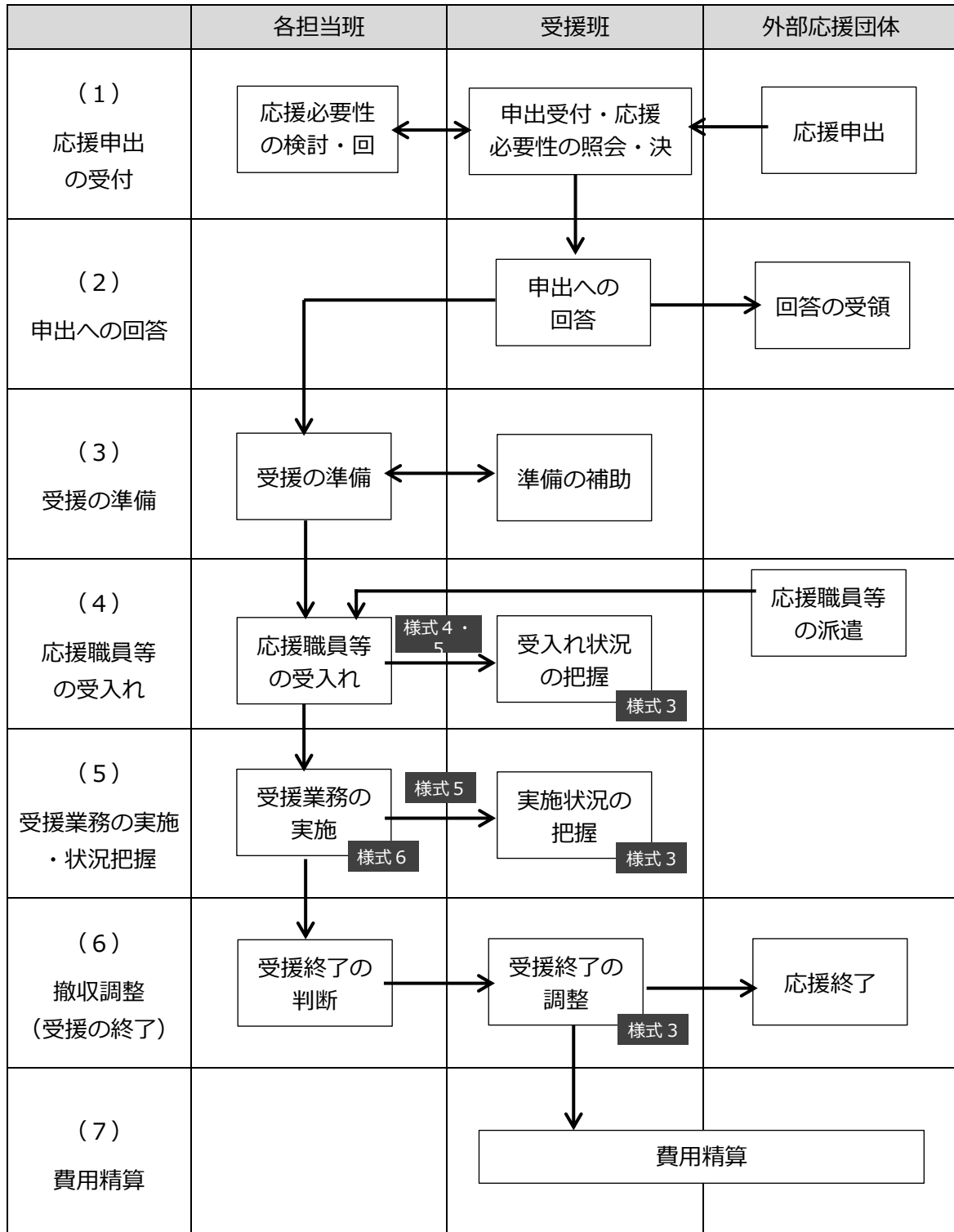
- 受援班は、各担当班からの報告を受け『様式3 受援管理表』を更新し、状況を把握する。

(7) 費用精算

- 各担当班は、応援団体と調整の上、費用精算の手続きを行う。

3. 外部からの応援申出の場合

＜外部からの応援申出のフロー図＞



(1) 応援申出の受付

- ・ 受援班は、外部団体からの応援申出を受け、各担当班へ応援の必要性を照会する。
- ・ 各担当班は、受援班からの照会に対して、応援の必要性を検討し回答をする。

※申出の受入れに迷うくらいの被災状況であった場合は、基本的に申出を受けることとする。甚大な災害でないと思われる場合でも、早期に対応が終結すれば通常業務の早期再開や職員の負担軽減にもつながる。

(2) 申出への回答

- ・ 受援班は、各担当班への照会結果をもとに検討し、**本部長**に**本市町村**としての回答を確認の上、応援申出先に対して回答をする。申出を受ける場合は、応援の準備を進める。

(3) 応援の準備

- ・ 各担当班は、業務に必要となる資機材や執務スペース、業務マニュアル、地図等を準備する。執務スペースの確保が困難な場合は、受援班へ確保・調整を依頼する。
- ・ 受援班は、応援団体と連絡調整し、到着時期や携行品、応援者の名簿等の情報を入手し、各担当班と情報共有する。また、各担当班にて確保が困難な執務スペース等の確保や、必要に応じて応援団体へ宿泊場所に関する情報提供を行う。

(4) 応援職員等の受入れ

- ・ 各担当班は、応援職員等の受付を行い『様式4 応援職員等名簿』を作成し、業務内容について応援職員等へ説明する。また、受入れ状況を『様式5 受援状況報告書』に整理し、『様式4 応援職員等名簿』と併せて受援班へ報告する。

※ 応援職員等への説明事項は以下を参考にする。

①現在の状況、②関係者のリストや連絡先、③執務場所・休憩場所、④必要な資源の確保方法、⑤働く期間・一日のスケジュール、⑥想定される危険や安全確保方法、⑦業務の「内容」（何をするのか）・「目的」（なぜ、それをするのか）・「ゴール」（業務終了時、どのようになれば良いのか）等

- ・ 受援班は、各担当班からの報告を受け『様式3 受援管理表』を更新し状況を把握する。また、応援職員等の受入れが複数班にまたがる場合など、必要に応じて、最初の全体集合の場所を確保するなどの受入れ補助を行う。

(5) 受援業務の実施・状況把握

- ・ 各担当班は、朝礼やミーティングを行い、業務の実施状況や見通し、災害対策本部における方針など、応援職員等との認識統一を図る。
また、応援職員等の活動状況から必要に応じて実施方法等の改善を図り、応援職員等の



交代時には『様式 6 事務引継書』を活用して適切な引継ぎが行われるよう配慮する。
なお、応援職員等に関連し、問題や変更等が生じた場合は『様式 5 受援状況報告書』
を更新の上、受援班へ報告する。

※ 必要に応じて被災者支援における要配慮者や女性の視点の重要性を伝えるよう努める。

- 受援班は、各担当班からの報告を受け、『様式 3 受援管理表』を更新し、庁内全体の受入れ状況を把握する。必要に応じて、各担当班では対応が困難な問題等に対して対応する。また、定期的に各担当班から情報を収集し、受援の全体像を把握する。

(6) 撤収調整（受援の終了）

- 各担当班は、受援業務の進捗状況を踏まえ、応援の終了時期を検討した上で、応援職員等と協議し相互の了解のもとで応援の終了時期を判断する。『様式 4 応援職員等名簿』『様式 5 受援状況報告書』を更新し、受援班へ報告する。
- 受援班は、各担当班からの報告を受け、『様式 3 受援管理表』を更新するとともに、庁内全体の受援状況からその応援団体からの受援を終了するか検討し、本部長へ受援終了の確認を行った上で、応援団体へ受援終了の旨、連絡する。

(7) 費用精算

- 受援班は、応援団体と調整の上、費用精算の手続きを行う。

第3節 分野別の受入れ概要

1. 初動時の災害応急対策実施の支援

(1) 支援の種類・概要

大規模な災害の発生直後、初動時の災害応急対策実施の支援として被災状況の把握や連絡調整を行う職員の派遣が大阪府等より行われる。主な派遣は以下のとおりである。

なお、大阪府からは本市町村からの要請なく、発災直後に素早く派遣されるため、早期より応援の必要人数等の情報が共有できるよう、迅速な状況把握を行う。

また、支援の費用負担を理由に応援要請を躊躇することがないように、災害救助法の適用について早期より災害時先遣隊またはリエゾンを通じて大阪府と調整すること。

<初動時の災害応急対策実施の支援の種類・概要>

受入時期	応援団体		主な支援内容	要請先	要請担当
発災直後	大阪府	緊急防災推進員 (地震の場合のみ)	市町村の被害状況及び対策状況の収集・伝達による府の応急対策の円滑な実施を期する	要請不要 勤務時間外において震度 5 弱以上を観測した場合に派遣される	(受入れ担当) 支援班
		災害時先遣隊	被災状況の把握	要請不要 大規模な自然災害が発生し、被災市町村の行政機能の全部又は一部が麻痺した場合に派遣される	(受入れ担当) 支援班
		現地情報連絡員 (リエゾン)	情報収集（市町村災害情報、必要な物的・人的支援に関する情報等）		(受入れ担当) 支援班
	国土交通省	TEC-FORCE の災害対策現地情報連絡員(リエゾン)	被害情報や支援ニーズの把握、TEC-FORCE 活動等の情報共有、国土交通省との連絡調整	近畿地方整備局へ要請 [下記 (2) No.1] 災害規模が大きい場合は要請を待たず、派遣確認の連絡あり	〇〇班
24時間～	総務省等	応急対策職員派遣制度による総括支援チーム	市町村長への助言、被害状況や応援職員のニーズ把握、関係機関との連絡調整	大阪府へ要請 [下記 (2) No.2]	支援班

(2) 連絡先

<連絡先一覧>

No	機関名	電話番号		無線番号
		昼間	夜間	
1	近畿地方整備局 災害対策マネジメント室 防災グループ			
	または最寄りの事務所（大阪国道事務所、浪速国道事務所、淀川河川事務所、猪名川河川事務所、大和川河川事務所、大阪港湾・空港整備事務所）			

2. 人命救助関係

(1) 支援の種類・概要

大規模災害では多くの人的被害の発生が予測されており、自衛隊等による人命救助活動が必須となる。人命救助に関わる主な団体は以下のとおりである。

市町村民の人命に関わる重大なことであるため、必要と認めた場合は素早く自衛隊の災害派遣要請等を要求する。

<人命救助関係の支援の種類・概要>

受入時期	応援団体		主な支援内容	要請先	要請担当
発災直後	自衛隊	災害派遣部隊	- 行方不明者の捜索及び負傷者の救助 - 人員や物資の輸送 - 給水	大阪府へ要請 [下記(2) No.1] 大阪府へ連絡ができない場合は直接自衛隊へ被害状況を通知 [下記(2) No.2]	〇〇班
	消防庁	緊急消防援助隊	- 大規模火災発生時の延焼防止等消火活動 - 高度救助用資器材を備えた部隊による要救助者の検索、救助活動	大阪府へ要請 [下記(2) No.3] 大阪府へ連絡ができない場合は直接消防庁へ要請 [下記(2) No.4]	消防長
	警察庁	警察災害派遣隊	- 検視、死体見分及び身元確認の支援 - 緊急交通路の確保	要請不要 大阪府公安委員会が要請	—
	大阪府	保健医療活動チーム※ (DMAT、JMAT、日赤救護班、DPAT、歯科医師チーム、薬剤師チーム等)	被災者の健康管理を行うため、保健医療活動チームによる巡回健康相談や避難所の衛生管理の実施	保健所保健医療調整本部(管轄保健所(政令・中核市においては大阪府保健医療調整本部))へ要請 [下記(2) No.5]	〇〇班

※保健医療活動チーム

災害派遣医療チーム(DMAT)、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、災害派遣精神医療チーム(DPAT)、その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム(被災都道府県以外の都道府県から派遣されたチームを含む。)

(平成29年7月5日付厚労省関係部局長通知「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」より)

(2) 連絡先

<連絡先一覧>

No	機関名	電話番号		無線番号
		昼間	夜間	
1	大阪府 危機管理室			

No	機関名	電話番号		無線番号
		昼間	夜間	
2	陸上自衛隊 第三師団 第3部 防衛班			
3	大阪府 危機管理室 消防保安課			
4	消防庁 応急対策室			
5	保健所保健医療調整本部 (管轄保健所(政令・中核市においては大阪府保健医療調整本部))			

※No 1、3、5については、大阪府のリエゾン等が派遣されている場合は、リエゾンを通して要請する。

※内線電話から衛星無線にかける場合は、有効桁数の制限を解除する必要がある。

(3) 受入れ場所

各団体の応援部隊の受入れ拠点は以下のとおりとする。また、災害対策本部内に各団体のリエゾンが常駐し連絡調整をできるスペースを確保する。(『第3章/第3節/1(3) 受入れ場所』を参照)

① 自衛隊災害派遣部隊・緊急消防援助隊・警察災害派遣隊

■ 後方支援活動拠点等 (大阪府全体としての広域的支援部隊の集結・駐屯地)

日本万国博覧会記念公園、久宝寺緑地、寝屋川公園、大泉緑地等
(被害状況等を勘案し府が決定する)



<地震に係る広域的支援部隊 集結場所候補地>

活断層地震等	集結・駐屯場所		
	第一候補	第二候補	第三候補
上町断層系地震	久宝寺緑地	万博公園	寝屋川公園
生駒断層系地震	万博公園	服部緑地	久宝寺緑地
有馬高槻構造線地震	久宝寺緑地	大泉緑地	寝屋川公園
中央構造線地震	久宝寺緑地	万博公園	寝屋川公園
南海トラフ地震	久宝寺緑地	万博公園	大泉緑地

■ 地域防災拠点 (本市町村域における応援部隊の受入れ及び活動拠点)

○○○運動公園の○○グラウンド

②保健医療活動チーム

■救護所候補地

- ・〇〇病院
- ・〇〇公園
- ・各避難所

<受入れ拠点位置図>

市町村内の災害対策本部、地域防災拠点、救護所の位置図

3. 個別業務

(1) 支援の種類・概要

災害マネジメントや人命救助活動以外の個別災害対応業務に対する応援団体は、以下のとおりである。大規模災害時には本市町村独自の協定締結団体への応援要請だけでは、十分な要員確保が困難であることが想定されるため、協定締結団体への応援要請と併せ、発災当初から大阪府へも応援要請を行う。

<個別業務の支援の種類・概要>

受入時期	応援団体	主な支援内容	要請先	要請担当
各業務により必要なタイミング（概ね24時間以降）	大阪府 (大阪府を経由した府内市町村、関西広域連合、応急対策職員派遣制度による対口支援方式の職員派遣等を含む)	各種災害対応全般	大阪府へ要請 ※業務により窓口が異なる [下記(2)①]	受援班 及び 各担当班
	協定締結団体 (相互応援自治体)	各種災害対応全般	各協定締結先へ要請 [資料2 応援協定一覧]	受援班
	協定締結団体 (上記以外)	各種協定に基づく支援内容 ・給水活動 ・物資・資機材提供 ・物資輸送 ・施設使用 ・廃棄物処理 など	各協定締結先へ要請 [資料2 応援協定一覧]	各担当班
	専門ボランティア	専門的な知識・技能を必要とする作業 ・医療支援、介護 ・通訳（外国語・手話） ・大型車による輸送 ・応急危険度判定 など	各団体へ要請	各担当班
概ね3日以降	一般ボランティア	専門的な知識・技能を持たなくても可能な作業 ・炊出し、避難所の運営補助 ・物資の仕分け・配布 ・がれきの片付け など	〇〇市町村社会福祉協議会 [下記(2)②]	〇〇班

(2) 連絡先

① 大阪府

- ・大阪府のリエゾン等が派遣されている場合は、リエゾンを通して要請する。
- ・要請に際しては『様式2-2 外部応援要請書』を使用すること。

※No5「被災建築物応急危険度判定」については指定の様式あり。

(参考) 被災建築物応急危険度判定の応援要請様式

「2024年度版 被災建築物応急危険度判定必携／第6編 判定活動実施に係る様式等」

全国被災建築物応急危険度判定協議会（令和6年6月）

<https://www.kenchiku-bosai.or.jp/assoc/oq-index/forpublicsector/hikkei-oq/oqhikkei-pdf/>

＜連絡先一覧＞

No	対象業務	窓口	電話番号		無線 番号	要請 担当	受援開始 時期
			昼間	夜間			
1	災害マネジメント	受援班 (危機管理室)				受援班	3 時間 以内
2	避難所運営	受援班 (危機管理室)				〇〇班	24時間 以内
3	健康・保健活動 (保健医療活動 チームの派遣)	保健所保健医療調整本部 (管轄保健所(政令・中 核市においては大阪府保 健医療調整本部))				〇〇班	72時間 以内
4	物資集積拠点の 運営／物資配送	対策班 (危機管理室)				〇〇班	24時間 以内
5	被災建築物応急 危険度判定	建築防災班 (都市整備部都市防災 課)				〇〇班	72時間 以内
6	被災宅地危険度 判定	建築指導班 (都市整備部都市防災 課)				〇〇班	72時間 以内
7	住家被害認定調査	受援班 (危機管理室)				〇〇班	72時間 以内
8	罹災証明交付事務	受援班 (危機管理室)				〇〇班	2週間 以内
9	災害廃棄物処理	資源循環班 (環境農林水産部循環型 社会推進室資源循環課)				〇〇班	24時間 以内
10	給水体制の確立・ 維持	①日本水道協会大阪府 支部 ②水道災害調整本部 (健康医療部生活衛生室 環境衛生課)				〇〇班	24時間 以内
11	被災者支援・ 相談業務	受援班 (危機管理室)				〇〇班	1週間 以内

② ○○市町村社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）

＜連絡先一覧＞

機関名	電話番号		FAX
	昼間	夜間	
○○市町村社会福祉協議会	○○-○○○○-○○ ○○	○○-○○○○-○○ ○○	○○-○○○○-○ ○○○

（３）受入れ場所

各業務において担当班が指定すること。『第3章/第1節/4（１）執務スペース等の確保』『資料４ 応援者受入れ候補スペース一覧』を参考に必要に応じて、受援班と調整を行う。

（参考）災害時におけるボランティア活動支援

■市町村の対応

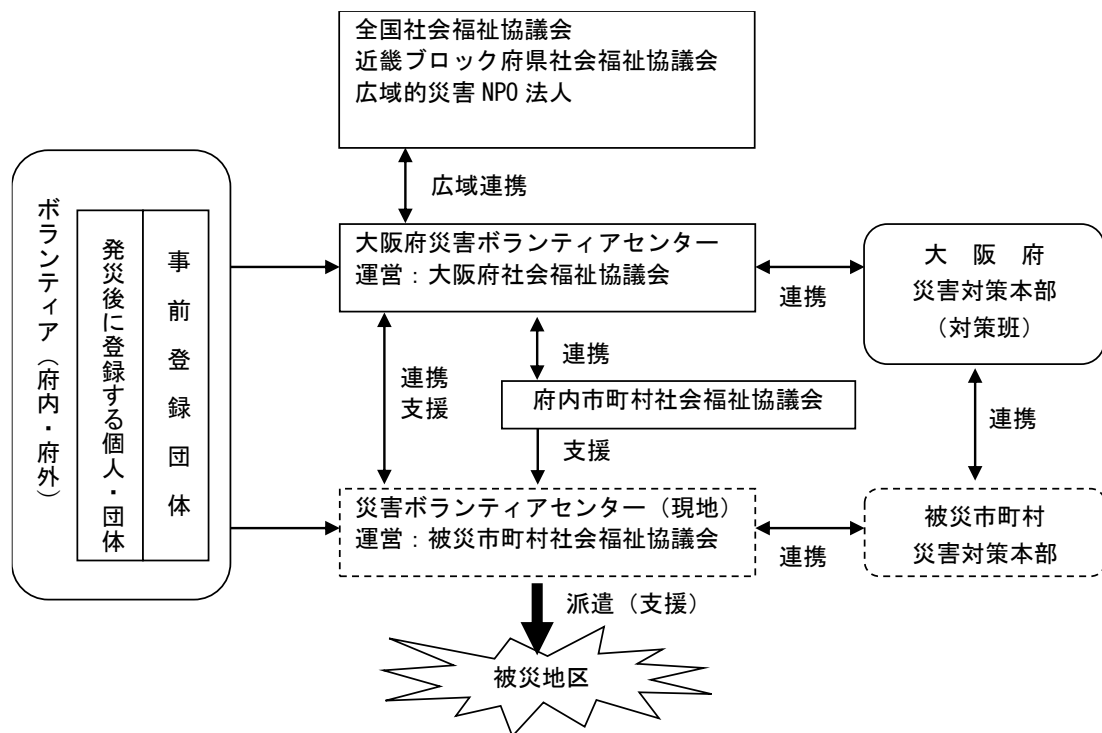
（１）受入窓口の開設

市町村社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口を開設する。

（２）活動拠点の提供

ボランティア活動に必要な場所、ボランティア関係団体への情報の提供に努める。

■府の対応



府は、災害の状況、市町村から収集した住民のニーズなどの情報について、広域的なボランティア活動推進機関に提供するとともに、連携してボランティアが円滑に活動できるように環境整備を図るものとする。

なお、府内外からのボランティアの受入れについては、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」に基づき、次のとおり行う。

（１）ボランティアの活動内容

- ① 被災者に対する給食・給水支援
- ② 救援物資の仕分け・配付
- ③ 高齢者・障がい者など避難行動要支援者への援助
- ④ その他被災者に対する支援活動

（２）登録及び情報提供等

府は、災害が発生し、ボランティアによる活動が必要と認めるときは、社会福祉法人大阪府社会

福祉協議会に調整要員の派遣を要請するとともに、派遣された調整要員者は、府災害対策本部対策班において、ボランティアに係る調整を実施するものとする。

また、大阪府社会福祉協議会は、同協議会内又は府災害対策本部に近接した場所に、ボランティア活動を支援するためのボランティアセンターを開設し、被災地等でのボランティア活動が可能な団体及び個人の登録を行うとともに、ボランティア情報を提供するものとする。

(3) 提供するボランティア情報の内容

- ① ボランティアを必要としている市町村名及び連絡先
- ② 活動場所
- ③ 活動内容
- ④ その他の情報

(4) ボランティアに対する支援

- ① 府は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア活動開始時に、活動参加者に保険に入させることとし、その保険料は府が負担する。
- ② 府は、ボランティア活動を支援するため、「災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」「船舶による災害時の輸送等に関する協定」などを踏まえ、移動手手段の確保を行うものとする。

(5) 在住外国人への支援

府は、大阪府国際交流団体へ、通訳ボランティアの派遣の協力依頼を行う。

■ 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会の対応

災害時の社会福祉法人大阪府社会福祉協議会の対応は、同協議会ホームページより以下のとおりである。

(参考ホームページ)

<http://www.osakafusyakyō.or.jp/disastersupport/about/index.html>

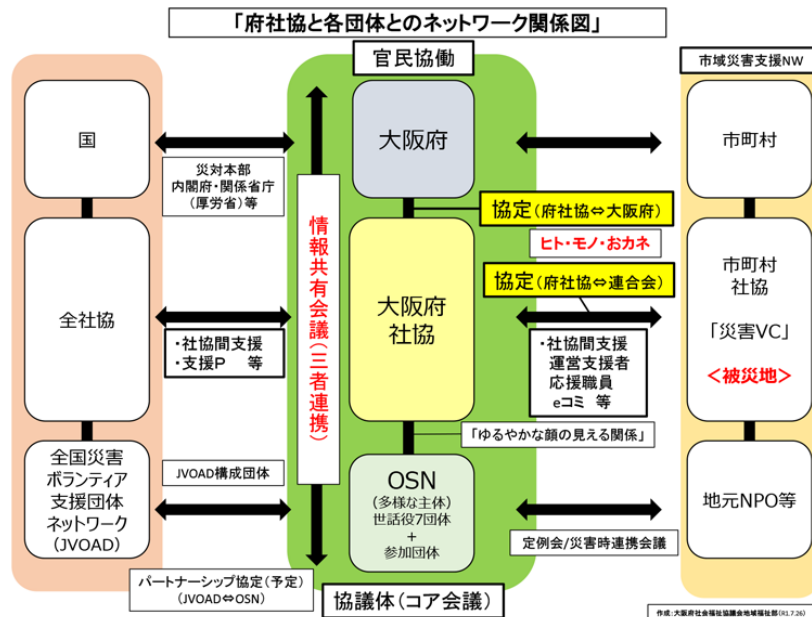
<http://www.osakafusyakyō.or.jp/disastersupport/disastersupport/index.html>

(1) 行政・社協・NPO 等の三者連携について

災害支援はさまざまな支援の形があり、その中で、社会福祉協議会の災害支援は状況に応じて、災害ボランティアセンターを立ち上げる。

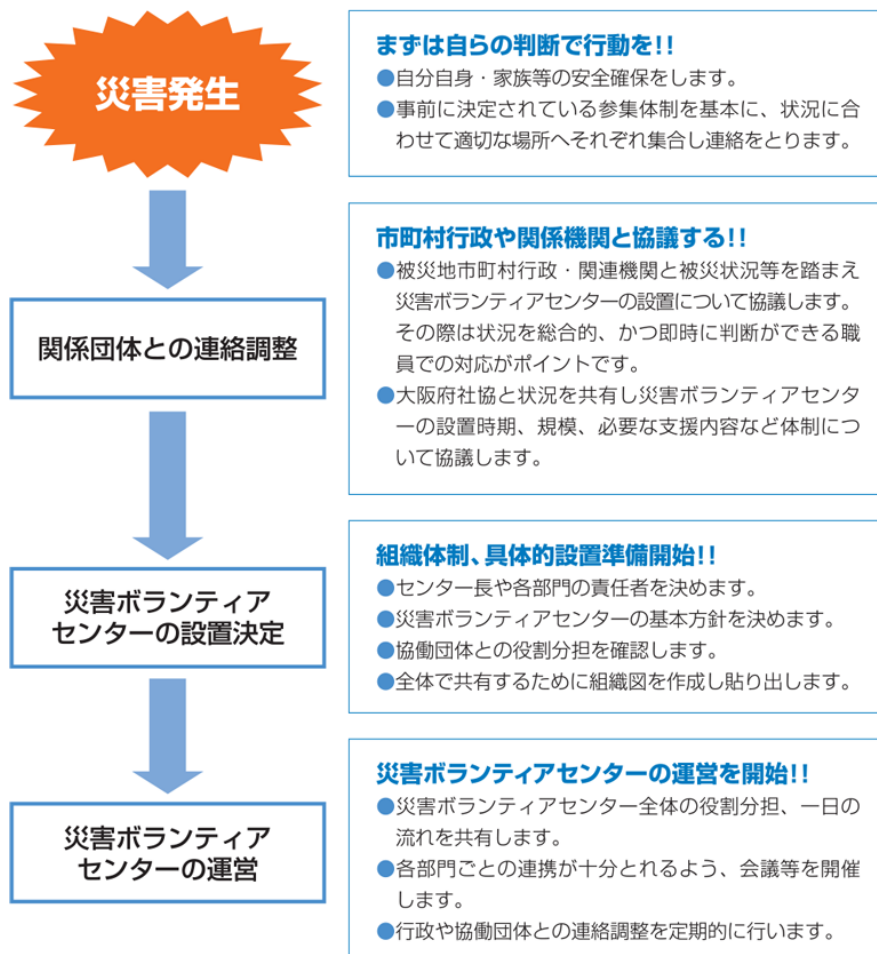
社協は日常業務の中から関わる団体とのネットワークを活かし、災害時は地元の力だけでなく、外部からの支援の力を借りながら、災害ボランティアセンターに寄せられるニーズに対応する。

内閣府が示す三者連携をベースにして、大阪府社協がイメージする圏域ごとの「社協機能を中心とした三者連携」は下記のとおりとなる。



(2) 災害ボランティアセンター設置までの流れ

被災地の市町村社協では、被災直後から普段の地域のネットワークを活かして安否確認を行い、地域の状況を把握する。そうした被災状況や被災者のニーズを踏まえ、行政と協議を行い、必要に応じて災害ボランティアセンターの設置・運営の判断を行う。



(3) 災害ボランティアセンター設置・ボランティア活動に必要な資機材

災害ボランティアセンターの設置やボランティアが現場で活動する際に必要となる主な資機材は以下のとおりである。

＜災害ボランティアセンター設置のために必要な主な機材＞

機材	用途
机・椅子など	事務機能の整備
固定電話・携帯電話・FAX	外部との連絡手段
インターネット回線	ホームページの運用、メール等の利用
ホワイトボード・掲示用ボード	情報連絡、依頼等の貼り出し
コピー機・印刷用紙	紙媒体による情報の印刷
筆記用具・事務用品	コーディネート時などには付箋等も有効に活用
パソコン・プリンター	広報の作成、データー処理、ホームページなど
ハンドマイク	全体会等での説明時に使用
無線・トランシーバー	主要スタッフ、各セクションとの連絡用
腕章・スタッフジャンパー・ネームプレートなど	役割などがすぐに分かるように
住宅地図・広域地図	被災地情報整理、ボランティア用地図など
ガムテープ（布）	名札として使用することも可能
TV・ラジオ等	情報収集
非常食・飲料水救急セット	災害直後の泊り込み等に備えて3日分程度
発電機・照明	停電時の対応、夜間照明
寝袋	泊り込みのスタッフ用

＜ボランティア活動に必要な主な資材＞

資材	用途
軍手・ゴム手袋	復旧にかかわる大部分の活動では必須となります。内容により素材の考慮も必要となります。
スコップ・ほうき・バール・一輪車など	活動内容にあわせて準備します。水害時にはバケツや雑巾、土嚢袋なども必要となります。
自転車・バイクなど	移動の距離により必要な場合があります。
飲料水・栄養補助食品	基本的には個人で持参することが望ましいですが、炎天下など状況によっては配慮が必要です。

その他、災害支援の際の資機材の紹介（主なもの）はこちら

<http://www.osakafusyakyo.or.jp/disastersupport/disastersupport/pdf/shikizai.pdf>

第4節 受援業務

1. 受援業務の考え方

人的支援の受入れを必要とする業務（受援業務）は、〇〇市町村業務継続計画（BCP）に定める非常時優先業務の中から、多数の人員が必要となり人員の不足が想定される業務及び、過去の災害教訓等を踏まえ以下のとおり選定した。

＜受援開始時期別業務数＞

業務種別	受援開始目安						合 計
	3 時間以内	24 時間以内	72 時間以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内	
応急・復旧業務	1	4	4	1	1		11
優先すべき通常業務							
合 計	1	4	4	1	1		11

補足メモ

上記表は、各市町村の業務継続計画に記載の非常時優先業務の時間区分に合わせ、受援業務の数を記載し、どの時期にどの程度の受援が必要となるか全体像が分かるようにしてください。

2. 受援業務一覧

受援業務は以下のとおりとする。なお、今後、災害対応の経験や訓練等を通じて、受援業務の追加や見直しを適宜行うものとする。

＜受援業務一覧＞

	受援業務	業務担当	受援開始時期
1	災害マネジメント	〇〇班	3時間以内
2	避難所運営	〇〇班	24時間以内
3	健康・保健活動（保健医療活動チームの派遣）	〇〇班	72時間以内
4	物資集積拠点の運営／物資配送	〇〇班	24時間以内
5	被災建築物応急危険度判定	〇〇班	72時間以内
6	被災宅地危険度判定	〇〇班	72時間以内
7	住家被害認定調査	〇〇班	72時間以内
8	罹災証明交付事務	〇〇班	2週間以内
9	災害廃棄物処理	〇〇班	24時間以内
10	給水体制の確立・維持	〇〇班	24時間以内
11	被災者支援・相談業務	〇〇班	1週間以内
12	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇班	
13	．．．．．	〇〇班	

補足メモ

本手引き・ひな型では、受援業務として主要な 11 業務のみを掲載しています。各市町村においてその他に受援が必要な業務について検討し、適宜上記一覧表に追加してください。

3. 受援業務シート

受援業務ごとにその業務の受援に関する概要を整理した「受援業務シート」を作成する。受援業務シートの目的は、応援が必要な業務を素早く特定し、要請すること及び応援者との業務内容調整であり、様式、内容、使用場面等は以下に示すとおりである。

事前の訓練等により適宜見直しや追加作成を行い、実際の災害時には、状況に合わせて内容を修正するなどして活用するものとする。

参考：『資料1 受援業務シート』

＜受援業務シートの概要＞

	受援業務シート
目的	・ 素早い受援業務の特定、要請 ・ 応援者との業務内容調整
内容	受援業務の全体概要 (全体のフロー、業務内容、応援者条件、業務担当者、必要な資機材、執務スペース、応援要請先)
使用場面	・ 受援必要性の判断、応援要請のとき ・ 応援者受入れの際の業務内容調整のとき
使用者	(応援要請) 各班・受援班 (業務調整) 各班・応援者
作成対象	全ての受援業務に1枚ずつ作成

第4章 物的支援の受入れ

第1節 物的支援の基本的な考え方

1. 物資調達全体の全体像

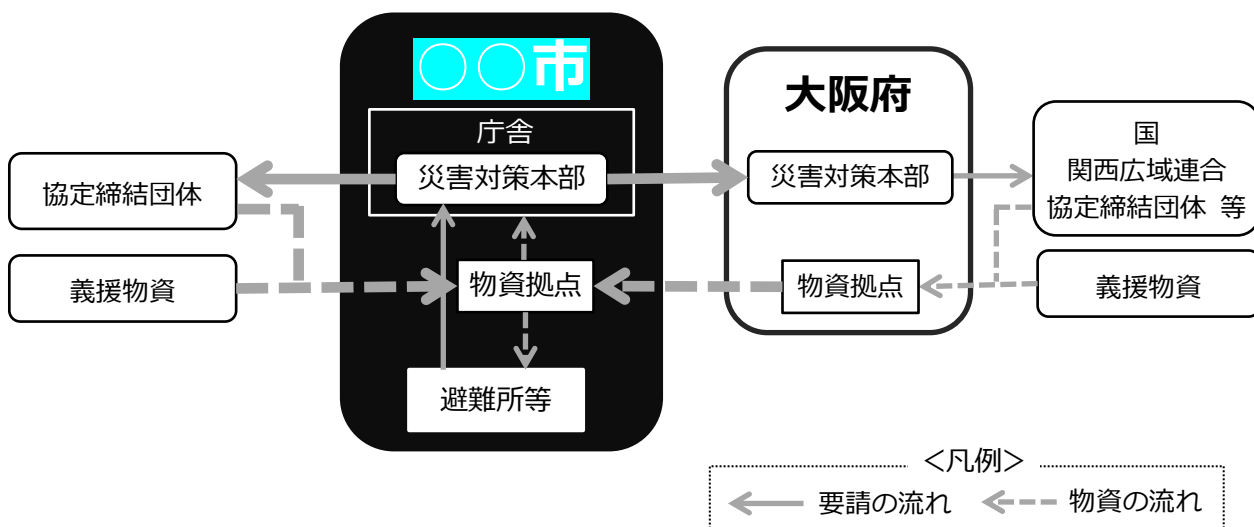
物的支援も人的支援と同様に大阪府や協定締結機関等へ要請し、受入れを行う。なお、物資調達は「生活支援物資」と「業務用資源」に分けて整理をする。

＜物的支援の種類・定義及び担当＞

種類	定義	外部要請担当
生活支援物資	食料や飲料、生活必需品等で被災者に配布する物資	物資班
業務用資源	車両や衛星電話、燃料、資機材等 で業務において使用する資源	全庁的に使用する資源
		各業務で必要となる資源 (※)
		各担当班

※人的支援と併せて要請し、応援職員等に持参してもらう資源もある。

＜物的支援の要請・物資の流れ＞



※上図は基本的に生活支援物資の流れを示しており、業務用資源は物資拠点を經由せず直接、担当班へ届く場合もある。

(1) 「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用

物資調達に関しては、令和2年4月1日から運用が開始された内閣府の「物資調達・輸送調整等支援システム」（以下、「物資システム」とする）を活用する。

物資システムは、避難所のニーズや物資の発注・到着状況などの物資に関する情報を一元的に管理し、国・都道府県・市町村において共有することで、迅速かつ効率的な物資配送を実現するシステムである。

物資システムは、PC端末、タブレット、スマートフォン等の端末を問わず、Webブラウザを用いて下記アドレスより利用する。操作方法については物資システムの操作マニュアルを参照のこと。

＜物資調達・輸送調整等支援システム（現行）＞

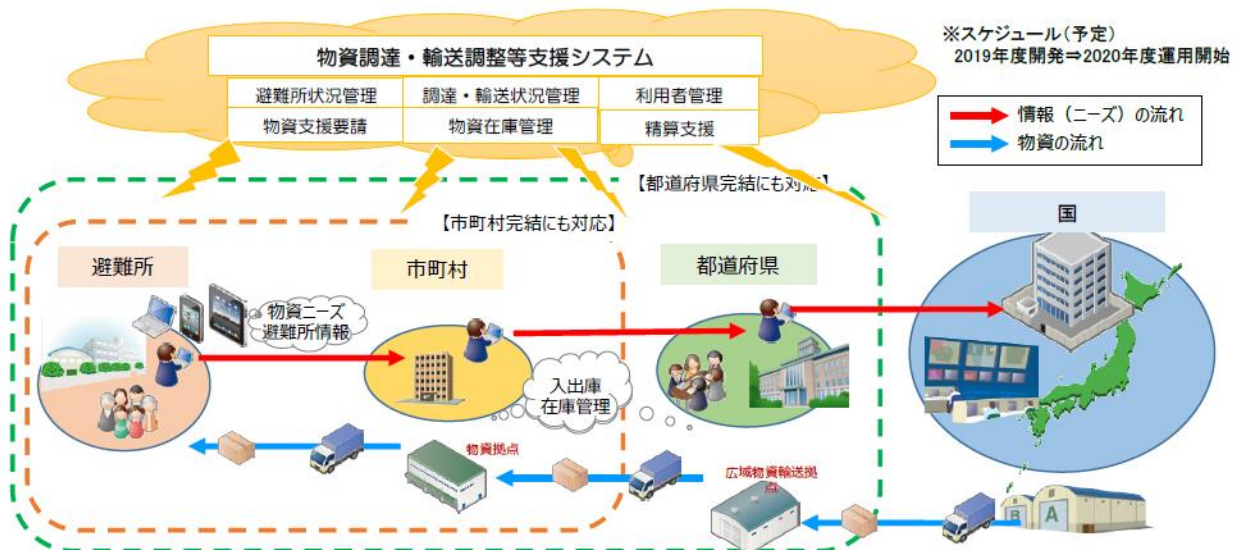
<https://busshi.sobo.go.jp/>

＜新物資システム（令和7年4月1日より運用開始）＞

<https://newbusshi.sobo.go.jp/>

※なお、災害発生時にシステムが使えなくなることも想定されるため、その場合の業務フローを『第4章/第2節 生活支援物資の受入れ手順』に示す。

＜物資調達・輸送調整等支援システムのイメージ図＞



出典：「物資調達・輸送調整等支援システムの概要」 内閣府（防災担当）

(2) 生活支援物資の調達

食料や飲料、生活必需品等の物資調達は、**物資班を中心に要請・調整・物資の受入れ・配送**を行う。

物資調達は発災後の時期によって、以下のA～Cのように調達方法が異なる。

A. 備蓄物資配布

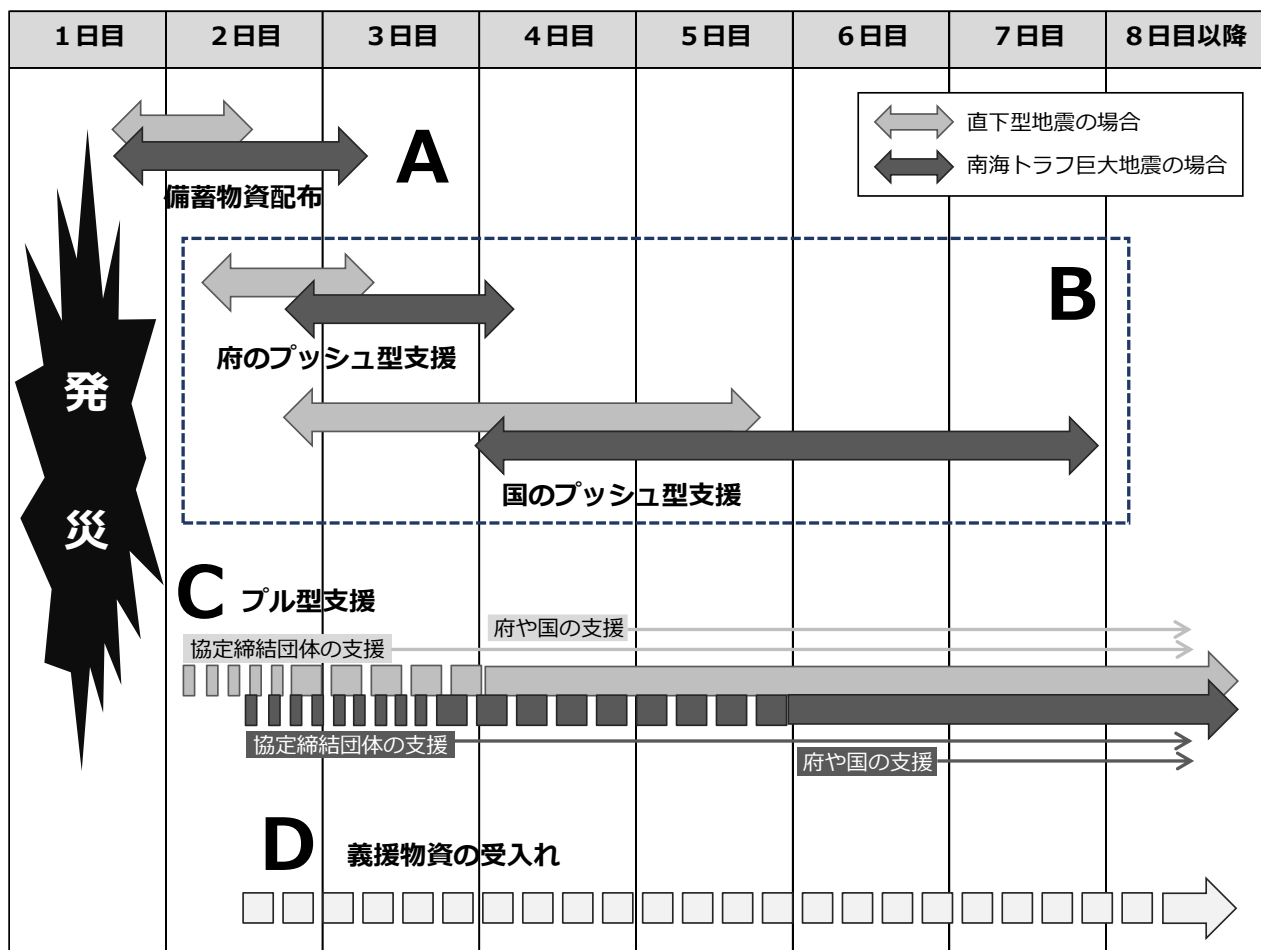
B. プッシュ型支援

C. プル型支援

(※災害規模が中小規模の場合は、Bは実施されないため、A・Cにて対応する。)

また、事業者、個人等からの申出による**D. 義援物資の受入れ**も想定される。

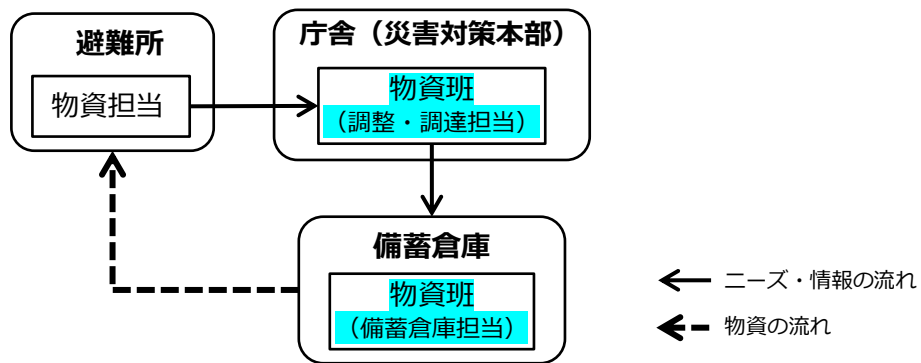
＜時期ごとの物資調達方法のイメージ図＞



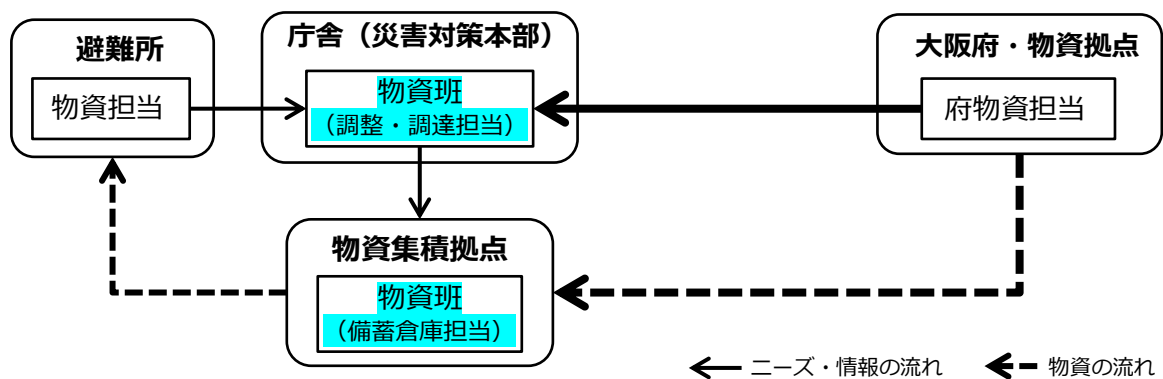
(注) 国のプッシュ型支援の期間は、現時点で明確にされていないため仮置き期間。

「大規模災害時における救援物資配送マニュアル I.基本方針」 大阪府域救援物資対策協議会 令和3年3月 の情報をもとに作図

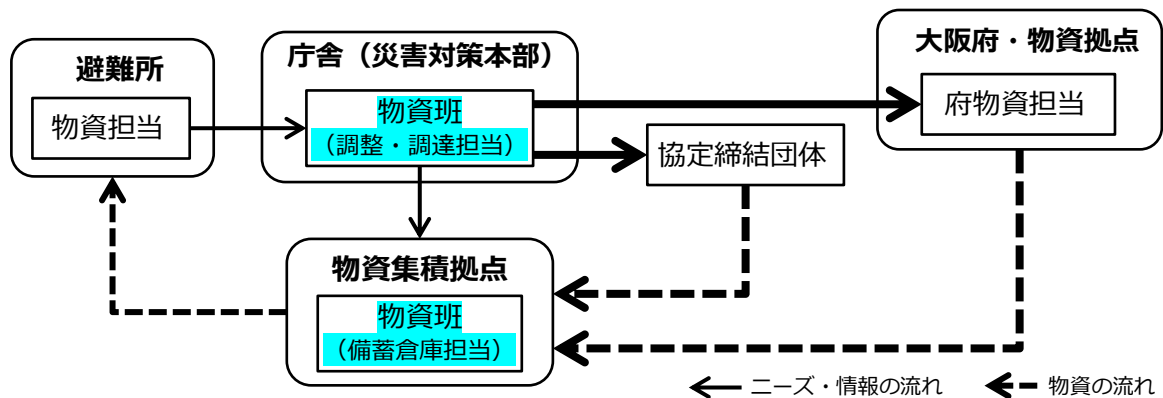
A. 備蓄物資配布のイメージ



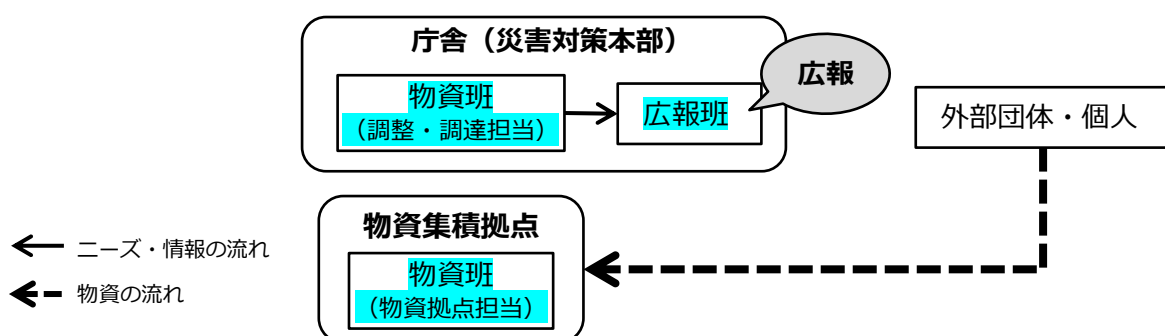
B. プッシュ型支援受入れのイメージ



C. プル型支援受入れのイメージ



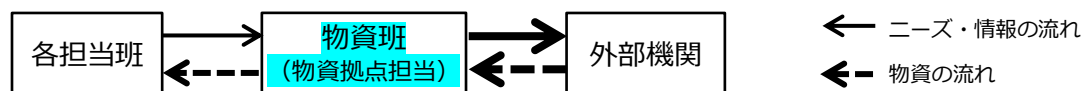
D. 義援物資の受入れのイメージ



(3) 業務用資源の調達

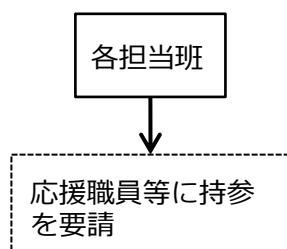
業務で利用する車両や衛星電話、燃料、資機材等、全庁的に使用する資源については物資班が中心となり調整・調達を行い、業務ごとに必要となる資源については各担当班にて調達することとする。

全庁的に使用する資源の受入れイメージ

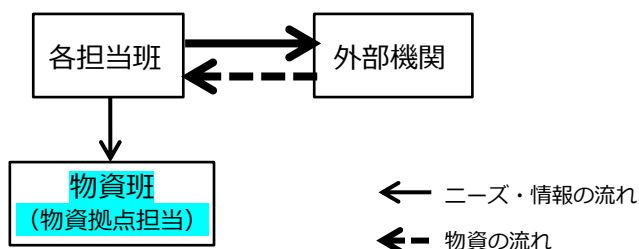


業務ごとに必要となる資源の受入れイメージ

人的支援と併せて要請の場合



物資のみ要請の場合



補足メモ

上記のイメージ図は各市町村の体制を踏まえ、適宜修正してください。

2. プッシュ型支援とプル型支援

大規模災害時の物資支援には、被災者のニーズを考慮するかによって大きく「プッシュ型支援」と「プル型支援」に分けられる。

プッシュ型支援は初期には大阪府から実施され、次第に国から実施されるようになる。

＜プッシュ型支援とプル型支援の概要＞

	プッシュ型支援	プル型支援
支援の種類	被災直後など、被災市町村からの具体的な要請がなくても、必要不可欠と見込まれる救援物資が供給される。	被災市町村からの物資要請などの実ニーズに基づいて、救援物資が供給される。
概 要	＜大阪府の支援品目：11 品目＞ 食料、高齢者食、毛布（保温用資材）、育児用調製粉乳、哺乳瓶、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品、マスク ＜国の支援品目：8 品目＞ 食料、毛布、育児用調製粉乳、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品	府や国は、状況に応じてプッシュ型支援からプル型支援へ移行するため、被災市町村から要請を行うと同時に、必要に応じて協定締結団体にもプル型支援の要請を行う。

第2節 生活支援物資の受入れ手順

生活支援物資の受入れに関しては、物資システムを活用することを基本とし、災害発生時にもし物資システムが使用できない事態となった場合に備え、A～Cについてその手順を以下に示す。

A. 備蓄物資配布（物資システム使用不能の場合）

（1）物資必要量の把握

- 各避難所（物資担当）は、避難者数から必要な物資を算定し、『様式7 ニーズ調査票』を作成し、物資班へ提出する。
物資量の算定は『資料5 大阪府域内の救援物資必要量（重点11品目）の算出式』を参照
- 物資班（調整・調達担当）は、各避難所からの情報を『様式8 ニーズ管理表』に集約し、必要物資量と備蓄在庫状況を勘案の上、配送先毎の『様式9 出荷連絡票』を作成する。
作成した『様式9 出荷連絡票』を物資班（備蓄倉庫担当）へ提出するとともに、配送に必要な人員、車両を備蓄倉庫へ手配する。

（2）備蓄物資の仕分け・配送

- 物資班（備蓄倉庫担当）は、仕分け、積み込み・出荷、配送作業を行う。
 - <仕分け>
 - 『様式9 出荷連絡票』に物資内訳、輸送者情報、到着予定日時を記入
 - 『様式9 出荷連絡票』をもとに『様式10 物資ラベル』を必要ケース数分作成
 - 『様式10 物資ラベル』をもとに物資を取りだし、ケースに梱包
 - <積み込み・出荷>
 - 仕分けした物資を車両へ積み込む
 - 『様式9 出荷連絡票』に出荷者サインをし、輸送者にサインをもらう
 - 『様式9 出荷連絡票』を2部コピーし、「輸送者控」「荷受者控」を作成
 - 「輸送者控」「荷受者控」を輸送者に渡し、出荷
 - 物資班（調整・調達担当）へ出荷の報告
『様式9 出荷連絡票』をFAX等で報告し、原本は「出荷者控」として保管
 - <配送>
 - 物資を各避難所、本庁舎等へ配送
- 物資班（調整・調達担当）は、配送先へ到着予定日時や物資数量等を連絡する。

（3）備蓄物資の受取り・配布

- 各避難所（物資担当）は、それぞれ各施設にて物資の受取り、配布を行う。
 - 物資の荷降ろし、配布に必要な人員を確保し、物資の受取り、確認を実施
 - 「輸送者控」「荷受者控」に荷受者サインをし、「輸送者控」を輸送者に渡す
 - 物資班（調整・調達担当）に物資の受取を報告
 - 避難者、職員へ物資を配布

B. プッシュ型支援（物資システム使用不能の場合）

（１）物資必要量の把握



『A. 備蓄物資配布/（１）物資必要量の把握』と同様

（２）府との調整



- ・ 物資班（調整・調達担当）は、大阪府とプッシュ型支援の開始時期や数量等について連絡調整し、プッシュ型支援開始の旨を本部長へ報告する。

（３）物資の受入れ・配送



- ・ 物資班（調整・調達担当）は、府から送られてくる物資の各避難所等への供給計画を作成し、配送先毎の『様式 9 出荷連絡票』を作成の上、物資班（物資拠点担当）へ提出する。

物資班（物資拠点担当）より出荷完了の報告を受け、各配送先へ到着予定日時や物資数量等の連絡を行う。

- ・ 物資班（物資拠点担当）は、受入れ、仕分け・配送作業等を行う。

＜受入れ＞

- 受入れる物資の全量を把握し、保管場所、人員を確保
- 府からの物資輸送車両が到着したら、荷降ろしを実施
- 『様式 9 出荷連絡票』の物資品目を参照し、物資の検品を行い、入荷
- 物資の受入れが完了したら物資班（調整・調達担当）へ報告

＜仕分け・積み込み・出荷・配送＞

『A. 備蓄物資配布/（２）備蓄物資の仕分け・配送』と同様

（４）物資の受取り・配布

『A. 備蓄物資配布/（３）備蓄物資の受取り・配布』と同様

C. プル型支援（物資システム使用不能の場合）

（１）ニーズの把握

- 各避難所（物資担当）は、避難者のニーズから必要な物資を把握し『様式7 ニーズ調査票』を作成の上、物資班（調整・調達担当）へ提出する。
- 物資班（調整・調達担当）は、各避難所からの情報を『様式8 ニーズ管理表』に集約し、物資の在庫状況から以下を判断する。
 - 物資集積拠点や備蓄倉庫から配送
 - 協定締結団体等から物資を調達
 - 府に物資を要請また、配分計画（「どの避難所等へ」「何（品目）を」「どれだけ（物量）」「いつ（供給予定日）」供給するかを整理）を作成し、物資班（物資拠点担当）へ伝える。

（２）物資の要請

- 物資班（調整・調達担当）は、要請先に合わせた方法で物資を要請する。
 - 物資要請先毎に要請様式を作成（参照『資料2 応援協定一覧』）定められた個別様式がない場合は『様式9 出荷連絡票』を利用
 - 府への要請は『様式8 ニーズ管理表』を利用

■大阪府への連絡先

大阪府災害対策本部 対策班（危機管理室）

TEL：

FAX：

無線：

- 物資支援を要請
- 応援要請の旨、本部長へ報告
- 物資班（物資拠点担当）へ到着予定や物資量等について連絡

※ 物資調達には市町村、府、協定締結企業など複数の者が関わり、また、同一の職員が毎回対応するとは限らないため、引継ぎが正確にできるよう様式等を用いて必ず物資要請の記録を残すこと。

※ 災害救助法が適用された場合、費用を府に求償する際に「物資の受払状況を記録した書類（救助の種類別）」及び「購入金額を確認できる書類（領収書等）」を提出する必要があるため、書類の記録・保管を行うこと。

（３）物資の受入れ・配送

『B. プッシュ型支援/（３）物資の受入れ・配送』と同様

（４）物資の受取り・配布

『A. 備蓄物資配布/（３）備蓄物資の受取り・配布』と同様

補足メモ

A～Cの物資受入れ手順について、各市町村の体制の役割分担に合わせ、適宜修正を行ってください。修正の際には、「誰から、誰へ、何を伝えるのか」が明確になるよう注意してください。

D. 義援物資の受入れ

義援物資については、早期に受入れ方針を決定し、ホームページ等で周知を行う。

(1) 方針の検討・決定

- 物資班（調整・調達担当）は、義援物資の受入れについて検討し、本部長へ確認の上、方針を決定する。受入れる場合は、以下について明らかにする。
 - 受入れ時期、場所、連絡先
 - 品目の指定（大きさ、種類、使用／未使用など）
 - 物資提供者の指定（地方自治体／企業／個人、全国／近隣府県／府内、大口／小口）
 - 送付上の留意事項（事前の調整実施、箱への物資混載の可否、商品ラベルの貼付、到着予定時期の連絡など）

(2) 広報

- 物資班（調整・調達担当）は、広報班へ義援物資の受入れ方針について広報を依頼する。
- 広報班は、義援物資の受入れ方針についてホームページ等で周知を行う。

<受入れる場合の広報例>

〇〇[災害名]に伴う義援物資のお申出について

〇〇については、多くの方々から御心配・御支援をいただき、誠にありがとうございます。

現在、被災地が混乱しており、一般からの小口の義援物資につきましては、当面、受入れられない状況です。

本市町村では、混乱を避けるため、以下の品目について、大口のお申出で、一定の数と仕様が揃えられる物資についてのみ、受入れさせていただいております。

なお、この場合も、受入れの調整が必要となりますので、必ず事前に御連絡ください。

皆様の御理解をお願いいたします。

品 目	備 考
飲料水	500ml サイズ、1 箱 24 本入り〇〇箱以上
成人用紙おむつ	未使用のもの、S・M・L・LL、1 袋〇〇枚入り〇〇箱以上

<受入れない場合の広報例>

〇〇[災害名]に伴う義援物資の受入れについて

現在、〇〇により、本市町村への主要道路が交通規制中であり、事業者による一般貨物の配送も止まっている状況であることから、本市町村では、皆様からの義援物資の受入れを行っておりません。

本市町村で、義援物資を受入れることになりましたら、あらためてお知らせします。

(3) 義援物資の受入れ・配送

『B. プッシュ型支援/（3）物資の受入れ・配送』と同様

(4) 義援物資の受取り・配布

『A. 備蓄物資配布/（3）備蓄物資の受取り・配布』と同様

第3節 業務用資源の受入れ手順

1. 全庁的に使用する資源の場合

(1) ニーズの把握

- 各担当班は、『様式7 ニーズ調査票』を作成し、物資班（調整・調達担当）へ要請する。
- 物資班（調整・調達担当）は、各担当班からの要請を『様式8 ニーズ管理表』に集約・整理し、庁内での物資調達が可能か検討する。

(2) 外部への要請

- 物資班（調整・調達担当）は、協定締結団体等や府への要請等を検討し、物資の確保方法を決定する。

物資要請先毎に要請様式を作成（参照『資料2 応援協定一覧』）

定められた個別様式がない場合は『様式9 出荷連絡票』を利用

府への要請は『様式8 ニーズ管理表』を利用

■大阪府への連絡先

大阪府災害対策本部 対策班（危機管理室）

TEL :

FAX :

無線 :

(3) 物資の受入れ

- 物資班（調整・調達担当）は、物資提供先と連絡調整し、物資を受入れ、要請した担当班へ配布する。

2. 各業務で必要となる資源の場合

(1) 物資要請方法の検討

- 各担当班は、不足する業務用資源の要請方法について、以下のいずれにするか検討する。
 - 人的支援と併せて要請
 - 物資のみの要請

(2) 外部への要請

- 各担当班は、上記検討を踏まえ協定締結団体等や府への要請等を検討し、物資の確保方法を決定する。

＜人的支援と併せて要請の場合＞

人的支援要請の際に、応援者が持参するよう受援班を通じてまたは直接、外部へ要請する。

＜物資のみの要請＞

物資要請先毎に要請様式を作成（参照『資料2 応援協定一覧』）

定められた個別様式がない場合は『様式 9 出荷連絡票』を利用
府への要請は『様式 8 ニーズ管理表』を利用



■大阪府への連絡先

大阪府災害対策本部 対策班（危機管理室）

TEL：

FAX：

無線：

（３）物資の受入れ

- 各担当班は、物資提供先と連絡調整し、物資を受入れる。

補足メモ

- 人的支援と併せて要請する場合は、『様式 1 受援業務シート』や『様式 2 - 1 応援要請書』を活用するなど要請内容が確実に伝わるようにしましょう。
- 各業務で必要となる資源について、物資班（調整・調達担当）への報告を有する場合は、ひな型に記載しておきましょう。

第4節 物資配送関連施設

1. 物資配送に関わる拠点

本市町村の受援に関連する施設の位置関係を以下に示す。

<備蓄拠点>

No	施設	所在地	No	施設	所在地
1	〇〇〇高等学校	〇〇〇	3	〇〇〇高等学校	〇〇〇
2	〇〇〇小学校	〇〇〇	4	〇〇〇会館	〇〇〇

<物資集積拠点>

No	施設	所在地	No	施設	所在地
1	〇〇〇体育館	〇〇〇	2	〇〇センター	〇〇〇

<広域防災拠点等（府）>

No	施設	所在地
1	北部広域防災拠点	吹田市千里万博公園 5-5
2	中部広域防災拠点	八尾市空港 1-209-7
3	南部広域防災拠点	泉南市りんくう南浜 2-14
4	南河内府民センター備蓄倉庫	富田林市寿町 2丁目 6-1

補足メモ

府の広域防災拠点等は、各市町村に関係する施設のみ記載してください。

<物資配送関連施設の位置図>

位置図

（上記の備蓄拠点や物資集積拠点のほか避難所や緊急交通路を記載）

2. 物資集積拠点の開設手順

外部からの物資の受入れ、保管、仕分け、配送を行う物資集積拠点の開設手順を以下に示す。

(1) 施設の状況確認・開設決定

- 物資班は、各担当班からの情報や災害の大きさから物資集積拠点開設の必要性を判断し、施設管理者へ施設の被災状況、施設周辺の道路状況等を確認する。
(施設が利用不可能な場合等は、代替施設を検討・準備)

(2) 要員・資機材・車両の確保

- 物資班は、物資拠点担当を施設へ派遣する。職員が不足する場合は、受援班へ応援要請を行う。(作業の長期化を見越し交代要員も確保する)
また、必要な資機材、車両等を確保し、物資集積拠点へ配備する。不足する場合は、府や外部機関へ要請する。
- ※ 物資集積拠点の運営等には物流の専門知識が必要となることから、物流事業者や府等へ応援を要請する。
- ※ 災害救助法の適用範囲に「救援用物資の整理配分」も含まれ、その限度額については「当該地域における通常の実費」とされていることから、費用負担等について府に確認しながら、物流事業者等への委託が躊躇なく円滑に行えるようにする。

<物資集積拠点に用意すべき資機材>

資料・地図	地域防災計画、配送マニュアル、避難所一覧、避難所位置図、配送ルート図、受援計画の様式 等
連絡手段・電源	電話、防災行政無線、衛星携帯電話、非常用発電機、延長コード 等
機材	カメラ、パソコン、ハンドマイク、トランシーバー、コピー機、ホワイトボード、テント 等
搬送機材	パレット、台車、ローラーコンベアー、ハンドリフト、フォークリフト(運転要員) 等
消耗品	軍手、マスク、レインコート、段ボール、はさみ、カッター、ビニールひも、荷ひも、マジック、メジャー、ブルーシート、ラップシート 等

(3) 施設内レイアウトの準備

物資拠点担当は、物資の受入れ、配送に必要なレイアウトを準備する。

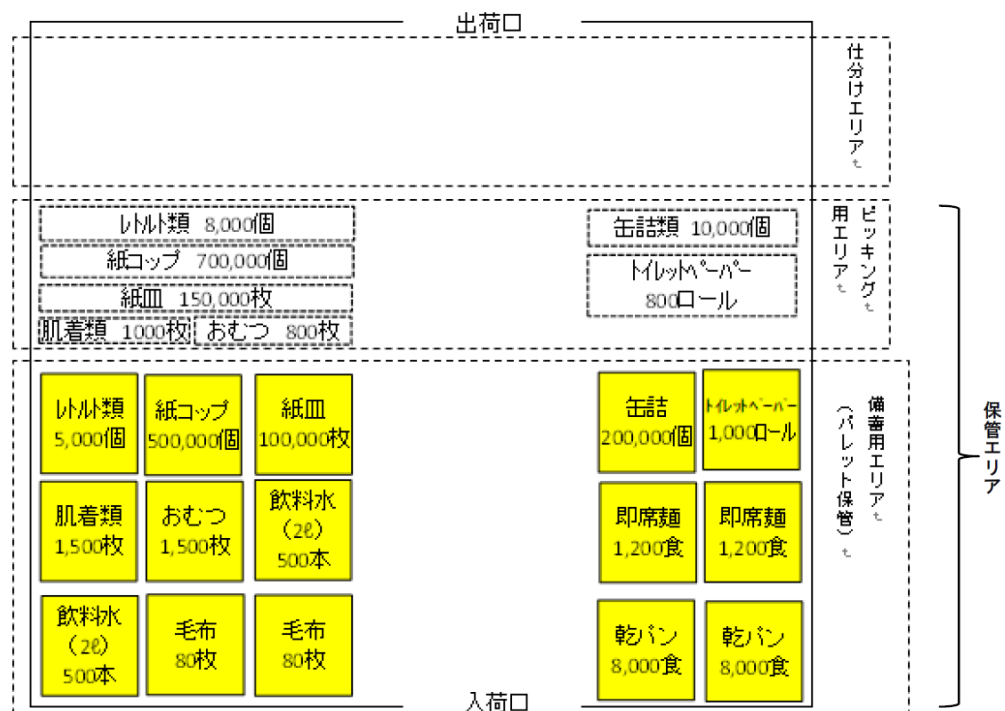
<レイアウトに必要なエリア>

エリア	エリアの機能・注意点
荷降ろしエリア (入荷口)	- トラックから物資を降ろすエリア - 荷物が運びやすいよう階段等がないフラットな動線とする
事務エリア (入荷口付近)	災害対策本部との情報のやり取りをする機器の設置や在庫の集計作業などの事務作業を行うエリア

エリア	エリアの機能・注意点
保管エリア	- 荷降ろした物資を積込むまでの間、保管するエリア - 品目ごとに場所を分けて設定 - 出荷頻度の高低等によって「ピッキング用エリア」と「備蓄用エリア」に分けると、出荷作業が効率的に行える
ピッキング用 エリア	- ピッキング（取出し）を迅速に行えるように、出荷頻度が高い品目や食品等の比較的保管期間の短い物資を少量ずつ保管 - 出荷口の近くに設置することで、出荷スピードが高まる
備蓄用エリア	- 出荷頻度が低い物品を保管（頻度が高くても量が多い場合は、ピッキング用エリアの補充用として備蓄用エリアにも保管） - 大量の在庫がある品目は、パレット単位にまとめておくことで在庫管理が容易になる
仕分けエリア	物資を出荷する時に配送先別に仕分けるためのエリア
転送品・仮置き エリア (仕分けエリア 内)	他拠点に転送すべき物資や、内容の確認に時間がかかると想定された物資を仮置きするエリア
積込エリア (出荷口)	- トラックに物資を積込むエリア - 荷降ろし作業と出荷作業それぞれに支障をきたさないよう荷降ろしエリアと区別しておくことが望ましい
通路	パレットや台車を各保管場所まで移動できるよう、中心部に通路を確保し、奥にある物資も確認ができるよう、物資と物資の間にもスペースを確保

※ 保管エリアの必要面積算定においては、『資料6 支援物資の必要保管面積の算出基準』を参考とする。

<物資集積拠点内のエリア分け（拠点内地図の例）>



出典：「ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック」地方公共団体における支援物資物流の円滑化に向けて（改訂版）国土交通省物流・自動車局物流政策課 平成6年3月 p.26

(4) 施設内の機能確保・要員配置

物資拠点担当は、以下の機能確保・要員配置を行う。

- 災害対策本部との連絡手段を確保
 - 電話回線の使用可否を確認
 - MCA無線の設置
- 電源を確保
 - 通常電源の使用可否の確認
 - 非常用電源（発電機）の使用可否の確認
- 集配機能を確保
 - トラック動線（出入口、操車場、荷降ろし場、待機場）の確認、運行誘導
 - 荷物の動線（荷降ろし、保管、仕分け、積込）の確認
- 必要資機材を配置
 - フォークリフトの動作確認
 - 照明器具の確認
 - パレット、台車の確認
 - 品目表示板、案内板の確認
- 要員を配置
 - 作業要員名簿を作成し、作業員を編成
 - 作業員の役割分担、配置、業務指示

<物資集積拠点での役割分担>

役割（機能）	業務
入 荷	トラックなどで輸送された物資を受取り、検品・検数、仕分け、保管場所への移動を実施
保 管	• 入荷した物資を出荷指示があるまで管理 • 品目別の数量を常時把握するとともに入荷日や出荷日を管理
出 荷	出荷指示を受け、保管されている物資を配送先別に仕分けてトラックなどに積込む
輸 送	輸送拠点から避難所や本庁舎等へ物資を配送

補足メモ

開設手順について、各市町村の体制や役割分担、施設の状況に合わせ、適宜修正を行ってください。

第5章 受援力の向上

第1節 受援力向上の考え方

災害時に外部からの応援を円滑に受入れ、その支援を最大限活用するためには、受援体制について検討した本計画の内容を本市町村職員や受援関係機関に周知・浸透させ、さらに発災時に実際に行動できるよう対応能力の向上を図ることが重要である。

したがって、本計画は、受援力の向上を図るため、教育・訓練や計画の検証・実行等を通じて、課題の検討を行い、「計画（PLAN）」「実行（DO）」「評価（CHECK）」「改善（ACT）」の4段階のサイクル（PDCAサイクル）によるスパイラルアップに努め、継続的に改善していく。

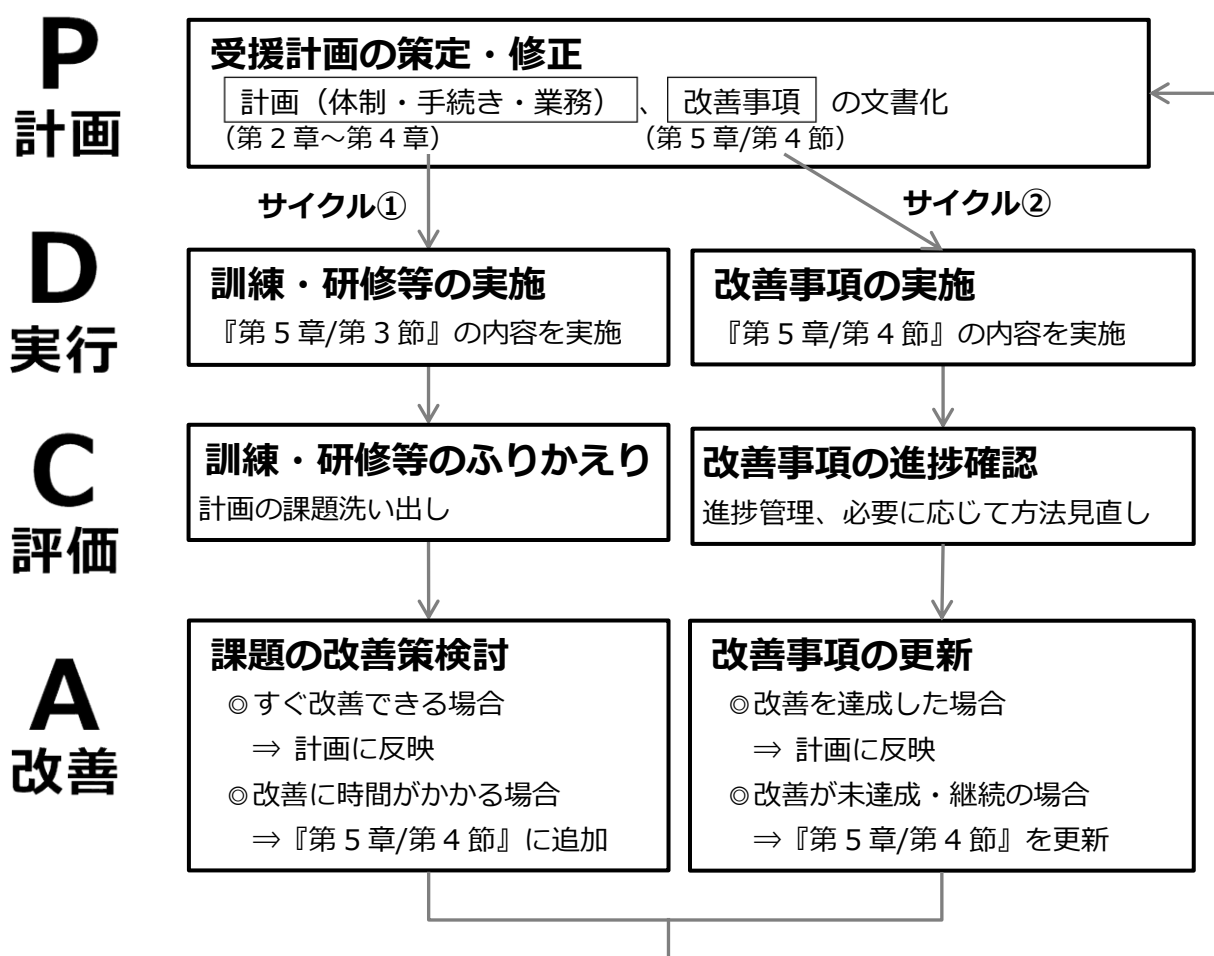
なお、PDCAサイクルの実施にあたっては、防災担当課だけでなく庁内全課の参画により行う。

第2節 計画実施・改定の進め方

本計画の実施・改定は、以下の2つのPDCAサイクルを回して行うものとする。

サイクル①：受援に関する「体制、手続き、業務」についてのPDCA

サイクル②：計画の個別課題に対する改善事項についてのPDCA



第3節 実効性強化への取り組み

前節のPDCAサイクルの実施において実行すべき取り組みを以下に示す。

1. 受援業務シートの管理・更新

受援業務シートは、異動後かつ出水期前の毎年4月～5月に各担当構成課長が全員集まり、災害が発生したときに効率的に受援するための手順を再度確認する。あわせて、受援業務シートに修正点等があれば随時修正を行う。

なお、受援業務シートを作成していない業務においても、地域防災計画、業務継続計画、各班マニュアルの見直しや他の自治体への応援活動経験をふまえ、受援業務シートが必要と判断した場合は新たに作成する。

2. 防災協定の実効性の確保

防災協定を締結するだけでなく、より有効かつ円滑な運用を行う観点から、具体的な運用のあり方や発災時の連絡体制の構築（連絡担当者の設定、電話不通を想定した連絡手段の確保等）について、協定締結先との調整・協議を継続して行う。

3. 訓練・研修等の実施

本計画に示した受援に係る体制、手続き、業務を災害時に実行するため、以下の訓練や研修等を行うものとする。

<受援に関する訓練・研修等の例>

No	訓練・研修等	概要
1	受援図上訓練	目的：受援体制・手続きの検証、受援業務の周知 対象：全体 内容：人的・物的支援の応援要請、受入れの手続きを実際の体制、様式を用いてシミュレーションする。 手法：ワークショップ形式
2	輸送拠点開設・運営訓練	目的：レイアウト配置、動線の確認 対象：物資班 内容：実際の施設、資機材を利用して、レイアウト配置、車両や物資、輸送者の動線等の確認を行う。 手法：実働訓練
3	災害対応経験の検証	目的：実経験に基づく災害対応業務の検証 対象：災害対応者、被災地支援経験者 内容：実際に発生した災害の対応や、被災地支援での経験をもとに受援業務内容を見直す。 手法：意見照会、ヒアリング

第4節 改善事項への対応

本計画に残る課題に対する改善策を以下に示す。改善策はそれぞれの担当にて随時進め、進捗を管理するとともに、改善された事項については本計画を修正する。

＜改善事項一覧＞

No	課題	改善策	担当	目標達成時期
1	最新情報（担当者、連絡先等）の維持	定期的に時点修正の実施	各班	毎年継続
2	応援者執務スペースが不明確な業務あり	応援者執務スペースの検討	各班	中期 （～20●●年度）
3	応援者の宿泊施設、駐車場の不足	宿泊場所・駐車場の候補地検討	受援班	短期 （～20●●年度）
4	物資集積拠点のレイアウト明確化	物資集積拠点のレイアウト図作成	物資班	中期 （～20●●年度）
5	各指定避難所への物資配送ルートが不明確	輸送拠点から各指定避難所への配送計画の作成	物資班	短期 （～20●●年度）

＜目標達成時期＞ 短期：概ね2年以内に実施 中期：概ね5年以内に実施 長期：概ね10年以内に実施

補足メモ

各市町村において、本計画の策定に当たり課題として残っている事項を一覧表に記載してください。

様式編

樣式編—1

分類	様式番号	様式名	使用目的	作成担当	提出先	更新
人的 支援	様式 1	受援業務シート（様式）	素早い受援業務の特定、要請	各担当班	なし	要請時に必要に応じて
	様式 2-1	応援要請書	応援の要請	各担当班	受援班	なし
	様式 2-2	外部応援要請書	外部への応援要請	受援班／各担当班	外部団体	外部団体の確認が取れた時
	様式 3	受援管理表	庁内全体の受援状況の管理	受援班	なし	要請時、受入時、変更時、終了時
	様式 4	応援職員等名簿	応援職員の把握	各担当班	受援班	受援終了時
	様式 5	受援状況報告書	業務ごとの受援状況の把握	各担当班	受援班	状況変更時、受援終了時
	様式 6	事務引継書	円滑な業務引継	応援者（前任者）	各班・応援者（後任者）	なし
物的 支援	様式 7	ニーズ調査票	物資の要請	避難所（物資担当）・各担当班	物資班	
	様式 8	ニーズ管理表	ニーズ（様式 7）の整理	物資班	なし	
			府への物資要請	物資班	大阪府	
	様式 9	出荷連絡票	配送先毎の出荷要請・連絡	物資班	備蓄物資、在庫を使用の場合：輸送者 ⇒ 荷受者（避難所等）	
					外部へ要請の場合：要請先 ⇒ 輸送者 ⇒ 荷受者	
	様式 10	物資ラベル	物資ケースの内容把握	物資班	なし	

（参考）物資品目分類表

様式 1 受援業務シート（様式）

受援業務シート(1/2)					業務番号	
受援業務分類			受援業務名			
業務種別			受援開始時期			
■ 受援業務全体の概要						
受援業務の概要						
■ 業務全体フロー（黒矢印：被災自治体が行う業務・他部署業務、点線矢印：応援者に依頼する業務）						
業務分類	発災直後	24 時間以内	72 時間以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内
	◆	○○○○	→			
	◆	○○○○	→			
※災害の規模や状況により 1 か月以上、業務が継続する場合あり						
■ 受援業務の内容						
市が行う業務内容						
依頼する業務内容						
応援職員等に求める条件 （あれば望ましい資格・経験等）（特にない場合は「なし」）						
応援職員等の要請人数の考え方						
■ 業務体制						
業務責任者				業務担当者		

受援業務シート(2/2)

業務番号

受援業務分類

受援業務名

業務種別

受援開始時期

■必要となる資機材

市が準備

応援側が準備

■業務環境

執務スペース

マニュアル手引・指針

■応援要請先

NO	分類	団体名	協定等	連絡先	要請担当

■応援職員等に依頼する業務概要（役割毎）

役割	業務概要	執務場所

様式 2-1. 応援要請書

< 使用概要 >

使用目的	作成担当	提出先	更新
応援の要請	各担当班	受援班	なし

※ 受援業務シートの業務を要請する場合は、該当のシートも併せて提出する

作成日	年 月 日	要請No	
担当班			
実務担当者			
電話番号			
Mail			

受援業務名		
要請する業務内容		
要請先		
要請人数	応援職員等に求める条件 (あれば望ましい資格・経験等)(特にない場合は「なし」)	人数
		人
		人
		人
		人
		人
	合計	人
期間(想定)	～	
持参を依頼する資機材等		
執務スペース		
備考		

【様式 2-1 : 記入例】

< 使用概要 >

使用目的	作成担当	提出先	更新
応援の要請	各担当班	受援班	なし

※ 受援業務シートの業務を要請する場合は、該当のシートも併せて提出する

作成日	2021 年 8 月 16 日	要請No	都-3
担当班	都市計画班		
実務担当者	〇〇 〇〇		
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		
Mail	〇〇〇〇@〇〇〇〇〇		

受援業務名	被災建築物の応急危険度判定		
要請する業務内容	被災建築物の応急危険度判定		
要請先	大阪府		
要請人数	応援職員等に求める条件(あれば望ましい資格・経験等) (特にない場合は「なし」)	人数	
	判定士	80 人	
	応急危険度判定コーディネーター	2 人	
		人	
		人	
		人	
	合計	82 人	
期間(想定)	2021/8/25 ～ 2021/9/10		
持参を依頼する資機材等	ヘルメット、コンベックス、軍手、マスク、カメラ		
執務スペース	〇〇〇センター		
備考			

様式 2-2 外部応援要請書

<使用概要>

使用目的	作成担当	提出先	更新
外部への応援要請	受援班／各担当班	外部団体	外部団体の確認が取れた時

	団体名	担当部署名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-mail	年 月 日作成
被応援府県等							
応援計画内訳書作成団体							

整理番号	
------	--

応 援 要 請 内 訳 （被応援府県記入欄）								応 援 計 画 内 訳 （応援計画内訳書作成団体記入欄）					
応援要請 内訳書 1 作成月日時	職種	活動内容	人員	期 間	場 所 ＊ 1	交通手段 ＊ 2	連 絡 先 担当部署名 担当者名 電話 FAX番号 E-mail	応援府県名	人員	期間	場所	交通手段	連 絡 先 担当部署名 担当者名 電話 FAX番号 E-mail

＊ 1 可能な限り場所の分かる地図等を添付すること。
＊ 2 交通手段欄に陸路の可・不可を記入すること。また、陸路が不可の場合は、空路（最寄りのヘリポート等）又は水路（最寄りの港湾等）を記入すること。
＊ 3 可能な限り内容を明記すること。
＊ 4 随時更新し提出すること。（充足した職種は削除し、不足している職種のみ記載すること。）
＊ 5 この様式は必要に応じて適宜修正できるものとする。

【様式 2-2 : 記入例】

<使用概要>

使用目的	作成担当	提出先	更新
外部への応援要請	受援班／各担当班	外部団体	外部団体の確認が取れた時

	団体名	担当部署名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-mail
被応援府県等						
応援計画内訳書作成団体						

00年00月00日作成

整理番号	(団体名)職員ー00
------	------------

応 援 要 請 内 訳 (被応援府県記入欄)								応 援 計 画 内 訳 (応援計画内訳書作成団体記入欄)					
応援要請 内訳書 1 作成月日時	職種	活動内容	人員	期 間	場 所 ＊ 1	交通手段 ＊ 2	連 絡 先 担当部署名 担当者名 電話 FAX番号 E-mail	応援府県名	人員	期間	場所	交通手段	連 絡 先 担当部署名 担当者名 電話 FAX番号 E-mail
記入例 00月00日 00時	土木職	道路災害復旧事業 (設計書作成等)	10人	00月00日～ 00月00日	△△市役所 (△△市△△) ほか ＊詳細は右記担当 部署と調整してくだ さい。	陸路可	〇〇市 〇〇〇課 ◇◇、☆☆ 00-000-0000 00-000-0000 aaa@aaaaa						
			5人	00月00日～ 00月00日	〇〇センター (〇〇市〇〇) ほか ＊詳細は右記担当 部署と調整してくだ さい。	陸路可							
			15人	00月00日～ 00月00日	□□体育館 (□□市□□) ほか ＊詳細は右記担当 部署と調整してくだ さい。	陸路可							

- * 1 可能な限り場所の分かる地図等を添付すること。
- * 2 交通手段欄に陸路の可・不可を記入すること。また、陸路が不可の場合は、空路（最寄りのヘリポート等）又は水路（最寄りの港湾等）を記入すること。
- * 3 可能な限り内容を明記すること。
- * 4 随時更新し提出すること。（充足した職種は削除し、不足している職種のみ記載すること。）
- * 5 この様式は必要に応じて適宜修正できるものとする。

様式3 受援管理表

<使用概要>

使用目的	作成担当	提出先	更新
庁内全体の受援状況の管理	受援班	なし	要請時、受入時、変更時、終了時

要請No	受援状況(日付を入力)				受入先	要請時に記入				受入れ後に記入		
	要請 受理	外部 要請	応援 受入	応援 終了	担当班	業務名	要請団体	要請 人数	期間	受入 人数	活動拠点	備考(変更等)

【様式 3 : 記入例】

<使用概要>

使用目的	作成担当	提出先	更新
庁内全体の受援状況の管理	受援班	なし	要請時、受入時、変更時、終了時

要請No	受援状況(日付を入力)				受入先	要請時に記入				受入れ後に記入		
	要請 受理	外部 要請	応援 受入	応援 終了	担当班	業務名	要請団体	要請 人数	期間	受入 人数	活動拠点	備考(変更等)
物-1	8/16	8/16	8/19	8/26	物資班	物資拠点の運営	大阪府	40	2021/8/19～ 2021/8/26	40	□□体育館	
教-1	8/16	8/16	8/18	8/25	教育班	避難所の開設・運営	〇〇〇市	20	2021/8/18～ 2021/8/25	20	〇〇小学校、 △△中学校	8/23:人数20→19人
教-1	8/16	8/16	8/20		教育班	避難所の開設・運営	△△町	10	2021/8/20～ 2021/8/31	10	◆◆小学校	
都-3	8/17	8/18			都市計画班	被災建築物の応 急危険度判定	大阪府	82	2021/8/25～ 2021/9/10			
市-1	8/23	8/23			市民班	市民相談窓口	◆◆市	30	2021/8/25～ 2021/8/31			

様式4 応援職員等名簿

<使用概要>

使用目的	作成担当	提出先	更新
応援職員の把握	各担当班	受援班	受援終了時

※ 応援職員の所属ごとに作成・更新・保管をする。(応援団体が作成した名簿の添付でも良い)

1. 各班・業務名		年	月	日	作成	要請No	
担当班		実務担当者					
業務名 (業務番号)							

2. 応援職員等

所 属			
所属の連絡先	TEL:	Mail:	
活動場所			
宿泊場所			

整理 番号	応援者情報			活動期間	
	氏名	TEL(個人)	備考(活動場所、資格等)	始期	終期
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

【様式4：記入例】

<使用概要>

使用目的	作成担当	提出先	更新
応援職員の把握	各担当班	受援班	受援終了時

※ 応援職員の所属ごとに作成・更新・保管をする。(応援団体が作成した名簿の添付でも良い)

1. 各班・業務名		2021 年 8 月 18 日 作成	要請No	教-1
担当班	教育班	実務担当者	〇〇 〇〇〇	
業務名 (業務番号)	避難所の開設・運営			

2. 応援職員等

所 属	〇〇〇市		
所属の連絡先	TEL: 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	Mail:	〇〇〇〇@〇〇〇〇〇
活動場所	〇〇小学校、△△小学校、□□小学校		
宿泊場所	〇〇〇ホテル		

整理 番号	応援者情報			活動期間	
	氏名	TEL	備考(活動場所、資格等)	始期	終期
1	〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	〇〇小学校	2021/8/18	
2	△△△ △△△	〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	〇〇小学校	2021/8/18	
3	□□ □□□	〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	△△小学校、保健師	2021/8/18	
4	〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	△△小学校	2021/8/18	
5	△△△ △△△	〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	□□小学校	2021/8/18	
6			活動場所(活動場所が複数ある場合のみ個別に記入)や資格等の特記事項を記載する		
7					
8	〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	〇〇小学校	2021/8/18	2021/8/25
9	△△△ △△△	〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	〇〇小学校	2021/8/18	2021/8/25
10	□□ □□□	〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	△△小学校、保健師	2021/8/18	2021/8/25
11	〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	△△小学校	2021/8/18	2021/8/25
12	△△△ △△△	〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	□□小学校	2021/8/18	2021/8/25
13					
14					終了時の日付を追記する
15					

様式5 受援状況報告書

<使用概要>

使用目的	作成担当	提出先	更新
業務ごとの受援状況の把握	各担当班	受援班	状況変更時、受援終了時

1. 各班

年 月 日 作成

要請No

担当班			
実務担当者			
連絡先	TEL:		Mail:

2. 状況報告内容

【受入時】

業務名 (業務番号)			
業務内容			
受援期間	年	月	日
活動場所			
団体名 および 期間・人数	①	～	人
	②	～	人
	③	～	人
	④	～	人
	⑤	～	人
	合計		人

【終了時】

終了日時	年	月	日	時	分
------	---	---	---	---	---

【その他報告】

報告事項 (対応状況、変更、問題等) ※日付も記入	
-------------------------------------	--

【様式5：記入例】

<使用概要>

使用目的	作成担当	提出先	更新
業務ごとの受援状況の把握	各担当班	受援班	状況変更時、受援終了時

1. 各班		2021 年 8 月 18 日 作成	要請No	教-1
担当班	教育班			
実務担当者	〇〇〇 〇〇〇			
連絡先	TEL: 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	Mail: 〇〇〇〇@〇〇〇〇〇		

2. 状況報告内容

【受入時】

業務名 (業務番号)	避難所の開設・運営				
業務内容	・避難所運営の補助(名簿作成、運営会議開催等) ・物資の配布				
受援期間	2021 年 8 月 18 日 ~ 2021 年 8 月 31 日				
活動場所	〇〇小学校、△△小学校、□□小学校				
団体名 および 期間・人数	①	〇〇〇市	8/18 ~ 8/25	20	人
	②	△△町	8/20 ~ 8/31	10	人
	③		~		人
	④		~		人
	⑤		~		人
	合計				30

【終了時】

終了日時	2021 年 8 月 31 日 16 時 0 分
------	--------------------------

【その他報告】

報告事項 (対応状況、変更、問題等) ※日付も記入	8/20: △△町職員10名到着 8/23: 〇〇市職員1名が体調不調のため人数変更20人→19人 8/25: □□小学校の避難所閉鎖、〇〇市応援終了 8/31: △△町応援終了
---------------------------------	---

様式6 事務引継書

<使用概要>

使用目的	作成担当	提出先	更新
円滑な業務引継	応援者(前任者)	各班・応援者(後任者)	なし

年 月 日 作成

1. 作成者(前任の応援職員)

団体名	
氏 名	

2. 確認者(後任の応援職員)

団体名	
氏 名	

3. 引継内容

業務名 (業務番号)	
業務内容	
現在の状況 および 進捗状況	
今後の予定	
留意・配慮 する事項	

※ 担当班確認欄

担当班		実務担当者	
確認日時	年 月 日		
備 考			

【様式6：記入例】

<使用概要>

使用目的	作成担当	提出先	更新
円滑な業務引継	応援者(前任者)	各班・応援者(後任者)	なし

2021 年 8 月 25 日 作成

1. 作成者(前任の応援職員)

団体名	〇〇〇市
氏 名	〇〇〇 〇〇〇

2. 確認者(後任の応援職員)

団体名	□□□市
氏 名	□□□ □□□

3. 引継内容

業務名 (業務番号)	〇〇〇〇〇〇〇〇〇の実施に関すること
業務内容	〇〇の実施結果をもとに〇〇〇書類を作成して、△△に提出する 1 〇〇連絡票の作成 2 報告書の提出 3 最新の〇〇内容の反映
現在の状況 および 進捗状況	1 〇〇連絡票作成を開始したが、〇〇部と詳細を検討中。 2 報告書を作成して、関係者(〇〇〇、〇〇〇)に確認中。 3 優先順位を下げて対応しており未着手。
今後の予定	原則、〇〇の結果及び〇〇の指示に基づき加筆・修正を行うが、〇〇計画との整合が必要となる。
留意・配慮 する事項	作業内容「1」は、〇〇月〇〇日までに提出する必要がある。

※ 担当班確認欄

担当班	〇〇班	実務担当者	〇〇〇〇
確認日時	2021 年 8 月 25 日		
備 考			

様式7 ニーズ調査票

要請日

年 月 日

要請No

依頼元
(避難所／各班)

(避難所/所属名)

(担当者名)

(電話番号) (FAX番号)

(E-mail)

(無線番号)

→

提出先
(物資班)

(担当者名)

(電話番号)

(FAX番号)

(E-mail)

備考

物資内訳(品目は『(参考)物資品目分類表』の項目で記載)						
No	品目			数量		備考 (商品詳細、必要な人数の概要、緊急度合、配達希望日、アレルギーの有無、要配慮者等を記載)
	大分類	中分類	小分類	個数	単位	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

※手書きの場合、品目の記入は小分類だけで構いません。

次ページ あり(/) / なし

【様式7：記入例】

要請日	2021 年 8 月 16 日
-----	-----------------

要請No	3
------	---

依頼元 (避難所／各班)	(避難所/所属名)	0000小学校	
	(担当者名)	000 000	
	(電話番号)	000-00-0000	(FAX番号) 000-00-0000
	(E-mail)	0000@00000	
	(無線番号)	00000	



提出先 (物資班)	(担当者名)	△△△ △△△
	(電話番号)	△△△-△△-△△△
	(FAX番号)	
	(E-mail)	
備考		

物資内訳(品目は『(参考)物資品目分類表』の項目で記載)						
No	品目			数量		備考 (商品詳細、必要な人数の概要、緊急度合、配達希望日、アレルギーの有無、要配慮者等を記載)
	大分類	中分類	小分類	個数	単位	
1	食品・飲料	主食類(米・パン等)	おにぎり	50	個	鶏卵アレルギーの方が2名
2	食品・飲料	飲料	水(500ml)	50	本	
3	電化製品	季節家電	扇風機	5	個	
4	避難所備品・応急用品	応急用品	携帯トイレ	100	個	緊急度高い(数が足りなくても可能なだけほしい)
5						
6						
7						
8						
9						
10						

※手書きの場合、品目の記入は小分類だけで構いません。

次ページ あり(/) なし

様式8 二一ズ管理表

要請元	※府に要請する場合は市町村名及び 担当者名を記入してください。	年	月	日	作成	管理No	
-----	------------------------------------	---	---	---	----	------	--

※手書きの場合、品目の記入は小分類だけで構いません。

[illegible]

【様式8：記入例】

要請元		※府に要請する場合は市町村名及び 担当者名を記入してください。	2021 年 8 月 16 日 作成	管理No	1
-----	--	------------------------------------	--------------------	------	---

※手書きの場合、品目の記入は小分類だけで構いません。

要請元			物資内訳(品目は『(参考)物資品目分類表』の項目で記載)					
要請 No.	月日	避難所/班	品目			数量		備考(商品詳細、必要な人数の概要、緊急度合、配 達希望日、アレルギーの有無、要配慮者等を記載)
			大分類	中分類	小分類	個数	単位	
1	8/16	〇〇小学校	食品・飲料	主食類(米・パン等)	おにぎり	50	個	鶏卵アレルギーの方が2名
2	8/16	〇〇小学校	食品・飲料	飲料	水(500ml)	100	本	
3	8/16	〇〇小学校	電化製品	季節家電	扇風機	20	個	
4	8/16	△△△小学校	食品・飲料	主食類(米・パン等)	おにぎり	100	個	
5	8/16	△△△小学校	食品・飲料	飲料	水(500ml)	150	本	
6	8/16	□□庁舎	食品・飲料	主食類(米・パン等)	おにぎり	80	個	
7	8/16	□□庁舎	食品・飲料	飲料	水(500ml)	50	本	
		合計	食品・飲料	主食類(米・パン等)	おにぎり	230	個	鶏卵アレルギーの方が2名
			食品・飲料	飲料	水(500ml)	300	本	
			電化製品	季節家電	扇風機	20	個	

様式9 出荷連絡票

出荷者控・輸送者控・荷受者控

出荷者印 /サイン		輸送者印 /サイン		出荷No					
記入日	年	月	日	荷受 日時	年	月	日	時	分

発注・要請元	(発注ノ要請元)	物資 提供者	(組織名/拠点名等)
	(担当者名)		(担当者名) (電話番号)
	(電話番号) (FAX番号)		(E-mail) (FAX番号)
	(E-mail)		
配送先	(施設名)	輸 送 者	(企業・組織名)
	(住所)		(ドライバー名) (電話番号)
	(受取担当者名)		(車両番号)
	(電話番号) (FAX番号)		(到着予定日) 年 月 日 時 分
	(E-mail)	備考	

物資内訳(品目は『(参考)物資品目分類表』の項目で記載)

No	品目			数量					賞味・消費期限	備考 (商品詳細、アレルギーの有無、パレット枚数、ケースサイズ、車両台数等)
	大分類	中分類	小分類	個数	単位	荷姿	荷姿の数	総重量		
1									年 月 日	
2									年 月 日	
3									年 月 日	
4									年 月 日	
5									年 月 日	
6									年 月 日	
7									年 月 日	
8									年 月 日	
9									年 月 日	
10									年 月 日	

※手書きの場合、品目の記入は小分類だけで構いません。

次のページ あり (/) / なし

【様式9：記入例① 備蓄拠点・物資集積拠点へ要請の場合】

出荷者控・輸送者控・荷受者控

出荷者印 /サイン	△△△ △△△	輸送者印 /サイン		出荷No	4
記入日	2021 年 8 月 17 日	荷受者印 /サイン		荷受日時	年 月 日 時 分

発注・要請元	(発注/要請元)	物資班	物資提供者	(組織名/拠点名等)	△△△輸送拠点
	(担当者名)	〇〇〇 〇〇〇		(担当者名)	△△△ △△△ (電話番号) △△△-△△-△△△△
	(電話番号)	〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 (FAX番号) 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇		(E-mail)	△△△△@△△△△△△ (FAX番号) △△△-△△-△△△△
物資班(調整・調達担当)が記入	(E-mail)	〇〇〇〇@〇〇〇〇〇	輸送者	(企業・組織名)	物資班
	(施設名)	□□□小学校		(ドライバー名)	◇◇◇ ◇◇◇ (電話番号) ◇◇◇-◇◇-◇◇◇◇
配送先	(住所)	吹田市□□町〇丁目△△△	備考	(車両番号)	大阪 〇〇〇 わ〇〇-〇〇
	(担当者名)	□□□ □□□		(到着予定日)	2021 年 8 月 18 日 9 時 0 分
	(電話番号)	〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 (FAX番号) 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇		物資班(物資拠点担当)が記入	
	(E-mail)	□□□□@□□□□□			

物資内訳(品目は『(参考)物資品目分類表』の項目で記載)										
No	品目			数量			賞味・消費期限			備考(商品詳細、アレルギーの有無、パレット枚数、ケースサイズ、車両台数等)
	大分類	中分類	小分類	個数	単位	荷姿	荷姿の数	総重量	賞味・消費期限	
1	食品・飲料	主食類(米・パン等)	おにぎり	50	個	ケース	2		2021 年 8 月 19 日	ケース:100cm×50cm×20cm
2	食品・飲料	飲料	水(500ml)	50	本	段ボール	5		2019 年 12 月 24 日	
3	電化製品	季節家電	扇風機	5	個	そのまま	5		年 月 日	
4	避難所備品・応急用品	応急用品	携帯トイレ	100	個	段ボール	2		年 月 日	
5	物資班(調整・調達担当)が記入								年 月 日	
6									年 月 日	物資班(物資拠点担当)が記入
7									年 月 日	
8									年 月 日	
9									年 月 日	
10									年 月 日	

※手書きの場合、品目の記入は小分類だけで構いません。

次のページ あり (/) / なし

【様式9：記入例② 外部機関へ要請の場合】

出荷者控・輸送者控・**荷受者控**

出荷者印 /サイン	△△△ △△△	輸送者印 /サイン	◇◇◇ ◇◇◇	出荷No 5
荷受者印 /サイン	□□□ □□□	荷受 日時	2021 年 8 月 20 日 15 時 10 分	
記入日	2021 年 8 月 19 日			

発注・要請元	(発注/要請元)	吹田市		物資 提供者	(組織名/拠点名等)	株式会社△△△			
	(担当者名)	〇〇〇 〇〇〇			(担当者名)	△△△ △△△	(電話番号)	△△△-△△-△△△△	
	(電話番号)	〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	(FAX番号)		〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	(E-mail)	△△△△@△△△△△△	(FAX番号)	△△△-△△-△△△△
	(E-mail)	〇〇〇〇@〇〇〇〇〇〇							
物資班(調整・ 調達担当)が記入	(施設名)	□□□輸送拠点		輸送者	(企業・組織名)	物資班			
	(住所)	吹田市□□町〇丁目△△△			(ドライバー名)	◇◇◇ ◇◇◇	(電話番号)	◇◇◇-◇◇-◇◇◇◇	
	(担当者名)	□□□ □□□			(車両番号)	なにわ 〇〇〇 す〇〇-〇〇			
	(電話番号)	〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	(FAX番号)		〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	(到着予定日)	2021 年 8 月 20 日 15 時 30 分		
配送先	(E-mail)	□□□□@□□□□□□		備考	協定企業等が記入				

物資内訳(品目は『(参考)物資品目分類表』の項目で記載)										
No	品目			個数		数量			賞味・消費期限	備考(商品詳細、アレルギーの有無、パレット枚数、ケースサイズ、車両台数等)
	大分類	中分類	小分類	個数	単位	荷姿	荷姿の数	総重量		
1	食品・飲料	主食類(米・パン等)	おにぎり	300	個	ケース	12		2021 年 8 月 22 日	ケース:100cm×50cm×20cm
2	食品・飲料	飲料	水(500ml)	500	本	段ボール	20		2020 年 12 月 24 日	
3	電化製品	季節家電	扇風機	10	個	そのまま	10		年 月 日	
4	避難所備品・応急用品	応急用品	携帯トイレ	200	個	段ボール	4		年 月 日	
5									年 月 日	
6	物資班(調整・調達担当)が記入								年 月 日	協定企業等が記入
7									年 月 日	
8									年 月 日	
9									年 月 日	
10									年 月 日	

※手書きの場合、品目の記入は小分類だけで構いません。

次のページ あり (/) / なし

様式 10 物資ラベル

記入・提出日： 年 月 日

品目	
----	--

商品名	
-----	--

入り数	入り
-----	----

賞味・消費期限	年 月 日
---------	---

提供者名	
------	--

備考 (管理番号、総ケース数、 品目詳細、注意事項、 購入時期等を記載)	
---	--

【様式 10 : 記入例】

記入・提出日: 2021 年 8 月 20 日

品目	水(500ml)
----	----------

商品名	〇〇のおいしい水
-----	----------

入り数	25本	入り
-----	-----	----

賞味・消費期限	2026	年	12	月	24	日
---------	------	---	----	---	----	---

提供者名	株式会社△△△
------	---------

備考	
----	--

(管理番号、総ケース数、
品目詳細、注意事項、
購入時期等を記載)

ケース数: 1/20

(参考) 物資品目分類表

出典：「支援物資供給の手引き」 国土交通省 国土交通政策研究所 平成 25 年 9 月
<https://www.mlit.go.jp/pri/houkoku/gaiyou/kkk111.html>

No	大分類		中分類		小分類		単位
1	1	食品・飲料	1	主食類（米・パン等）	1	精米	キ口
2	1	食品・飲料	1	主食類（米・パン等）	2	小麦粉・片栗粉	袋
3	1	食品・飲料	1	主食類（米・パン等）	3	菓子パン	食
4	1	食品・飲料	1	主食類（米・パン等）	4	惣菜パン	食
5	1	食品・飲料	1	主食類（米・パン等）	5	カップ麺	個
6	1	食品・飲料	1	主食類（米・パン等）	6	即席麺（袋）	個
7	1	食品・飲料	1	主食類（米・パン等）	7	乾パン	食
8	1	食品・飲料	1	主食類（米・パン等）	8	おにぎり	個
9	1	食品・飲料	1	主食類（米・パン等）	9	パックご飯	個
10	1	食品・飲料	1	主食類（米・パン等）	10	弁当	個
11	1	食品・飲料	1	主食類（米・パン等）	11	その他（主食類）	個
12	1	食品・飲料	2	副食（加工食品等）	1	納豆	個
13	1	食品・飲料	2	副食（加工食品等）	2	漬物・梅干	個
14	1	食品・飲料	2	副食（加工食品等）	3	豆腐	個
15	1	食品・飲料	2	副食（加工食品等）	4	缶詰（おかず）	個
16	1	食品・飲料	2	副食（加工食品等）	5	缶詰（フルーツ）	個
17	1	食品・飲料	2	副食（加工食品等）	6	みそ汁	個
18	1	食品・飲料	2	副食（加工食品等）	7	スープ	個
19	1	食品・飲料	2	副食（加工食品等）	8	レトルト（肉）	個
20	1	食品・飲料	2	副食（加工食品等）	9	レトルト（カレー）	個
21	1	食品・飲料	2	副食（加工食品等）	10	レトルト（その他）	個
22	1	食品・飲料	2	副食（加工食品等）	11	惣菜（野菜）	個
23	1	食品・飲料	2	副食（加工食品等）	12	惣菜（肉）	個
24	1	食品・飲料	2	副食（加工食品等）	13	惣菜（魚）	個
25	1	食品・飲料	2	副食（加工食品等）	14	カレールー	個
26	1	食品・飲料	2	副食（加工食品等）	15	シチュールー	個
27	1	食品・飲料	2	副食（加工食品等）	16	その他（副食）	個
28	1	食品・飲料	3	ベビーフード・介護食品	1	粉ミルク	個
29	1	食品・飲料	3	ベビーフード・介護食品	2	離乳食	食
30	1	食品・飲料	3	ベビーフード・介護食品	3	介護食品	食
31	1	食品・飲料	3	ベビーフード・介護食品	4	その他（ベビーフード・介護用品）	個
32	1	食品・飲料	4	調味料	1	マヨネーズ	個
33	1	食品・飲料	4	調味料	2	味噌	個
34	1	食品・飲料	4	調味料	3	醤油	個
35	1	食品・飲料	4	調味料	4	だしの素	個
36	1	食品・飲料	4	調味料	5	酢	個
37	1	食品・飲料	4	調味料	6	塩	個
38	1	食品・飲料	4	調味料	7	砂糖	個
39	1	食品・飲料	4	調味料	8	めんつゆ	個
40	1	食品・飲料	4	調味料	9	みりん	個
41	1	食品・飲料	4	調味料	10	ケチャップ	個

No	大分類		中分類		小分類		単位
42	1	食品・飲料	4	調味料	$\frac{1}{1}$	コンソメ	個
43	1	食品・飲料	4	調味料	$\frac{1}{2}$	こしょう	個
44	1	食品・飲料	4	調味料	$\frac{1}{3}$	ドレッシング	個
45	1	食品・飲料	4	調味料	$\frac{1}{4}$	油	個
46	1	食品・飲料	4	調味料	$\frac{1}{5}$	その他（調味料）	個
47	1	食品・飲料	5	主食添物（ジャム・ふりかけ等）	1	のり	食
48	1	食品・飲料	5	主食添物（ジャム・ふりかけ等）	2	ジャム	個
49	1	食品・飲料	5	主食添物（ジャム・ふりかけ等）	3	ふりかけ	個
50	1	食品・飲料	5	主食添物（ジャム・ふりかけ等）	4	その他（ご飯・パンのおとも）	個
51	1	食品・飲料	6	肉・魚・卵	1	卵（生）	個
52	1	食品・飲料	6	肉・魚・卵	2	卵（加工済み）	個
53	1	食品・飲料	6	肉・魚・卵	3	ソーセージ・ハム	個
54	1	食品・飲料	6	肉・魚・卵	4	豚肉	キロ
55	1	食品・飲料	6	肉・魚・卵	5	鶏肉	キロ
56	1	食品・飲料	6	肉・魚・卵	6	牛肉	キロ
57	1	食品・飲料	6	肉・魚・卵	7	鮮魚	キロ
58	1	食品・飲料	6	肉・魚・卵	8	その他（肉・魚・卵）	個
59	1	食品・飲料	7	乳製品	1	牛乳	個
60	1	食品・飲料	7	乳製品	2	ヨーグルト	個
61	1	食品・飲料	7	乳製品	3	チーズ	個
62	1	食品・飲料	7	乳製品	4	バター	個
63	1	食品・飲料	7	乳製品	5	マーガリン	個
64	1	食品・飲料	7	乳製品	6	その他（乳製品）	個
65	1	食品・飲料	8	野菜・海藻類	1	にんじん	キロ
66	1	食品・飲料	8	野菜・海藻類	2	キャベツ	キロ
67	1	食品・飲料	8	野菜・海藻類	3	きゅうり	キロ
68	1	食品・飲料	8	野菜・海藻類	4	じゃがいも	キロ
69	1	食品・飲料	8	野菜・海藻類	5	はくさい	キロ
70	1	食品・飲料	8	野菜・海藻類	6	大根	キロ
71	1	食品・飲料	8	野菜・海藻類	7	きのこ類	キロ
72	1	食品・飲料	8	野菜・海藻類	8	トマト	キロ
73	1	食品・飲料	8	野菜・海藻類	9	たまねぎ	キロ
74	1	食品・飲料	8	野菜・海藻類	$\frac{1}{0}$	ほうれん草	キロ
75	1	食品・飲料	8	野菜・海藻類	$\frac{1}{1}$	その他（野菜・海藻類）	キロ
76	1	食品・飲料	8	野菜・海藻類	$\frac{1}{2}$	わかめ	キロ
77	1	食品・飲料	9	果物	1	バナナ	キロ
78	1	食品・飲料	9	果物	2	みかん	キロ
79	1	食品・飲料	9	果物	3	りんご	キロ
80	1	食品・飲料	9	果物	4	イチゴ	キロ
81	1	食品・飲料	9	果物	5	その他（果物）	キロ
82	1	食品・飲料	$\frac{1}{0}$	飲料	1	水（500ml）	本
83	1	食品・飲料	$\frac{1}{0}$	飲料	2	水（1 リットル）	本
84	1	食品・飲料	$\frac{1}{0}$	飲料	3	水（2 リットル）	本
85	1	食品・飲料	$\frac{1}{0}$	飲料	4	お茶（500ml）	本

No	大分類		中分類		小分類		単位
86	1	食品・飲料	10	飲料	5	お茶（1リットル）	本
87	1	食品・飲料	10	飲料	6	お茶（2リットル）	本
88	1	食品・飲料	10	飲料	7	お茶（ティーバック）	本
89	1	食品・飲料	10	飲料	8	茶葉	本
90	1	食品・飲料	10	飲料	9	コーヒー（缶・ペットボトル）	本
91	1	食品・飲料	10	飲料	10	コーヒー（インスタント）	キロ
92	1	食品・飲料	10	飲料	11	ゼリー飲料	本
93	1	食品・飲料	10	飲料	12	野菜ジュース	本
94	1	食品・飲料	10	飲料	13	その他（飲料）	本
95	1	食品・飲料	11	菓子類	1	菓子類	個
96	1	食品・飲料	11	菓子類	2	その他（菓子類）	個
97	2	衣類	1	男性（衣類・靴）	1	ジャケット・防寒着（男性）	着
98	2	衣類	1	男性（衣類・靴）	2	トレーナー・パジャマ（男性）	着
99	2	衣類	1	男性（衣類・靴）	3	シャツ類・カットソー（男性）	着
100	2	衣類	1	男性（衣類・靴）	4	パンツ・ズボン（男性）	着
101	2	衣類	1	男性（衣類・靴）	5	下着・インナー（男性）	着
102	2	衣類	1	男性（衣類・靴）	6	靴下・タイツ（男性）	着
103	2	衣類	1	男性（衣類・靴）	7	履物・靴（男性）	着
104	2	衣類	1	男性（衣類・靴）	8	その他（男性衣類）	着
105	2	衣類	2	女性（衣類・靴）	1	ジャケット・防寒着（女性）	着
106	2	衣類	2	女性（衣類・靴）	2	トレーナー・パジャマ（女性）	着
107	2	衣類	2	女性（衣類・靴）	3	シャツ類・カットソー（女性）	着
108	2	衣類	2	女性（衣類・靴）	4	パンツ・ズボン（女性）	着
109	2	衣類	2	女性（衣類・靴）	5	下着・インナー（女性）	着
110	2	衣類	2	女性（衣類・靴）	6	靴下・タイツ（女性）	着
111	2	衣類	2	女性（衣類・靴）	7	履物・靴（女性）	足
112	2	衣類	2	女性（衣類・靴）	8	その他（女性衣類）	着/足
113	2	衣類	3	子供（衣類・靴）	1	ジャケット・防寒着（子供）	着
114	2	衣類	3	子供（衣類・靴）	2	トレーナー・パジャマ（子供）	着
115	2	衣類	3	子供（衣類・靴）	3	シャツ類・カットソー（子供）	着
116	2	衣類	3	子供（衣類・靴）	4	パンツ・ズボン（子供）	着
117	2	衣類	3	子供（衣類・靴）	5	下着・インナー（子供）	着
118	2	衣類	3	子供（衣類・靴）	6	靴下・タイツ（子供）	着
119	2	衣類	3	子供（衣類・靴）	7	履物・靴（子供）	足
120	2	衣類	3	子供（衣類・靴）	8	その他（子供衣類）	着/足
121	2	衣類	4	作業着・手袋・長靴	1	手袋	組
122	2	衣類	4	作業着・手袋・長靴	2	長靴	足
123	2	衣類	4	作業着・手袋・長靴	3	作業着	着
124	2	衣類	4	作業着・手袋・長靴	4	その他（作業着・手袋・長靴）	個
125	3	台所・食器	1	食器類	1	皿	枚
126	3	台所・食器	1	食器類	2	コップ	個
127	3	台所・食器	1	食器類	3	おわん	個
128	3	台所・食器	1	食器類	4	割り箸	人分
129	3	台所・食器	1	食器類	5	フォーク・スプーン	人分
130	3	台所・食器	1	食器類	6	箸	人分

No	大分類		中分類		小分類		単位
131	3	台所・食器	1	食器類	7	その他（食器類）	個
132	3	台所・食器	2	台所用品	1	ラップ	個
133	3	台所・食器	2	台所用品	2	やかん	個
134	3	台所・食器	2	台所用品	3	アルミホイル	個
135	3	台所・食器	2	台所用品	4	鍋	個
136	3	台所・食器	2	台所用品	5	炊飯器	個
137	3	台所・食器	2	台所用品	6	包丁	個
138	3	台所・食器	2	台所用品	7	タッパー	個
139	3	台所・食器	2	台所用品	8	ポット	個
140	3	台所・食器	2	台所用品	9	おたま	個
141	3	台所・食器	2	台所用品	10	まな板	個
142	3	台所・食器	2	台所用品	11	ざる	個
143	3	台所・食器	2	台所用品	12	しゃもじ	個
144	3	台所・食器	2	台所用品	13	洗剤（台所用具）	個
145	3	台所・食器	2	台所用品	14	コンロ	個
146	3	台所・食器	2	台所用品	15	カセットボンベ	個
147	3	台所・食器	2	台所用品	16	フライパン	個
148	3	台所・食器	2	台所用品	17	その他（台所用品）	個
149	4	電化製品	1	消耗品・コード	1	乾電池（単 1）	個
150	4	電化製品	1	消耗品・コード	2	乾電池（単 2）	個
151	4	電化製品	1	消耗品・コード	3	乾電池（単 3）	個
152	4	電化製品	1	消耗品・コード	4	乾電池（単 4）	個
153	4	電化製品	1	消耗品・コード	5	電球	個
154	4	電化製品	1	消耗品・コード	6	延長コード	個
155	4	電化製品	1	消耗品・コード	7	その他（電化製品（消耗品））	個
156	4	電化製品	2	生活家電	1	時計	個
157	4	電化製品	2	生活家電	2	ラジオ	個
158	4	電化製品	2	生活家電	3	懐中電灯	個
159	4	電化製品	2	生活家電	4	ランタン	個
160	4	電化製品	2	生活家電	5	携帯用充電器	個
161	4	電化製品	2	生活家電	6	ドライヤー	個
162	4	電化製品	2	生活家電	7	洗濯機	個
163	4	電化製品	2	生活家電	8	乾燥機	個
164	4	電化製品	2	生活家電	9	冷蔵庫	個
165	4	電化製品	2	生活家電	10	掃除機	個
166	4	電化製品	2	生活家電	11	冷凍庫	個
167	4	電化製品	2	生活家電	12	その他（生活家電）	個
168	4	電化製品	3	季節家電	1	ストーブ	個
169	4	電化製品	3	季節家電	2	扇風機	個
170	4	電化製品	3	季節家電	3	その他（季節家電）	個
171	5	生活用品	1	洗面・風呂用具	1	シャンプー・リンス	個
172	5	生活用品	1	洗面・風呂用具	2	洗面器	個
173	5	生活用品	1	洗面・風呂用具	3	石鹸・ボディークリーム	個
174	5	生活用品	1	洗面・風呂用具	4	洗剤（洗面・風呂用具）	個
175	5	生活用品	1	洗面・風呂用具	5	歯磨き粉	個

No	大分類		中分類		小分類		単位
176	5	生活用品	1	洗面・風呂用具	6	化粧水	個
177	5	生活用品	1	洗面・風呂用具	7	鏡	個
178	5	生活用品	1	洗面・風呂用具	8	洗口剤	個
179	5	生活用品	1	洗面・風呂用具	9	歯ブラシ	個
180	5	生活用品	1	洗面・風呂用具	10	かみそり	個
181	5	生活用品	1	洗面・風呂用具	11	入れ歯安定剤・洗浄剤	個
182	5	生活用品	1	洗面・風呂用具	12	ハンドソープ	個
183	5	生活用品	1	洗面・風呂用具	13	コンタクト洗浄液	個
184	5	生活用品	1	洗面・風呂用具	14	その他（洗面・風呂用具）	個
185	5	生活用品	2	掃除用具	1	ゴミ箱・ゴミ袋	個
186	5	生活用品	2	掃除用具	2	バケツ	個
187	5	生活用品	2	掃除用具	3	ほうき・モップ・ブラシ	個
188	5	生活用品	2	掃除用具	4	スポンジ	個
189	5	生活用品	2	掃除用具	5	ちりとり	個
190	5	生活用品	2	掃除用具	6	たわし	個
191	5	生活用品	2	掃除用具	7	洗剤（掃除用具）	個
192	5	生活用品	2	掃除用具	8	漂白剤・洗浄剤	個
193	5	生活用品	2	掃除用具	9	雑巾	枚
194	5	生活用品	2	掃除用具	10	その他（掃除用具）	個
195	5	生活用品	3	洗濯用品	1	洗濯ばさみ	個
196	5	生活用品	3	洗濯用品	2	たらい	個
197	5	生活用品	3	洗濯用品	3	ハンガー	個
198	5	生活用品	3	洗濯用品	4	洗剤（洗濯用具）	個
199	5	生活用品	3	洗濯用品	5	その他（洗濯用品）	個
200	5	生活用品	4	ダンボール・ビニール袋	1	ダンボール	箱
201	5	生活用品	4	ダンボール・ビニール袋	2	ビニール袋	枚
202	5	生活用品	4	ダンボール・ビニール袋	3	その他（ダンボール・ビニール袋）	箱/枚
203	5	生活用品	5	防寒具・雨具	1	湯たんぽ	個
204	5	生活用品	5	防寒具・雨具	2	カイロ	個
205	5	生活用品	5	防寒具・雨具	3	カッパ	着
206	5	生活用品	5	防寒具・雨具	4	傘	本
207	5	生活用品	5	防寒具・雨具	5	その他（防寒具・雨具）	個
208	5	生活用品	6	寝具・タオル	1	タオル	枚
209	5	生活用品	6	寝具・タオル	2	布団	枚
210	5	生活用品	6	寝具・タオル	3	シーツ	枚
211	5	生活用品	6	寝具・タオル	4	枕	個
212	5	生活用品	6	寝具・タオル	5	毛布	枚
213	5	生活用品	6	寝具・タオル	6	タオルケット	枚
214	5	生活用品	6	寝具・タオル	7	ベッド	個
215	5	生活用品	6	寝具・タオル	8	耳栓	人分
216	5	生活用品	6	寝具・タオル	9	その他（寝具・タオル）	個
217	5	生活用品	7	ろうそく・マッチ・ライター	1	ろうそく	本
218	5	生活用品	7	ろうそく・マッチ・ライター	2	多目的ライター（点火棒）	本
219	5	生活用品	7	ろうそく・マッチ・ライター	3	マッチ	箱
220	5	生活用品	7	ろうそく・マッチ・ライター	4	その他（ろうそく・マッチ・ライター）	本
221	5	生活用品	8	その他生活雑貨	1	つめ切り	個
222	5	生活用品	8	その他生活雑貨	2	殺虫剤	個

No	大分類		中分類		小分類		単位
223	5	生活用品	8	その他生活雑貨	3	虫刺され薬	個
224	5	生活用品	8	その他生活雑貨	4	マスク	個
225	5	生活用品	8	その他生活雑貨	5	消毒液	個
226	5	生活用品	8	その他生活雑貨	6	うがい薬	個
227	5	生活用品	8	その他生活雑貨	7	血圧計	個
228	5	生活用品	8	その他生活雑貨	8	体温計	個
229	5	生活用品	8	その他生活雑貨	9	医薬品セット	個
230	5	生活用品	8	その他生活雑貨	10	ガーゼ	個
231	5	生活用品	8	その他生活雑貨	11	絆創膏	枚
232	5	生活用品	8	その他生活雑貨	12	カット綿	個
233	5	生活用品	8	その他生活雑貨	13	湿布薬	個
234	5	生活用品	8	その他生活雑貨	14	綿棒	個
235	5	生活用品	8	その他生活雑貨	15	その他（その他生活雑貨）	個
236	5	生活用品	9	ペーパー類・生理用品	1	生理用ナプキン（昼用）	個
237	5	生活用品	9	ペーパー類・生理用品	2	生理用ナプキン（夜用）	個
238	5	生活用品	9	ペーパー類・生理用品	3	おりものシート	個
239	5	生活用品	9	ペーパー類・生理用品	4	ウエットティッシュ	個
240	5	生活用品	9	ペーパー類・生理用品	5	ティッシュ	個
241	5	生活用品	9	ペーパー類・生理用品	6	トイレットペーパー	個
242	5	生活用品	9	ペーパー類・生理用品	7	大人用おむつ（S）	個
243	5	生活用品	9	ペーパー類・生理用品	8	大人用おむつ（M）	個
244	5	生活用品	9	ペーパー類・生理用品	9	大人用おむつ（L）	個
245	5	生活用品	9	ペーパー類・生理用品	10	体ふきシート	個
246	5	生活用品	9	ペーパー類・生理用品	11	その他（ペーパー類・生理用品）	個
247	5	生活用品	10	ベビー用品	1	子供用おむつ（新生児用）	個
248	5	生活用品	10	ベビー用品	2	子供用おむつ（S）	個
249	5	生活用品	10	ベビー用品	3	子供用おむつ（M）	個
250	5	生活用品	10	ベビー用品	4	子供用おむつ（L）	個
251	5	生活用品	10	ベビー用品	5	おしりふき	個
252	5	生活用品	10	ベビー用品	6	哺乳瓶消毒液	個
253	5	生活用品	10	ベビー用品	7	哺乳瓶	個
254	5	生活用品	10	ベビー用品	8	その他（ベビー用品）	個
255	6	作業道具	1	台車	1	台車	台
256	6	作業道具	2	電源ドラム	1	電源ドラム	個
257	6	作業道具	3	スコップ	1	スコップ	個
258	6	作業道具	4	工具セット	1	工具セット	個
259	6	作業道具	5	軍手	1	軍手	組
260	6	作業道具	6	ヘルメット	1	ヘルメット	個
261	6	作業道具	8	ガムテープ	1	ガムテープ	個
262	6	作業道具	9	はさみ	1	はさみ	個
263	6	作業道具	10	カッター	1	カッター	個
264	6	作業道具	11	輪ゴム	1	輪ゴム	個
265	6	作業道具	12	ひも	1	ひも	個

No	大分類		中分類		小分類		単位
266	6	作業道具	1 3	ペン	1	ペン	本
267	6	作業道具	1 4	セロハンテープ	1	セロハンテープ	個
268	6	作業道具	1 5	OA 用紙	1	OA 用紙	枚
269	6	作業道具	1 6	ノート	1	ノート	個
270	6	作業道具	1 7	その他	1	その他（作業道具）	個
271	7	避難所備品・応急用品	1	設備品	1	消火器	個
272	7	避難所備品・応急用品	1	設備品	2	プレハブ	個
273	7	避難所備品・応急用品	1	設備品	3	仮設更衣室	個
274	7	避難所備品・応急用品	1	設備品	4	仮設トイレ	個
275	7	避難所備品・応急用品	1	設備品	5	発電機	個
276	7	避難所備品・応急用品	1	設備品	6	パーティション	枚
277	7	避難所備品・応急用品	1	設備品	7	その他（設備品）	個
278	7	避難所備品・応急用品	2	応急用品	1	石炭・木炭	キ口
279	7	避難所備品・応急用品	2	応急用品	2	携帯トイレ	個
280	7	避難所備品・応急用品	2	応急用品	3	ポンプ	個
281	7	避難所備品・応急用品	2	応急用品	4	ポリタンク	個
282	7	避難所備品・応急用品	2	応急用品	5	担架	個
283	7	避難所備品・応急用品	2	応急用品	6	車椅子	台
284	7	避難所備品・応急用品	2	応急用品	7	ハンドマイク	個
285	7	避難所備品・応急用品	2	応急用品	8	その他（応急用品）	個
286	7	避難所備品・応急用品	3	シート・マット類	1	敷物	枚
287	7	避難所備品・応急用品	3	シート・マット類	2	風呂マット	枚
288	7	避難所備品・応急用品	3	シート・マット類	3	畳	枚
289	7	避難所備品・応急用品	3	シート・マット類	4	ブルーシート	枚
290	7	避難所備品・応急用品	3	シート・マット類	5	その他（シート・マット類）	枚

資料編

資料1 受援業務シート

＜受援業務一覽＞

[illegible]

受援業務シート(1/2)			業務番号 災 001			
受援業務分類	災害マネジメント	受援業務名	災害の総括的なマネジメントを行う			
業務種別	応急	受援開始時期	発災直後から			
■ 受援業務全体の概要						
受援業務の概要		災害時に、活動体制を速やかに確立し、災害対応を庁内全体で円滑に実施できるよう、総括的なマネジメント（情報分析、計画策定、組織調整等）を行う。				
■ 業務全体フロー（黒矢印：被災自治体が行う業務・他部署業務、点線矢印：応援者に依頼する業務）						
業務分類	発災直後	24 時間以内	72 時間以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内
災害対応の 総括・運営						
情報収集と共有						
外部機関等 との調整						
広報						
※災害の規模や状況により 1 か月以上、業務が継続する場合あり						
■ 受援業務の内容						
市が行う業務内容		・災害対策本部会議の運営、庁内体制の構築 ・被害情報等の収集・とりまとめ ・外部機関等との調整 ・住民への広報				
依頼する業務内容		・災害対策本部会議の運営の補助を行う。 ・市町村長への助言を行う。 ・庁内体制の構築と変更に関する補助を行う。 ・被害情報の収集・とりまとめと会議での共有や関係機関等への報告 ・応援職員等の要請と受入調整の補助を行う。 ・その他、関係機関・団体との調整の補助を行う。				
応援職員等に求める条件		・過去の被災経験を持つ自治体職員 ・防災に関する有識者、高度な知識を有する人				
応援職員等の要請人数の考え方		・災害マネジメント業務では、被災規模や刻々と変化する被災状況に応じて適宜応援者の人数を検討する。				
■ 業務体制						
業務責任者		危機管理室長		業務担当者		危機管理課長補佐

受援業務シート(2/2)				業務番号 災 001	
受援業務分類	災害マネジメント	受援業務名	災害の総括的なマネジメントを行う		
業務種別	応急	受援開始時期	発災直後から		
■ 必要となる資機材					
市が準備	車両、通信機材、地図、机、椅子、固定電話、携帯電話、FAX、コピー機、パソコン、プリンター、筆記用具				
応援側が準備	特になし				
■ 業務環境					
執務スペース	災害対策本部（オペレーションルーム）				
マニュアル手引・指針	・災害対策本部設置・運営マニュアル ・地域防災計画 等 各種防災関連計画・マニュアル				
■ 応援要請先					
NO	分類	団体名	協定等	連絡先	要請担当
1	府	大阪府災害対策本部 （受援班（危機管理室））	災害対策基本 法第 68 条		受援班
2	国	TEC-FORCE（近畿地方 整備局）	災害時等の応 援に関する申 し合わせ		〇〇班
3	他市町村	〇〇市、〇〇市 〇〇地域	相互応援協定		受援班
■ 応援職員等に依頼する業務概要（役割毎）					
役割	業務概要			執務場所	
災害対策本部の運営、 助言、庁内体制構築・ 変更の各種支援	過去の被災経験、所有する災害対応に関する知識などから、統括的な災害のマネジメント支援を行う。			災害対策本部 （オペレーション ルーム）	
被害情報の収集・とり まとめと会議での共 有や関係機関等への 報告支援	過去の被災経験等を基に、被災情報の記録、とりまとめを支援する。 被災自治体が行う会議、関係機関への報告、広報資料等の資料作成の補助を行う。			災害対策本部 （オペレーション ルーム）	
応援職員等の要請と 受入調整の補助、その 他、関係機関・団体と の調整の補助	受援班の各種活動の補助・支援を行う。			災害対策本部 （オペレーション ルーム）	

業務番号
避 001

受援業務分類	避難所運営	受援業務名	避難所の開設、総括的な運営等を行う
業務種別	応急	受援開始時期	24 時間以内

■受援業務全体の概要

受援業務の概要	災害時に指定避難所の安全確認と開設を行い、避難者の受入れや避難所の運営（情報提供や支援物資の供給）・管理等を行う。
---------	---

■業務全体フロー（黒矢印：被災自治体が行う業務・他部署業務、点線矢印：応援者に依頼する業務）

業務分類	発災直後	24 時間以内	72 時間以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内
体制整備	 主管部署配置	 各避難所運営、	 庁内体制整理	 運営支援要員確保 (応援職員等)	 支援団体協働(環境改善) 民間委託(警備等)	
情報収集			 避難所状況把握(箇所・人数、保健福祉ニーズ、名簿、生活環境等)			 在宅被災者状況把握
備蓄物資の配布	 備蓄物資の配布			 支援物資の配布		 物資ニーズの把握
避難所運営 管理			 避難所運営		 住民自主運営促進	
広聴広報			 在宅被災者支援			 生活支援等の情報発信
避難所の解消				 退所目的の把握、避難所解消日の検討・周知		
調整会議の開催					 調整会議の定期的開催	

※災害の規模や状況により 1 か月以上、業務が継続する場合あり

■受援業務の内容

市が行う業務内容	・避難所の安全確認、開設、避難者の受入れ ・避難者の避難所での避難生活の支援、避難所全体管理、運営
依頼する業務内容	・自主防災組織等と協力した避難所運営全般（避難者名簿作成、物資受取・配布、衛生管理等） ・実施体制の構築（庁内体制の調整、応援要請職員等の算定・調整） ・在宅被災者への対策検討支援 ・避難所解消に向けた検討支援 ・被災者への生活支援等の情報発信
応援職員等に求める条件	・他自治体職員 ・一般ボランティア
応援職員等の要請人数の考え方	以下に示す避難所運営に必要な職員数から発災時に自市町村で動員できる職員数を引いて、要請人数を見積もる。 避難所運営に必要な職員数 = 開設避難所数 × 1 避難所を運営管理する行政職員数（避難所規模・避難者数による）

■業務体制

業務責任者	市民自治推進室室長	業務担当者	市民自治推進室主幹
-------	-----------	-------	-----------

受援業務シート(2/2)				業務番号 避 001	
受援業務分類	避難所運営	受援業務名	避難所の開設、総括的な運営等を行う		
業務種別	応急	受援開始時期	24 時間以内		
■必要となる資機材					
市が準備	施設管理用品・備品、筆記用具、避難者名簿・避難者カード等書類、机、椅子、パソコン、施設位置図、車両、通信機材				
応援側が準備	特になし				
■業務環境					
執務スペース	各避難所の事務室、災害対策本部（オペレーションルーム）				
マニュアル手引・指針	・避難所運営マニュアル ※上記マニュアルがない場合、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針、避難所運営ガイドライン、福祉避難所の確保・運営ガイドライン、避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン等を参考 ・災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～				
NO	分類	団体名	協定等	連絡先	要請担当
1	府	大阪府災害対策本部 （受援班（危機管理室））	災害対策基本 法第 68 条		受援班
2	他市町村	〇〇市、〇〇市 〇〇地域	相互応援協定		受援班
■応援職員等に依頼する業務概要（役割毎）					
役割	業務概要				執務場所
自主防災組織等 と協 力した避難所運営全 般	担当避難所内の避難者名簿作成、物資受取・配布、衛生管理等について、自主防災組織等と協力しつつ運営を支援する。				各避難所の事務室
実施体制の構築、在宅 被災者への対策、避難 所解消に向けた検討 の各種支援	避難所に関する知識を基に、各種検討に必要な情報のとりまとめ、検討資料作成、会議報告資料作成を支援する。				災害対策本部 （オペレーション ルーム）
被災者への生活支援 等の情報発信	被災状況、ライフライン復旧情報等の各種被害情報・復旧情報や開設している避難所の状況について、記録とりまとめ等を行い、情報発信を支援する。				災害対策本部 （オペレーション ルーム）

受援業務シート(1/2)				業務番号 健 001		
受援業務分類	健康・保健活動 (保健医療活動チームの派遣)		受援業務名	保健医療活動チームの派遣等健康・保健活動を行う		
業務種別	応急		受援開始時期	72 時間以内		
■ 受援業務全体の概要						
受援業務の概要		被災者の健康管理を行うため、保健医療活動チームによる巡回健康相談や避難所の衛生管理を行う。				
■ 業務全体フロー（黒矢印：被災自治体が行う業務・他部署業務、点線矢印：応援者に依頼する業務）						
業務分類	発災直後	24 時間以内	72 時間以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内
実施体制の確保		保健活動の方針決定、活動計画の策定				
		専門チーム・関係機関との調整				
		管轄保健所との情報共有及び連携（受援体制の確保）				
被害情報の収集		被害情報の収集				
		避難所や自宅生活者の情報収集、健康課題の整理				
被災住民の健康管理		巡回体制確保・健康課題把握、管理				
		避難所巡回・対応				
		避難所管理者、自治会、被災自治体との調整				
次の応援・派遣保健師への引き継ぎ			適宜、引き継ぎ等			
※災害の規模や状況により 1 か月以上、業務が継続する場合あり						
■ 受援業務の内容						
市が行う業務内容	- 保健活動体制（保健師等人員確保、調整）、保健活動計画、依頼する活動内容、支援量、支援期間等の方針作成及び状況に応じて方針の修正 - 避難所や自宅生活者の情報収集、健康課題の把握、集約 - 保健医療活動チーム・関係機関との連携体制づくり - 受入れ終了時期、通常業務の再開時期の検討、管轄保健所との調整による受援体制の検討					
依頼する業務内容	- 被災住民の健康管理：健康状況・課題把握、健康教育・健康相談、環境整備、専門チームとの連携・調整、社会資源活用・調整、活動記録の作成 - 避難所施設管理者、自治会等との連絡・調整 - スタッフミーティングへの参画 - 巡回相談等必要物品の点検 - 次の保健医療活動チームへの引き継ぎ					
応援職員等に求める条件	- 主に保健師等、保健医療活動チーム - 必要に応じて医師、歯科医師、薬剤師、看護師、栄養士、歯科衛生士					
応援職員等の要請人数の考え方	応援者人数の見積の事例を示す。 ① 1 班 2 名以上の構成で巡回、もしくは配置 ② 1000 人以上避難所は 1 日 1 か所程度、1000 人未満は 4 か所程度（発災当初は、毎日巡回、もしくは配置。安定してくれば回数を見直す）					
■ 業務体制						
業務責任者	健康福祉課 課長		業務担当者	健康福祉課 課長補佐		

受援業務シート(2/2)				業務番号 健 001	
受援業務分類	健康・保健活動 (保健医療活動チームの派遣)		受援業務名	保健医療活動チームの派遣等健康・保健活動を行う	
業務種別	応急		受援開始時期	72 時間以内	
■ 必要となる資機材					
市が準備	記録用紙、健康教育用リーフレット				
応援側が準備	防災用品（ヘルメット、防塵マスク、軍手、長靴、ラジオ、懐中電灯、腕章など）、衛生物品（消毒薬、絆創膏、うがい薬、アルコール綿、ガーゼ、ティッシュポ手袋など）、訪問かばん（血圧計、聴診器、体温計、ペンライト、はさみ、爪切りなど）、携帯電話、筆記用具、パソコン				
■ 業務環境					
執務スペース	〇〇保健センター、各避難所				
マニュアル手引・指針	災害時保健活動マニュアル・医療救護マニュアル				
■ 応援要請先					
NO	分類	団体名	協定等	連絡先	要請担当
1	府	保健所保健医療調整本部（〇〇保健所）	相互応援協定		〇〇班
2	その他	〇〇市医師会	災害時における医療救護活動に関する協定書		〇〇班
3	その他	〇〇市歯科医師会	災害時における医療救護活動に関する協定書		〇〇班
4	その他	〇〇市薬剤師会	災害時における医療救護活動に関する協定書		〇〇班
■ 応援職員等に依頼する業務概要（役割毎）					
役割	業務概要			執務場所	
被災住民の健康管理	避難所の避難者を中心として、自宅生活者を含む被災住民に対して、専門知識を基に、保健・健康相談、管理を行う。避難所に対しては、巡回しつつ、同活動を行う。			水道部別館〇階 〇〇会議室、給水所等	
避難所施設管理者、自治会等との連絡・調整	保健医療活動チームと避難所施設管理者、自治会、自治体職員などと適宜、連絡・調整を行い、課題・対応状況の共有を図り、連携を密にする。			給水所	
次の応援・派遣保健師への引き継ぎ	被災住民の避難所生活が長期化する場合、保健医療活動チームの応援入れ替わりがスムーズとなるよう引継ぎ作業を行う。			水道部別館〇階 〇〇会議室、給水所	

業務番号
物 001

■ 受援業務全体の概要

■業務全体フロー（黒矢印：被災自治体が行う業務・他部署業務、点線矢印：応援者に依頼する業務）

※災害の規模や状況により 1 か月以上、業務が継続する場合あり

■ 業務体制

資料編-8

受援業務シート(2/2)				業務番号 物 001	
受援業務分類	物資集積拠点の運営／物資配送		受援業務名	支援物資管理を適切に管理し、配布する	
業務種別	応急		受援開始時期	24 時間以内	
■ 必要となる資機材					
市が準備	パソコン、筆記用具、文具、物資集積拠点・避難所配置図、パレット、カゴ車、台車等				
応援側が準備	物資運搬用資機材(フォークリフト、ハンドリフト)及び車両				
■ 業務環境					
執務スペース	物資集積拠点、各避難所				
マニュアル手引・指針	・ 大規模災害時における救援物資配送マニュアル ・ ○○市配送マニュアル、配送ルート図 ・ 受援計画の物的支援関連様式				
■ 応援要請先					
NO	分類	団体名	協定等	連絡先	要請担当
1	府	大阪府災害対策本部 (対策班(危機管理室))	災害対策基本法 第 68 条		受援班
2	他市町村	○○市、○○市 ○○地域	相互応援協定		受援班
3	民間	○○大阪府軽自動車運 送協同組合	災害時における 物資の自動車輸 送に関する協定 書		受援班
■ 応援職員等に依頼する業務概要（役割毎）					
役割	業務概要				執務場所
物資集積拠点の管理	受け入れた物資を物資集積拠点の指定された場所に所定のルール（品目毎の置き場所など）に従い、物資の区分などを行い、在庫管理及び物資集積拠点の補佐を行う。				物資集積拠点
物資集積拠点からの配送	物資集積拠点で集積されている物資を、トラック等を用いて、拠点から指定された配送先（主に避難所）へ運搬・配送する。				物資集積拠点 ～避難所

受援業務シート(1/2)				業務番号 建 001		
受援業務分類	被災建築物応急危険度判定	受援業務名	被災建築物の応急危険度判定を実施する			
業務種別	応急	受援開始時期	72 時間以内			
■ 受援業務全体の概要						
受援業務の概要		被災した建築物について、その後の余震等による倒壊の危険性や、外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定し、人命にかかわる二次的被害を防止する。				
■ 業務全体フロー（黒矢印：被災自治体が行う業務・他部署業務、点線矢印：応援者に依頼する業務）						
業務分類	発災直後	24 時間以内	72 時間以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内
被災建築物 応急危険度判定	情報収集、判定実施要否の判断					
	調査方針の決定		体制の構築、応援の要請			
	調査班の編成、管理、調査班への指示		調査班の編成、管理、調査班への指示			
	資機材の調達		調査の実施、結果報告			
関連： 住家被害認定調査			調査方針の決定、体制の構築、応援の要請		調査班の構成	
			被害認定調査の研修実施			
			資機材の調達			
			研修の受講		調査の実施（1 次・2 次）	
■ 受援業務の内容						
市が行う業務内容	・ 二次災害を防止するため、被災建築物の危険度を調査 ・ 二次災害発生危険の程度を判定し表示 ・ 判定結果のとりまとめ					
依頼する業務内容	・ 被災建築物の調査判定を実施（実施に関する調整担当含む） ・ 判定結果を建物の見やすい場所へのステッカー貼付により明示 ・ 実施本部へ判定結果を報告					
応援職員等に求める条件	被災建築物応急危険度判定士					
応援職員等の要請人数の考え方	応援者人数の見積の事例を示す。 ①被災建築物数約〇〇〇〇棟(半壊建物も含む) ②判定必要地区に存する建築物棟数〇〇〇〇棟 ③必要判定士数（一日当たり）〇人 （判定必要建築物棟数÷調査完了目標日数÷1 班日調査数×2 人） 前提条件：判定士 2 名 1 組、一日判定棟数 20 棟目標 ※大阪建築物震災対策推進協議会作成の「被災建築物応急危険度判定判定実施本部業務手引き」を参考に必要人員を算定					
■ 業務体制						
業務責任者	都市建設課 課長		業務担当者	都市建設課 課長補佐		

受援業務シート(2/2)				業務番号 建 001	
受援業務分類	被災建築物応急危険度判定	受援業務名	被災建築物の応急危険度判定を実施する		
業務種別	応急	受援開始時期	72 時間以内		
■ 必要となる資機材					
市が準備	判定区割図、判定調査票、判定ステッカーなど全国応急協必携に示すもの ※備蓄量では不足する場合、大阪府へ支援依頼				
応援側が準備	判定士登録証、腕章、判定マニュアル、ヘルメット、筆記用具、下げ振り、クラックスケール、作業着、コンベックス、軍手、マスク、打診ハンマーなど全国応急協必携に示すもの				
■ 業務環境					
執務スペース	〇〇ホール、被害調査現場				
マニュアル手引・指針	被災建築物応急危険度判定マニュアル 被災建築物応急危険度判定必携（全国被災建築物応急危険度判定協議会発行）				
■ 応援要請先					
NO	分類	団体名	協定等	連絡先	要請担当
1	府	大阪府災害対策本部 （建築防災班（建築部建築防災課））	被災建築物応急危険度判定要綱		〇〇班 （全国応急協指定様式による）
2	専門ボランティア	（公社）大阪府建築士会（大阪府を經由し要請）	大阪府との協定		〇〇班 （全国応急協指定様式による）
3	専門ボランティア	（一社）大阪府建築士事務所協会（大阪府を經由し要請）	大阪府との協定		〇〇班 （全国応急協指定様式による）
4	専門ボランティア	（公社）日本建築家協会（近畿支部）（大阪府を經由し要請）	大阪府との協定		〇〇班 （全国応急協指定様式による）
5	専門ボランティア	（一社）日本建築協会（大阪府を經由し要請）	大阪府との協定		〇〇班 （全国応急協指定様式による）
■ 応援職員等に依頼する業務概要（役割毎）					
役割	業務概要			執務場所	
調査の実施	指示された調査区に対して、被災建築物応急危険度判定マニュアルに基づき調査を行う。			被害調査現場	
判定ステッカーの貼り付け	被災建築物応急危険度判定マニュアルに基づき総合判定を行い、判定調査票を完成させ、建物の見やすい所に判定ステッカーを貼り付ける。			被害調査現場	
調査結果の報告	調査が完了次第、当業務の担当者に対して、調査結果の報告を適宜行う。			〇〇ホール	

受援業務シート(1/2)			業務番号 宅 001			
受援業務分類	被災宅地危険度判定	受援業務名	被災宅地の危険度判定を行う			
業務種別	応急	受援開始時期	72 時間以内			
■ 受援業務全体の概要						
受援業務の概要		要請を受けた被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保する。				
■ 業務全体フロー（黒矢印：被災自治体が行う業務・他部署業務、点線矢印：応援者に依頼する業務）						
業務分類	発災直後	24 時間以内	72 時間以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内
計画の作成			判定実施計画の作成・決定	判定実施計画の適宜見直し		
被害情報の収集等			建築物・宅地等の被災状況、交通規制等に関する情報収集			
現地調査及びデータ入力			現地調査 MT・調査班確認	現地調査・危険度判定の実施		
住民対応			住民への調査周知	住民への問合せ対応・現地での住民対応		
調整会議等			調査結果の報告・二次災害の危険箇所連絡			
※災害の規模や状況により 1 か月以上、業務が継続する場合あり						
■ 受援業務の内容						
市が行う業務内容	・被害状況の全体の把握・管理 ・二次災害の軽減及び防止					
依頼する業務内容	・宅地の被害状況の調査 ・被災宅地の危険度の判定					
応援職員等に求める条件	・被災経験等を持つ他自治体職員、高い専門知識を有する人 ・被災宅地危険度判定士					
応援職員等の要請人数の考え方	見積の例 ・判定調整員 1 人につき 3 班の体制、1 班につき 5 人(1 人 3 人) ・1 日当たりの目標：宅地の判定作業(1 人 15 宅地/日) ・判定士 45 人(3(判定士)×5(チーム数)×3(班数) = 45 人) ・住民対応の職員：1 チーム当たり 1 名程度					
■ 業務体制						
業務責任者	開発審査室 室長		業務担当者	開発審査室 ○○担当		

受援業務シート(2/2)				業務番号 宅 001	
受援業務分類	被災宅地危険度判定	受援業務名	被災宅地の危険度判定を行う		
業務種別	応急	受援開始時期	72 時間以内		
■ 必要となる資機材					
市が準備	住宅地図、地形図、腕章、判定ステッカー、判定調査票、コンベックス、バインダー等				
応援側が準備	被災宅地の調査・危険度判定マニュアル、判定士認定登録証、市の保有量で不足する資材				
■ 業務環境					
執務スペース	〇〇ホール、				
マニュアル手引・指針	被災宅地危険度判定実施マニュアル				
■ 応援要請先					
NO	分類	団体名	協定等	連絡先	要請担当
1	府	大阪府災害対策本部 (建築指導班(建築部建築指導室))			〇〇班
2	他市町村	〇〇市、〇〇市 〇〇地域	相互応援協定		受援班
3	その他	被災宅地危険度判定連絡協議会	被災宅地危険度判定連絡協議会規約		〇〇班
■ 応援職員等に依頼する業務概要（役割毎）					
役割	業務概要			執務場所	
宅地の被害状況の調査	宅地の被害状況の調査班として、前日の判定結果の整理、集計や、翌日の判定調査区確認を行い、担当区の調査を実施する。			〇〇ホール、調査現場	
被災宅地の危険度の判定	宅地の被害状況、調査結果から、被災宅地危険度判定士によって被災宅地の危険度の判定を行う。			〇〇ホール、調査現場	
住民への対応	住民からの各種問合せに対して、電話、口頭にて説明・対応を行う。			〇〇ホール、調査現場	

業務番号
住 001

■受援業務全体の概要

■業務全体フロー（黒矢印：被災自治体が行う業務・他部署業務、点線矢印：応援者に依頼する業務）

※災害の規模や状況により1か月以上、業務が継続する場合あり

市が行う業務内容	・調査方針の策定、調査結果の管理を行う。 ・調査実施体制の確立、調査班の総括・管理を行う。
依頼する業務内容	・現地での住家被害認定調査を行う。 ・被害認定調査結果の整理を行う。 ・被災者台帳作成のための判定結果等の入力を行う。
応援職員等に求める条件	・他自治体職員 ・一般ボランティア
応援職員等の要請人数の考え方	・収集した情報を基に、災害の種類、被害の規模等に応じて各調査方法の特徴を勘案し、方針を決定する（市町村単独で判断が困難な場合、総括支援チーム等の助言を受ける）。 <各調査方法の特徴比較> 調査方針を決定した上で「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」に記載されている「調査体制の構築（人員計算、調査事例等）」等を参照して応援職員等の要請人数を見積もる。 ○調査方法 ① 当該市町村全壊(全棟調査)：被害規模が大きいときに検討 ② 一部地域は全棟＋申請建物：局所的に集中被害があるときに検討 ③ 申請建物のみ：被害棟数が少ない場合に検討

業務責任者	都市建設課 課長	業務担当者	都市建設課 課長補佐
--------------	----------	--------------	------------

受援業務シート(2/2)				業務番号 住 001	
受援業務分類	住家被害認定調査	受援業務名	被害建物の被害認定調査を実施する		
業務種別	応急	受援開始時期	72 時間以内		
■ 必要となる資機材					
市が準備	机、椅子、パソコン、プリンター、車両、地図、腕章、調査票、バインダー、デジタルカメラ、巻尺、水平器、ヘルメット、作業着、筆記用具等				
応援側が準備	特になし				
■ 業務環境					
執務スペース	本庁舎〇階 第〇会議室、被害調査現場				
マニュアル手引・指針	・ 災害に係る住家の被害認定基準運用指針／参考資料(内閣府) ・ 住家被害認定調査票(内閣府) ・ 災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き(内閣府)				
■ 応援要請先					
NO	分類	団体名	協定等	連絡先	要請担当
1	府	大阪府災害対策本部 (受援班(危機管理室))	災害対策基本 法第 68 条		受援班
2	他市町村	〇〇市、〇〇市 〇〇地域	相互応援協定		受援班
■ 応援職員等に依頼する業務概要 (役割毎)					
役割	業務概要			執務場所	
研修の実施、調査班の 編成	過去の調査経験や高い専門知識から、住家被害認定調査の調査班編成に関する助言、また、調査員に対して調査にかかる研修の実施を行う。			本庁舎〇階 第〇 会議室、被害調査 現場	
研修の受講、調査の実 施(第 1 次、第 2 次)	調査を実施する人は、調査成果の均一性を目的に、研修を受講し、住家被害認定調査の調査を実施する。			本庁舎〇階 第〇 会議室、被害調査 現場	

業務番号
罹 001

■ 受援業務全体の概要

■業務全体フロー（黒矢印：被災自治体が行う業務・他部署業務、点線矢印：応援者に依頼する業務）

■ 受援業務の内容

市が行う業務内容	・ 罹災証明の発行業務の総括 ・ 再調査の日程を調整する ・ 住家被害認定調査の実施、罹災証明書の交付スケジュール等に関する広報
依頼する業務内容	・ 窓口での申請者に対する各種案内（記入の仕方の案内も含む）を行う。 ・ 罹災証明の申請を受付し、結果を発行する。 ・ 被害認定調査及び被災者台帳の結果を入力する。 ・ 再調査の申請を希望する人の受付を行う。 ・ 各種業務の連絡調整を行う。
応援職員等に求める条件	・ 建築士、被害認定調査経験者 ・ ワード、エクセルなどの簡単なパソコン操作ができる人
応援職員等の要請人数の考え方	・ 応援者の人数は、想定される建物被害状況を勘案して必要な人数を見積もる。 ※参考資料「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」の「交付体制の整備（人員確保、交付体制の事例等）」等を参照 ・ 連携が必要な業務であるため、役割を明確にし、窓口案内係、罹災証明申請受付・発行業務係、申請結果入力係、再調査申請受付係、連絡調整係等が必要な人数を見積もる。

業務責任者	納税課長	業務担当者	納税課長補佐
-------	------	-------	--------

受援業務シート(2/2)				業務番号 罹 001	
受援業務分類	罹災証明交付事務	受援業務名	罹災証明集中発行業務を実施する		
業務種別	応急	受援開始時期	2 週間以内		
■ 必要となる資機材					
市が準備	パソコン、プリンター、コピー機、証明用紙、筆記用具、机、椅子、消耗品、老眼鏡、パーテーション、ストーブ（冬季のみ）				
応援側が準備	印鑑、身分証明書				
■ 業務環境					
執務スペース	〇〇ホール				
マニュアル手引・指針	・調査班（罹災証明）マニュアル ・災害に係る住家の被害認定基準運用指針／参考資料(内閣府) ・住家被害認定調査票(内閣府) ・災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き(内閣府)				
■ 応援要請先					
NO	分類	団体名	協定等	連絡先	要請担当
1	府	大阪府災害対策本部 （受援班（危機管理室））	災害対策基本法 第 68 条		受援班
2	他市町村	〇〇市、〇〇市 〇〇地域	相互応援協定		受援班
■ 応援職員等に依頼する業務概要（役割毎）					
役割	業務概要				執務場所
窓口案内	窓口での罹災証明の申請者に対して、受付窓口の案内、記入方法の問合せの対応を行う。				〇〇ホール
罹災証明申請受付・発行	申請書類を受け付け、罹災証明申請結果入力担当者に渡す。罹災証明書を発行し、申請者に交付する。				〇〇ホール
罹災証明申請結果入力	申請書類に、被害認定調査結果などから、判定結果を入力し、罹災証明申請の発行担当者に受け渡す。				〇〇ホール
被害認定調査の再調査申請受付	判定結果に不服があるなど、再調査を希望する人に対して、再調査の申請の受付を行う。				〇〇ホール
連絡調整	各担当者との連絡調整を行う。				〇〇ホール

業務番号
廃 001

受援業務分類	災害廃棄物処理	受援業務名	災害廃棄物の管理、処理を行う
業務種別	応急	受援開始時期	24 時間以内

■ 受援業務全体の概要

受援業務の概要	通常生活や避難所から出てくる生活ごみのほか、災害廃棄物が大量に出てくるため、通常の生活ごみ処理体制を維持しながら、災害廃棄物の処理方針を検討し、必要な仮置き場の設置・管理・運営、住民・ボランティアへの周知、事業者との契約締結等による処理体制の確保等を行う。
----------------	---

■業務全体フロー（黒矢印：被災自治体が行う業務・他部署業務、点線矢印：応援者に依頼する業務）

業務分類	発災直後	24 時間以内	72 時間以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内
体制整備	災害組織体制への移行			実施体制の構築(庁内・応援要請)	運営	
被害情報の収集等	被害状況の把握			災害廃棄物の発生状況の情報収集		
生活ごみ・避難所ごみ等の処理		収集運搬体制の確保	住民ボランティアへの周知		収集運搬の実施	
災害廃棄物の処理		仮置き場の確保	回収方法の検討 仮置き場の整備	住民ボランティアへの周知	収集運搬の実施	
廃棄物の処理				廃棄物の焼却処理・埋立処分・破砕選別・再生利用の実施	継続的処理体制への移行	初動対応以降の廃棄物処理方針の検討

※災害の規模や状況により1か月以上、業務が継続する場合あり

■ 受援業務の内容

市が行う業務内容	・災害廃棄物の発生量と仮置き場の必要面積の算定等 ・仮置き場の選定、開設、仮置き場の管理体制の構築 ・災害廃棄物搬入方針、方法の決定、住民等への周知
依頼する業務内容	・生活ごみ、避難所ごみ等（仮設トイレなどのし尿含む）及び災害廃棄物の収集運搬の方針、実施体制の構築、処理方針の検討の支援 ・国、県、市町村、支援団体等との調整の支援 ・生活ごみ、避難所ごみ等及び災害廃棄物の収集運搬の実施 ・仮置き場の管理の実施
応援職員等に求める条件	・被災経験等を持つ他自治体職員、高い専門知識を有する人 ・一般廃棄物収集運搬業者（ごみ）、廃棄物関係業者等
応援職員等の要請人数の考え方	発災時に自市町村で動員できる職員数を引いて要請人数を見積もる。 （１）本部に必要な職員等人数※被災規模等に応じて検討 廃棄物担当部署リーダー１人、サブリーダー１人、その他２～４人 ＋技術系職員＋事務系職員＋その他（専門業者、コンサル等） （２）１現場（仮置き場）あたりに必要な職員等人数 ・搬入場所の出入口１か所あたり職員等１～２人（受付（搬入物検査員）等）を配置 分別指導、荷降ろし補助、車両誘導、場内誘導、搬出車両のタイヤ洗浄、夜間警備等は業者委託のため算入せず

■ 業務体制

業務責任者	環境政策課 課長	業務担当者	環境政策課 課長補佐
-------	----------	-------	------------

受援業務シート(2/2)				業務番号 廃 001	
受援業務分類	災害廃棄物処理	受援業務名	災害廃棄物の管理、処理を行う		
業務種別	応急	受援開始時期	24 時間以内		
■必要となる資機材					
市が準備	車両、地図、机、椅子、パソコン、プリンター、カメラ、Wi-Fi、携帯電話、ヘルメット、作業着、防塵マスク、手袋、雨具、防寒具				
応援側が準備	収集・運搬車両（軽トラック等）、重機（ショベル・ホイロローダ・ダンプカー）				
■業務環境					
執務スペース	本庁〇階〇会議室、各仮置き場、清掃工場				
マニュアル手引・指針	・災害廃棄物対策指針・技術資料【環境省】 ・災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）【環境省】 ・市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き【環境省】 ・災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き【環境省】 ・災害廃棄物処理計画				
■応援要請先					
NO	分類	団体名	協定等	連絡先	要請担当
1	府	大阪府災害対策本部 （資源循環班（環境農 林水産部循環型社会推 進室資源循環課））	災害対策基本 法第 68 条		〇〇班
2	他市町村	〇〇市、〇〇市 〇〇地域	相互応援協定		受援班
3	民間	〇環境事業協同組合	〇協定		〇〇班
4					
■応援職員等に依頼する業務概要（役割毎）					
役割	業務概要			執務場所	
生活・避難所ごみ等及び 災害廃棄物の収集運搬の 方針、実施体制の構築、 処理方針の検討の支援	生活・避難所ごみ及び災害廃棄物等の処理・運搬につ いて庁外を含む体制構築や方針に関しての実務経験 や、過去の被災経験を通じて、助言・補助などを行う。			本庁〇階〇会議室	
国、県、市町村、支援団 体等との調整の支援	生活・避難所ごみ及び災害廃棄物の処理・運搬を実施 する際に、被災地自治体以外の各機関・団体との各種 調整についての補佐を行う。			本庁〇階〇会議室	
生活ごみ、避難所ごみ等 及び災害廃棄物の収集運 搬の実施、仮置き場の管 理の実施	・生活ごみに関する住民等への周知（仮置き場の場 所、搬入日時等）や電話対応業務、仮置き場での災 害廃棄物の受付 ・仮置き場での災害廃棄物の中間処理を行うととも に、処理場への運搬			各仮置き場等	

業務番号
水 001

■受援業務全体の概要

■業務全体フロー（黒矢印：被災自治体が行う業務・他部署業務、点線矢印：応援者に依頼する業務）

※災害の規模や状況により1か月以上、業務が継続する場合あり

■業務体制

資料編-20

受援業務シート(2/2)

業務番号

水 001

受援業務分類	給水体制の確立・維持	受援業務名	被災者に対して給水支援を行う
業務種別	応急	受援開始時期	24 時間以内

■必要となる資機材

市が準備	住宅地図、給水作業場所位置図、給水所運営箇所位置図
応援側が準備	給水タンク車（加圧式）、給水袋、ハンドマイク、パソコン

■業務環境

執務スペース	水道部別館〇階 〇〇会議室
マニュアル手引・指針	特になし

■応援要請先

NO	分類	団体名	協定等	連絡先	要請担当
1	その他	日本水道協会大阪府支部	災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定		〇〇班
2	その他	大阪広域水道震災対策中央本部（大阪広域水道企業団）	大阪広域水道震災対策相互応援協定		〇〇班
3	府	水道災害調整本部（健康医療部生活衛生室環境衛生課）	災害対策基本法第 68 条		〇〇班

5

■応援職員等に依頼する業務概要（役割毎）

役割	業務概要	執務場所
給水作業	給水タンク車（加圧式）を用いて、各給水所等の所定の場所への運搬を行う。	水道部別館〇階 〇〇会議室、給水所等
給水所運営	住民に飲料水を配布するために、給水所の開設作業や、住民への配布など、給水所の運営を行う。	給水所
近隣住民への広報	開設した給水所を広く近隣住民に周知するために、呼びかけなど、広報活動を支援する。	水道部別館〇階 〇〇会議室、給水所

受援業務シート(1/2)				業務番号 相 001		
受援業務分類	被災者支援・相談業務	受援業務名	被災者に対し、支援・相談対応を実施する			
業務種別	応急	受援開始時期	1 週間以内			
■ 受援業務全体の概要						
受援業務の概要		被災者の生活再建を迅速かつ円滑に実施し、早期の生活復興を実現するため、被災者の不安軽減を目的として電話による問合せ対応を行うとともに、生活再建・事業再建に係るワンストップ相談窓口を可能な限り設置し、被災者への効果的・効率的な支援・相談対応を実施する。				
■ 業務全体フロー（黒矢印：被災自治体が行う業務・他部署業務、点線矢印：応援者に依頼する業務）						
業務分類	発災直後	24 時間以内	72 時間以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内
体制整備			実施方針の決定、体制の構築		被災者台帳の作成	
広報			広報手段の検討		広報	
問合せ対応					問合せ対応 Q&A の作成	
ワンストップ相談窓口の設置			資機材の調達、会場調整 庁内各課調整・関係機関調整		会場設営・運営	
窓口相談対応					相談対応	
支援状況の確認 フォロー					フォロー	
■ 受援業務の内容						
市が行う業務内容	・実施方針の決定、体制構築 ・広報手段の検討、広報 ・ワンストップ相談窓口の資機材、会場等の調整					
依頼する業務内容	・被災者台帳作成の支援 ・問い合わせ対応、Q&A の作成、とりまとめ ・ワンストップ相談窓口の会場設営、運営 ・窓口相談対応、支援状況のフォロー					
応援職員等に求める条件	・他自治体職員 ・一般ボランティア					
応援職員等の要請人数の考え方	○問合せ対応では、設置する電話回線数と交代要員も含めて要請人数を見積もる。 ○ワンストップ相談窓口では、1 窓口あたり職員 2 名での対応を基本とし、設置する窓口数と交代要員も含めて要請人数を見積もる。 ○本庁のワンストップ相談窓口（総合相談窓口）とは別に出先機関等で別途相談窓口等を設置する場合は、その要請人数も含める。 ○窓口の他、バックオフィスの人数も必要に応じ応援要請する。					
■ 業務体制						
業務責任者	市民自治推進室室長	業務担当者	市民自治推進室主幹			

受援業務シート(2/2)

業務番号
相 001

受援業務分類	被災者支援・相談業務	受援業務名	被災者に対し、支援・相談対応を実施する
業務種別	応急	受援開始時期	1 週間以内

■必要となる資機材

市が準備	机、椅子、パソコン、プリンター、消耗品、筆記用具、電話、整理券、案内板・各窓口表示看板、通信環境（LAN、庁内 LAN）等
応援側が準備	筆記用具、ノートパソコン

■業務環境

執務スペース	本庁〇階 大会議室
マニュアル手引・指針	- 被災者支援に関する各種制度の概要【内閣府】 - 災害時・被災者支援業務の手引き【内閣府】 - 被災者生活再建支援業務に係るガイドライン - 被災者生活支援ハンドブック

■応援要請先

NO	分類	団体名	協定等	連絡先	要請担当
1	府	大阪府災害対策本部 (受援班（危機管理室）)	災害対策基本 法第 68 条		受援班
2	他市町村	〇〇市、〇〇市 〇〇地域	相互応援協定		受援班

■応援職員等に依頼する業務概要（役割毎）

役割	業務概要	執務場所
被災者台帳作成の支援、Q&A の作成、とりまとめ	直接的な窓口対応以外に、バックオフィスでの各種事務処理、被災者台帳の作成や、窓口対応における Q&A の作成、とりまとめなどを行う。	本庁〇階 大会議室
ワンストップ相談窓口の会場設営、運営	各種生活再建支援策に関して総合的に情報を提供するとともに、被災者からの相談・申請受付等を一貫して行い、被災者の様々なニーズに対応するためのワンストップ相談窓口の会場設置、運営を行う。	本庁〇階 大会議室
窓口相談対応、支援状況のフォロー	窓口での直接的な被災者対応及び支援状況のフォローを行う。(罹災証明交付との連携も効果的)	本庁〇階 大会議室

資料2 防災協定一覧

※ 詳しい内容については、協定書の確認及び協定先との事前調整を実施すること

分類	No	協定名称	締結先	主な協定内容	要請手続き				費用負担
					市担当	連絡先	要請手段	伝達事項	
記入例	1	災害相互応援協定	〇〇地域 9市2町1村	◎食料、飲料水、生活必需品の提供 ◎被災者の救出等に必要な資機材、物資の提供 ◎応急対策等に必要な職員の派遣、資機材の提供 ◎その他、特に要請のあった事項	受援班	〇〇市 危機管理課 072-〇〇〇-〇〇〇 〇〇 FAX 072-〇〇〇-〇〇〇 〇〇	文書(様式あり) <困難な場合> 電話等や連絡員を通じて行い、後 に文書を提出	<人的応援> ・災害の状況、 ・応援を求める人員並びに職種 ・誘導員配置場所 等 <物的応援> ・救援物資及び資機材の種別・数 ・薬剤種別・容量 等	被災市町

「-」は協定書に特に定められていない場合を示す。

資料3 大阪府の防災協定等の締結一覧（令和6年12月1日現在）

※最新の情報は右記サイトから確認すること。

出典：大阪府ホームページ（<https://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/bousaikyoutei/index.html>）

	防 災 協 定 等 の 名 称	協 定 先	締 結 日	担当部局
1	り災者用食糧確保を依頼（乾パンの確保）	三立製菓(株)	昭和45年10月30日	政策企画部
2	り災者用食糧確保を依頼（ビスケットの確保）	明治製菓(株)	昭和45年10月30日	政策企画部
3	り災者用食糧確保を依頼（即席麺の確保）	ハウス食品(株)	平成6年2月25日	政策企画部
4	り災者用食糧確保を依頼（即席麺の確保）	サンヨー食品(株)	平成6年2月25日	政策企画部
5	り災者用食糧確保を依頼（即席麺の確保）	エースコック(株)	平成6年2月25日	政策企画部
6	災害時における食料の調達支援協力に関する協定	日清食品ホールディングス(株)	平成6年2月25日 平成29年6月1日	政策企画部
7	災害時における弁当類の供給協力に関する協定書	(株) ハークスレイ	平成29年2月22日	政策企画部
8	災害時における救助物資の供給協力に関する協定書	(公財) 大阪府学校給食会	平成29年6月13日	政策企画部
9	災害時における食料供給への協力等に関する協定	日本ピザハット株式会社	令和5年10月13日	政策企画部
10	災害時における食料供給等の協力に関する協定	株式会社ロック・フィールド	令和5年10月26日	政策企画部
11	災害時におけるキッチンカーによる食事提供の実施等に関する協定	一般社団法人地域活性化プロジェクト縁 GIN	令和6年3月28日	政策企画部
12	災害時における飲料の提供協力に関する協定	コカ・コーラウエスト(株)	平成18年1月12日	政策企画部
13	災害時における飲料の提供協力に関する協定	ダイドードリンコ(株)近畿支店	平成18年7月3日	政策企画部
14	災害時における飲料の提供協力に関する協定	アサヒ飲料(株)	平成19年5月18日	政策企画部

15	災害時における LP ガス等の供給協力に関する協定	(一社) 大阪府 LP ガス協会	平成 26 年 4 月 30 日	政策企画部
16	災害時等における燃料供給等に関する協定書	三和エナジー (株)	令和 6 年 10 月 1 日	政策企画部
17	災害時等における燃料供給等に関する協定書	大阪府石油協同組合	平成 29 年 5 月 29 日	政策企画部
18	災害時における燃料等の供給協力に関する協定書	日本 BCP 株式会社	令和元年 7 月 26 日	政策企画部
19	災害時における応急避難所用天幕等資機材の供給協力に関する協定	T S P 太陽(株)大阪支店	平成 17 年 6 月 6 日	政策企画部
20	災害時における応急避難所用天幕等資機材の供給協力に関する協定	(株)セレスポ	平成 17 年 6 月 6 日	政策企画部
21	災害時における応急救助用資機材等の供給協力に関する協定	大阪建設機械リース(協)	平成 18 年 1 月 12 日	政策企画部
22	災害時における物資供給及び防災活動への協力に関する協定書	奥村機械株式会社	令和 3 年 8 月 18 日	政策企画部
23	災害時におけるレンタル資機材の提供等に関する覚書	株式会社ダスキン	令和 5 年 2 月 1 日	政策企画部
24	大規模広域災害時におけるフォークリフトの提供に関する協定 ※協定元：関西広域連合	トヨタ L&F 各社（近畿、兵庫、奈良、和歌山、岡山、徳島）	令和 2 年 3 月 19 日	政策企画部
25	災害時における電気自動車等の貸与に関する覚書	日産大阪販売(株)	令和 3 年 4 月 1 日	政策企画部
26	災害時における避難所用間仕切りシステム等の供給協力に関する協定書	特定非営利活動法人ボランタリー・アーキテクト・ネットワーク	平成 30 年 4 月 27 日	政策企画部
27	災害時における段ボール製品の調達に関する協定	西日本段ボール工業組合	平成 26 年 7 月 29 日	政策企画部
28	災害救助物資の供給等に関する協定書	日本カーペット工業組合	令和 6 年 10 月 29 日	政策企画部

29	災害時における支援に関する覚書	三井化学(株)CSR・広報部	平成 19 年 9 月 20 日	政策企画部
30	災害時における避難所及び応急仮設住宅への什器・備品等の供給協力に関する協定	(一社)什器・備品レンタル協会	平成 24 年 3 月 26 日	政策企画部
31	大規模広域災害時における救援物資の提供及び調達に関する協定 ※協定元：関西広域連合	プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社	平成 25 年 2 月 25 日	政策企画部
32	災害時における物資供給及び防災活動への協力に関する協定書	合同会社西友	平成 27 年 3 月 31 日	政策企画部
33	災害時における物資供給及び防災活動への協力に関する協定書	(株)ケーヨー	平成 27 年 3 月 31 日	政策企画部
34	災害時における生活物資の供給協力に関する協定書	(株)カインズ	平成 29 年 3 月 31 日	政策企画部
35	災害時における物資供給及び防災活動への協力に関する協定書	株式会社 ファイン	平成 30 年 3 月 19 日	政策企画部
36	災害時における救助物資の供給及び輸送の協力に関する協定書	株式会社アカカベ	平成 30 年 6 月 29 日	政策企画部
37	災害時における物資供給及び防災活動への協力に関する協定	イオンリテール(株)	平成 18 年 9 月 1 日	政策企画部
38	災害時における物資供給及び防災活動への協力に関する協定	イズミヤ(株)	平成 18 年 9 月 1 日	政策企画部
39	災害時における物資供給及び防災活動への協力に関する協定	(株)イトーヨーカ堂	平成 18 年 9 月 1 日 令和元年 12 月 25 日	政策企画部
40	災害時における物資供給及び防災活動への協力に関する協定	(株)オークワ	平成 18 年 9 月 1 日	政策企画部
41	災害時における物資供給及び防災活動への協力に関する協定	(株)関西スーパーマーケット	平成 18 年 9 月 1 日	政策企画部
42	災害時における物資供給及び防災活動への協力に関する協定	(株)近商ストア	平成 18 年 9 月 1 日	政策企画部
43	災害時における物資供給及び防災活動への協力に関する協定	(株)スーパーナショナル	平成 18 年 9 月 1 日	政策企画部
44	災害時における物資供給及び防災活動への協力に関する協定	(株)ダイエー	平成 18 年 9 月 1 日	政策企画部

45	災害時における物資供給及び防災活動への協力に関する協定	(株)ピーコックスストア	平成 18 年 9 月 1 日	政策企画部
46	災害時における物資供給及び防災活動への協力に関する協定	(株)阪食	平成 18 年 9 月 1 日	政策企画部
47	災害時における物資供給及び防災活動への協力に関する協定	(株)平和堂	平成 18 年 9 月 1 日	政策企画部
48	災害時における物資供給及び防災活動への協力に関する協定	(株)ライフコーポレーション	平成 18 年 9 月 1 日	政策企画部
49	災害時における物資供給及び防災活動への協力に関する協定	(株)万代	平成 18 年 11 月 10 日	政策企画部
50	災害時における物資供給及び防災活動への協力に関する協定	コーナン商事(株)	平成 19 年 3 月 23 日	政策企画部
51	災害時における物資供給及び防災活動への協力に関する協定	(株)セブン-イレブン・ジャパン	平成 19 年 12 月 21 日	政策企画部
52	災害時における物資供給及び防災活動への協力に関する協定	(株)デイリーヤマザキ	平成 19 年 12 月 21 日	政策企画部
53	災害時における物資供給及び防災活動への協力に関する協定	(株)ファミリーマート	平成 19 年 12 月 21 日	政策企画部
54	災害時における物資供給及び防災活動への協力に関する協定	(株)ポプラ	平成 19 年 12 月 21 日	政策企画部
55	災害時における物資供給及び防災活動への協力に関する協定	(株)ローソン	平成 19 年 12 月 21 日	政策企画部
56	災害時における物資供給及び防災活動への協力に関する協定	NPO 法人コメリ災害対策センター	平成 22 年 8 月 27 日	政策企画部
57	災害時における物資供給等及び防災啓発活動への協力に関する協定	(株)サーブ【旧(株)サボイ】	令和 5 年 3 月 3 日	政策企画部
58	災害時における支援及び防災活動への協力に関する協定	株式会社 関西マツダ	平成 30 年 3 月 19 日	政策企画部
59	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	泉南市	平成 17 年 9 月 20 日	政策企画部
60	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	イオンモール(株)イオンりんくう	平成 17 年 9 月 20 日	政策企画部
61	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	泉南ショッピングセンター	平成 17 年 9 月 20 日	政策企画部

62	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	イオンリテール(株)	平成 17 年 9 月 20 日	政策企画部
63	地震災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定	大阪府石油商業組合	平成 15 年 1 月 17 日	政策企画部
64	災害時における帰宅困難者支援に関する協定 ※協定元：関西広域連合	株式会社ローソン	平成 23 年 9 月 22 日	政策企画部
65	災害時における帰宅困難者支援に関する協定 ※協定元：関西広域連合	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	平成 23 年 9 月 22 日	政策企画部
66	災害時における帰宅困難者支援に関する協定※協定元：関西広域連合	株式会社ファミリーマート	平成 23 年 9 月 22 日	政策企画部
67	災害時における帰宅困難者支援に関する協定 ※協定元：関西広域連合	山崎製パン株式会社	平成 23 年 9 月 22 日	政策企画部
68	災害時における帰宅困難者支援に関する協定 ※協定元：関西広域連合	ミニストップ株式会社	平成 23 年 9 月 22 日	政策企画部
69	災害時における帰宅困難者支援に関する協定 ※協定元：関西広域連合	株式会社ポプラ	平成 23 年 9 月 22 日	政策企画部
70	災害時における帰宅困難者支援に関する協定 ※協定元：関西広域連合	株式会社吉野家	平成 23 年 9 月 22 日	政策企画部
71	災害時における帰宅困難者支援に関する協定 ※協定元：関西広域連合	株式会社アイデアプラス	平成 23 年 9 月 22 日	政策企画部
72	災害時における帰宅困難者支援に関する協定 ※協定元：関西広域連合	株式会社ストロベリーコーンズ	平成 23 年 9 月 22 日	政策企画部
73	災害時における帰宅困難者支援に関する協定 ※協定元：関西広域連合	株式会社壺番屋	平成 23 年 9 月 22 日	政策企画部

74	災害時における帰宅困難者支援に関する協定 ※協定元：関西広域連合	株式会社スギ薬局	平成 23 年 9 月 22 日	政策企画部
75	災害時における帰宅困難者支援に関する協定 ※協定元：関西広域連合	株式会社ダスキン	平成 23 年 9 月 22 日	政策企画部
76	災害時における帰宅困難者支援に関する協定 ※協定元：関西広域連合	株式会社ユタカファーマシー	平成 23 年 9 月 22 日	政策企画部
77	災害時における帰宅困難者支援に関する協定 ※協定元：関西広域連合	株式会社モスフードサービス	平成 23 年 9 月 22 日	政策企画部
78	災害時における帰宅困難者支援に関する協定 ※協定元：関西広域連合	株式会社セブン&アイ・フードシステムズ	平成 23 年 9 月 22 日	政策企画部
79	災害時における帰宅困難者支援に関する協定 ※協定元：関西広域連合	ロイヤルホールディングス株式会社	平成 23 年 9 月 22 日	政策企画部
80	災害時における帰宅困難者支援に関する協定 ※協定元：関西広域連合	サトフードサービス株式会社	平成 23 年 9 月 22 日	政策企画部
81	災害時における帰宅困難者支援に関する協定 ※協定元：関西広域連合	チムニー株式会社	平成 23 年 9 月 22 日	政策企画部
82	災害時における帰宅困難者支援に関する協定 ※協定元：関西広域連合	ワタミ株式会社	平成 23 年 9 月 22 日	政策企画部
83	災害時における帰宅困難者支援に関する協定 ※協定元：関西広域連合	株式会社第一興商	平成 23 年 9 月 22 日	政策企画部
84	災害時における帰宅困難者支援に関する協定 ※協定元：関西広域連合	サガミレストランツ株式会社	平成 24 年 11 月 22 日	政策企画部

85	災害時における帰宅困難者支援に関する協定 ※協定元：関西広域連合	味の民芸フードサービス株式会社	平成 24 年 11 月 22 日	政策企画部
86	災害時における帰宅困難者支援に関する協定 ※協定元：関西広域連合	株式会社オートバックスセブン	平成 27 年 3 月 17 日	政策企画部
87	災害時における帰宅困難者支援に関する協定 ※協定元：関西広域連合	A I R オートクラブ	令和 3 年 9 月 23 日	政策企画部
88	災害時における帰宅困難者支援に関する協定※協定元：関西広域連合	損害保険ジャパン株式会社	令和 3 年 9 月 23 日	政策企画部
89	災害時における帰宅困難者支援に関する協定 ※協定元：関西広域連合	ケアパートナー株式会社	令和 3 年 9 月 23 日	政策企画部
90	災害時における帰宅困難者支援に関する協定 ※協定元：関西広域連合	株式会社ドトールコーヒー	令和 5 年 7 月 20 日	政策企画部
91	災害時における帰宅困難者支援に関する協定 ※協定元：関西広域連合	株式会社ホスピタリティオペレーションズ	令和 6 年 4 月 25 日	政策企画部
92	災害時における帰宅困難者支援に関する協定 ※協定元：関西広域連合	株式会社リンガーハット	令和 6 年 11 月 21 日	政策企画部
93	危機発生時の支援協力に関する協定 ※協定元：関西広域連合	関西ゴルフ連盟	平成 25 年 8 月 29 日	政策企画部
94	危機発生時の支援協力に関する協定 ※協定元：関西広域連合	徳島県ゴルフ協会	平成 25 年 8 月 29 日	政策企画部
95	大規模災害時等における宿泊施設の提供等に関する基本協定	大阪府旅館ホテル生活衛生同業組合	令和 2 年 8 月 21 日	政策企画部
96	災害時等における宿泊施設の提供等に関する基本協定	大阪府簡易宿所生活衛生同業組合	令和 2 年 12 月 3 日	政策企画部
97	災害時等における宿泊施設の提供等に関する基本協定	アパホテル株式会社 他 29 件	令和 3 年 2 月 12 日	政策企画部

98	避難対策等における連携と協力に関する包括協定書	一般社団法人 日本ショッピングセンター協会	令和 3 年 3 月 31 日	政策企画部
99	災害時等における柔道整復師の支援活動に関する防災協定書	(公社)大阪府柔道整復師会	平成 25 年 12 月 5 日	政策企画部
100	災害時における避難所の支援活動の協力に関する協定	公益社団法人大阪府鍼灸師会	平成 30 年 8 月 30 日	政策企画部
101	災害時における避難所の支援活動の協力に関する協定	公益社団法人大阪府鍼灸マッサージ師会	平成 30 年 8 月 30 日	政策企画部
102	災害時における被災者に対する法律相談業務の協力に関する協定書	大阪司法書士会	令和 2 年 2 月 18 日	政策企画部
103	災害時における母子等の支援に関する協定	(一社)大阪府助産師会	平成 20 年 4 月 17 日	政策企画部
104	災害時における愛玩動物への救護活動等に関する協定 ※協定元：関西広域連合	近畿地区連合獣医師会	令和 4 年 3 月 24 日	政策企画部
105	大規模災害等における隊友会の協力に関する協定	(公社)隊友会大阪府隊友会	平成 26 年 11 月 28 日	政策企画部
106	災害時におけるボランティア活動支援に関する協定書	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会	平成 9 年 3 月 31 日 平成 27 年 3 月 31 日	政策企画部
107	災害時におけるボランティア支援に関する協定 ※協定元：関西広域連合	ライオンズクラブ国際協会 335 複合地区	平成 27 年 5 月 17 日	政策企画部
108	災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約	日本赤十字社大阪府支部	昭和 56 年 4 月 1 日 令和 2 年 4 月 1 日	政策企画部
109	災害時における放送要請に関する協定	日本放送協会(NHK)	昭和 49 年 5 月 24 日	政策企画部
110	災害時における放送要請に関する協定	朝日放送(株)	昭和 53 年 12 月 15 日	政策企画部
111	災害時における放送要請に関する協定	(株)毎日放送	昭和 53 年 12 月 15 日	政策企画部
112	災害時における放送要請に関する協定	読売テレビ放送(株)	昭和 53 年 12 月 15 日	政策企画部

113	災害時における放送要請に関する協定	関西テレビ(株)	昭和 53 年 12 月 15 日	政策企画部
114	災害時における放送要請に関する協定	大阪放送(株)	昭和 53 年 12 月 15 日	政策企画部
115	災害時における放送要請に関する協定	(株)エフエム大阪	昭和 53 年 12 月 15 日	政策企画部
116	災害時における放送要請に関する協定	テレビ大阪放送(株)	昭和 57 年 3 月 1 日	政策企画部
117	災害時における放送要請に関する協定	(株)エフエムはちまるに	平成 10 年 5 月 22 日	政策企画部
118	災害時における報道要請に関する協定	朝日新聞大阪本社	平成 9 年 6 月 10 日	政策企画部
119	災害時における報道要請に関する協定	毎日新聞大阪本社	平成 9 年 6 月 10 日	政策企画部
120	災害時における報道要請に関する協定	読売新聞大阪本社	平成 9 年 6 月 10 日	政策企画部
121	災害時における報道要請に関する協定	産経新聞大阪本社	平成 9 年 6 月 10 日	政策企画部
122	災害時における報道要請に関する協定	日本経済新聞大阪本社	平成 9 年 6 月 10 日	政策企画部
123	災害時における報道要請に関する協定	共同通信社大阪支社	平成 9 年 6 月 10 日	政策企画部
124	災害時における報道要請に関する協定	時事通信社大阪支社	平成 9 年 6 月 10 日	政策企画部
125	災害時における報道要請に関する協定	新日本海新聞社【旧大阪日日新聞社大阪本社】	平成 9 年 6 月 10 日	政策企画部
126	災害時における報道要請に関する協定	夕刊フジ関西総局	平成 9 年 6 月 10 日	政策企画部
127	災害時における報道要請に関する協定	中日新聞社大阪支社	平成 9 年 6 月 10 日	政策企画部
128	災害時における報道要請に関する協定	神戸新聞社大阪支社	平成 9 年 6 月 10 日	政策企画部
129	災害時における報道要請に関する協定	日刊工業新聞社大阪本社	平成 9 年 6 月 10 日	政策企画部
130	災害時における報道要請に関する協定	日本工業新聞社大阪本社	平成 9 年 6 月 10 日	政策企画部
131	災害時における報道要請に関する協定	京都新聞社大阪支社	平成 9 年 6 月 10 日	政策企画部

132	災害時における報道要請に関する協定	奈良新聞社大阪支社	平成 9 年 6 月 10 日	政策企画部
133	災害時における報道要請に関する協定	ｼﾞｬﾊﾟﾝﾀｲﾑｽﾞ大阪支社	平成 9 年 6 月 10 日	政策企画部
134	おおさか減災プロジェクトに関する協定	(株)ウェザーニューズ	平成 24 年 4 月 3 日	政策企画部
135	防災への取り組みに関する協定書	Google Ireland Limited	平成 25 年 4 月 23 日	政策企画部
136	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー (株)	平成 26 年 4 月 30 日	政策企画部
137	大阪府の避難所情報に関する協定	ファーストメディア (株)	平成 26 年 4 月 30 日	政策企画部
138	災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書	石油連盟	平成 25 年 3 月 29 日	政策企画部
139	災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定	西日本旅客鉄道(株)	昭和 62 年 4 月 1 日	政策企画部
140	大規模広域災害における連携・協力に関する協定 ※協定元：関西広域連合	関西電力(株)	令和 2 年 3 月 26 日	政策企画部
141	大規模広域災害における連携・協力に関する協定 ※協定元：関西広域連合	大阪ガス(株)	令和 2 年 3 月 26 日	政策企画部
142	大規模広域災害における連携・協力に関する協定 ※協定元：関西広域連合	西日本電信電話(株)	令和 2 年 3 月 26 日	政策企画部
143	災害時における応急対策業務に関する協定	大阪府電気工事工業組合	平成 22 年 12 月 1 日	政策企画部
144	災害時における空調設備等の応急対策の協力に関する協定書	(一社)近畿冷凍空調工業会	平成 28 年 8 月 4 日	政策企画部
145	災害時における板硝子設備等の応急復旧作業に関する協定	大阪府板硝子商工業協同組合	令和 5 年 2 月 6 日	政策企画部
146	災害時における被災建築物の解体撤去及び緊急時の協力等に関する協定	(一社)大阪府解体工事業協会	平成 22 年 8 月 27 日 令和元年 12 月 26 日	政策企画部
147	災害発生時の水利確保に係る防災活動協力に関する協定	大阪広域生コンクリート(協)	平成 18 年 7 月 27 日 令和 6 年 4 月 1 日	政策企画部
148	災害時における物資の調達支援協力に関する協定	株式会社ウォーターネット	令和 2 年 3 月 31 日	政策企画部

149	緊急消防援助隊大阪府大隊等の活動に係る物資の調達支援協力に関する協定書	株式会社ジャパンボトラーズ	令和 2 年 3 月 31 日	政策企画部
150	林野火災空中消火用バケットの管理・運用に関する協定書	陸上自衛隊第 3 師団	平成 18 年 5 月 1 日	政策企画部
151	災害時における災害救助犬の出動に関する協定	NPO 法人日本レスキュー協会	平成 20 年 9 月 11 日	政策企画部
152	大阪府と関西エアポート株式会社との災害等対応力強化に関する協定書	関西エアポート（株）	令和 2 年 3 月 30 日	政策企画部
153	船舶による災害時の輸送等に関する協定	近畿旅客船協会	平成 17 年 12 月 14 日	政策企画部
154	船舶による災害時の輸送等に関する協定書	大阪府水難救済会	平成 28 年 3 月 25 日	政策企画部
155	船舶による災害時の輸送等に関する協定 ※協定元：関西広域連合	近畿旅客船協会	平成 25 年 3 月 27 日	政策企画部
156	船舶による災害時の輸送等に関する協定 ※協定元：関西広域連合	神戸旅客船協会	平成 25 年 3 月 27 日	政策企画部
157	災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定	(一社)大阪バス協会	平成 19 年 2 月 15 日	政策企画部
158	大規模災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定	福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合、各府県バス協会	平成 27 年 12 月 1 日	政策企画部

159	災害時における個人タクシーによる緊急輸送等に関する協定	一般社団法人全大阪個人タクシー協会	令和 5 年 2 月 6 日	政策企画部
160	災害時におけるヘリコプターの出動に関する協定書	特定非営利活動法人全日本ヘリコプター協議会	平成 27 年 3 月 31 日	政策企画部
161	災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定 ※協定元：関西広域連合	福井県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、 和歌山県、徳島県、関西広域連合、 朝日航洋株式会社、 中日本航空株式会社、 四国航空株式会社、 アカギヘリコプター株式会社、 東邦航空株式会社、 学校法人ヒラタ学園	平成 25 年 3 月 5 日	政策企画部
162	災害発生時等の物資等の緊急輸送に関する協定	(一社)大阪府トラック協会	平成 8 年 5 月 20 日 平成 29 年 3 月 31 日	政策企画部
163	災害発生時等の物資等の緊急輸送に関する協定	赤帽大阪府軽自動車運送(協)	平成 8 年 5 月 20 日	政策企画部
164	災害時における救援物資の受入及び配送等 に関する協定書	佐川急便(株)西日本支社	平成 25 年 3 月 29 日	政策企画部
165	災害時における救援物資の受入及び配送等 に関する協定書	ヤマト運輸(株)関西支社	平成 25 年 3 月 29 日	政策企画部
166	災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定	一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク	令和 3 年 3 月 22 日	政策企画部
167	災害時における物資の輸送等に関する協定書	株式会社サカイ引越センター	令和 5 年 12 月 19 日	政策企画部
168	災害時における救援物資の保管等に関する協定	大阪倉庫協会	平成 25 年 3 月 29 日	政策企画部

169	災害時における救援物資の保管等に関する協定	一般社団法人 大阪府運輸倉庫協会	平成 25 年 3 月 29 日	政策企画部
170	災害発生時の大阪府広域防災拠点等における物資の物流管理業務に関する協定	日本通運(株)	平成 17 年 9 月 5 日	政策企画部
171	災害時における揚重作業等の協力に関する協定書	(一社)揚重工事業協会	平成 28 年 12 月 16 日	政策企画部
172	災害時における広域物資輸送拠点の開設等に関する協定	日本 GLP 株式会社 GLP 投資法人	令和 5 年 4 月 27 日	政策企画部
173	災害時における施設使用等に関する協定	泉北高速鉄道 (株)	平成 25 年 3 月 29 日平成 27 年 3 月 2 日	政策企画部
174	災害時における施設使用等に関する協定	(株) 大阪港トランスポートシステム	平成 28 年 11 月 1 日	政策企画部
175	災害時における交通の確保等の業務に関する協定	(一社)大阪府警備業協会	平成 8 年 7 月 18 日	政策企画部
176	放射性物質関係災害等に関する協定	(公社)日本アイソトープ協会	平成 22 年 12 月 1 日	政策企画部
177	原子力発電所に係る情報連絡及びエネルギー対策の促進に関する覚書 ※協定元：関西広域連合	関西電力株式会社	平成 24 年 3 月 3 日	政策企画部
178	原子力発電所に係る情報連絡に関する覚書 ※協定元：関西広域連合	日本原子力発電株式会社	平成 24 年 3 月 30 日	政策企画部
179	原子炉施設に係る情報連絡に関する覚書 ※協定元：関西広域連合	日本原子力研究開発機構	平成 24 年 3 月 30 日	政策企画部

180	原子力災害時の放射線被ばくの防止に関する協定	福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合、近畿2府8県各放射線技師会、日本診療放射線技師会	平成27年8月17日	政策企画部
181	大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定	福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合、近畿2府8県各宅地建物取引業協会	平成27年8月17日	政策企画部
182	大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定	福井県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合、全日本不動産協会近畿2府8県各本部	平成27年8月17日	政策企画部
183	大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定	福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合、全国賃貸住宅経営者協会連合会、日本賃貸住宅管理協会	平成27年8月17日	政策企画部
184	近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定 関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書	福井県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	平成8年2月20日 平成18年4月26日 平成24年10月25日	政策企画部

185	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全都道府県	平成 8 年 7 月 18 日 平成 18 年 7 月 12 日 平成 19 年 7 月 12 日 平成 24 年 5 月 18 日 平成 30 年 11 月 9 日 令和 3 年 11 月 22 日 令和 6 年 1 月 1 日	政策企画部
186	関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定 ※協定元：関西広域連合	九州地方知事会（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県）	平成 23 年 10 月 31 日	政策企画部
187	関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定 ※協定元：関西広域連合	九都県市 （埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）	平成 26 年 3 月 6 日	政策企画部
188	大規模災害時等に備えた地域防災力向上の相互協力に関する協定	あいおいニッセイ同和損害保険（株）	平成 26 年 4 月 30 日	政策企画部
189	大阪府の防災取組に対する地域防災力向上の相互協力に関する協定	三井住友海上火災保険（株）	平成 26 年 7 月 29 日	政策企画部
190	災害救助物資の提供及び防災・減災に関する啓発活動への協力に関する協定書	凸版印刷（株）	平成 27 年 11 月 5 日	政策企画部
191	復興まちづくりの支援に関する協定 ※協定元：関西広域連合	阪神・淡路まちづくり支援機構	平成 25 年 3 月 29 日	政策企画部
192	本庁舎の災害復旧支援に関する協定書	(一社)大阪電業協会	平成 19 年 12 月 28 日 平成 25 年 7 月 31 日	総務部
193	本庁舎の災害復旧支援に関する協定書	(一社)大阪空気調和衛生工業協会	平成 19 年 12 月 28 日 平成 25 年 7 月 31 日	総務部

194	大規模災害時における大阪府行政書士会による相談会業務に関する協定書	大阪府行政書士会	平成 28 年 2 月 15 日	総務部
195	大規模災害が発生した場合における大阪弁護士会による法律相談業務の実施に関する協定	大阪弁護士会	平成 28 年 6 月 27 日	総務部
196	災害等における飲料の無償提供協力に関する協定書	近畿中央ヤクルト販売株式会社	令和 3 年 3 月 23 日	府民文化部
197	災害等における飲料の無償提供協力に関する協定書	万博記念公園マネジメント・パートナーズ	平成 31 年 3 月 28 日	府民文化部
198	災害時における飲料の提供協力に関する覚書	関西キリンビバレッジサービス(株)	令和 2 年 1 月 31 日 令和 6 年 3 月 28 日	府民文化部
199	災害時における飲料の提供協力に関する覚書	関西キリンビバレッジサービス(株)	令和 2 年 1 月 31 日 令和 6 年 3 月 28 日	府民文化部
200	災害時における飲料の提供協力に関する覚書	アサヒ飲料販売(株)	令和 2 年 3 月 30 日	府民文化部
201	災害時における飲料の提供協力に関する覚書	ダイドードリンコ(株)	令和 2 年 3 月 30 日	府民文化部
202	災害時における飲料の提供協力に関する覚書	コカ・コーラボトラーズジャパン(株)	令和 2 年 3 月 30 日	府民文化部
203	災害時における飲料の提供協力に関する覚書	ダイドードリンコ(株)	令和 2 年 3 月 30 日	府民文化部
204	災害時における飲料の提供協力に関する覚書	関西キリンビバレッジサービス(株)	令和 2 年 3 月 30 日	府民文化部
205	災害時における飲料の提供協力に関する覚書	関西キリンビバレッジサービス(株)	令和 3 年 3 月 17 日	府民文化部
206	災害時における飲料の提供協力に関する覚書	サントリービバレッジソリューション(株)	令和 3 年 9 月 28 日	府民文化部
207	災害時における飲料の提供協力に関する覚書	関西キリンビバレッジサービス(株)	令和 3 年 6 月 22 日	府民文化部
208	災害時における飲料の提供協力に関する覚書	ダイドードリンコ(株)	令和 5 年 3 月 27 日	府民文化部
209	災害時における飲料の提供協力に関する覚書	関西キリンビバレッジサービス(株)	令和 6 年 3 月 28 日	府民文化部
210	災害時における飲料の提供協力に関する覚書	ダイドードリンコ(株)	令和 6 年 8 月 9 日	府民文化部

211	災害時における飲料の提供協力に関する覚書	サントリービバレッジソリューション(株)	令和 6 年 7 月 4 日	府民文化部
212	災害時における飲料の提供協力に関する覚書	ダイドードリンコ(株)	令和 6 年 5 月 15 日	府民文化部
213	災害時における飲料の提供協力に関する覚書	ダイドードリンコ(株)	令和 6 年 8 月 14 日	府民文化部
214	災害時における応急物資供給等に関する協定書	大阪府生活協同組合連合会	平成 9 年 4 月 1 日	府民文化部
215	災害時における旅行者の受入れ等に関する協定書	シェラトン都ホテル大阪	令和 2 年 12 月 18 日	府民文化部
216	災害時における旅行者の受入れ等に関する協定書	ザ・リッツ・カールトン大阪	令和 2 年 12 月 18 日	府民文化部
217	災害時における旅行者の受入れ等に関する協定書	ホテルインターゲート大阪梅田	令和 2 年 12 月 18 日	府民文化部
218	災害時における旅行者の受入れ等に関する協定書	大阪キャッスルホテル	令和 3 年 3 月 10 日	府民文化部
219	災害時における旅行者の受入れ等に関する協定書	スイスホテル南海大阪	令和 3 年 3 月 18 日	府民文化部
220	災害時における旅行者の受入れ等に関する協定書	帝国ホテル 大阪	令和 3 年 3 月 26 日	府民文化部
221	災害時における旅行者の受入れ等に関する協定書	リーガロイヤルホテル	令和 3 年 3 月 26 日	府民文化部
222	災害時における旅行者の受入れ等に関する協定書	ホテルグランヴィア大阪	令和 3 年 6 月 29 日	府民文化部
223	災害時における旅行者の受入れ等に関する協定書	ハートンホテル心斎橋長堀通	令和 3 年 12 月 24 日	府民文化部
224	災害時における旅行者の受入れ等に関する協定書	大阪逸の彩（ひので）ホテル	令和 3 年 12 月 24 日	府民文化部
225	災害時における旅行者の受入れ等に関する協定書	インターコンチネンタルホテル大阪	令和 3 年 12 月 24 日	府民文化部
226	災害時における旅行者の受入れ等に関する協定書	ハートンホテル北梅田	令和 3 年 12 月 24 日	府民文化部
227	災害時における旅行者の受入れ等に関する協定書	ハートンホテル西梅田	令和 3 年 12 月 24 日	府民文化部
228	災害時における旅行者の受入れ等に関する協定書	ホテル エルセラーン大阪	令和 3 年 12 月 24 日	府民文化部
229	災害時における旅行者の受入れ等に関する協定書	ホテルビナリオ梅田	令和 3 年 12 月 24 日	府民文化部

230	災害時における旅行者の受入れ等に関する協定書	ザ ブリッジホテル心斎橋	令和 3 年 12 月 24 日	府民文化部
231	災害時における旅行者の受入れ等に関する協定書	シティプラザ大阪	令和 3 年 12 月 24 日	府民文化部
232	災害時における旅行者の受入れ等に関する協定書	道頓堀ホテル	令和 3 年 12 月 24 日	府民文化部
233	災害時における旅行者の受入れ等に関する協定書	ハートンホテル心斎橋	令和 3 年 12 月 24 日	府民文化部
234	災害時における旅行者の受入れ等に関する協定書	ホテルロイヤルクラシック大阪	令和 3 年 12 月 24 日	府民文化部
235	災害時における旅行者の受入れ等に関する協定書	イビス大阪梅田	令和 4 年 3 月 23 日	府民文化部
236	災害時における旅行者の受入れ等に関する協定書	大阪東急 R E I ホテル	令和 4 年 3 月 23 日	府民文化部
237	災害時における旅行者の受入れ等に関する協定書	桜ガーデンホテル	令和 4 年 3 月 23 日	府民文化部
238	災害時における旅行者の受入れ等に関する協定書	セント レジス ホテル大阪	令和 4 年 3 月 23 日	府民文化部
239	災害時における旅行者の受入れ等に関する協定書	ホテルトラスティ大阪阿倍野	令和 4 年 3 月 23 日	府民文化部
240	災害時における旅行者の受入れ等に関する協定書	K K R ホテル大阪	令和 5 年 3 月 17 日	府民文化部
241	災害時における旅行者の受入れ等に関する協定書	ネストホテル大阪心斎橋	令和 5 年 3 月 17 日	府民文化部
242	災害時における旅行者の受入れ等に関する協定書	ホテルグレイスリー大阪なんば	令和 5 年 3 月 17 日	府民文化部
243	災害時における旅行者の受入れ等に関する協定書	ホテルニューオータニ大阪	令和 5 年 3 月 17 日	府民文化部
244	災害時における旅行者の受入れ等に関する協定書	センタラグランドホテル大阪	令和 6 年 2 月 22 日	府民文化部
245	災害時における旅行者の受入れ等に関する協定書	グランドプリンスホテル大阪ベイ	令和 5 年 12 月 5 日	府民文化部
246	災害時における旅行者の受入れ等に関する協定書	ANA クラウンプラザホテル大阪	令和 6 年 4 月 1 日	府民文化部
247	災害時における旅行者の受入れ等に関する協定書	相鉄グランドフレッサ大阪なんば	令和 6 年 9 月 13 日	府民文化部

248	大規模災害時における施設利用の協力に関する協定	大阪市北区 大阪市福島区 大阪市西区 (株) 大阪国際会議場	平成 31 年 3 月 18 日	府民文化部
249	大阪府災害時多言語支援センターの設置・運営に関する協定書	(公財) 大阪府国際交流財団	平成 27 年 3 月 13 日	府民文化部
250	大阪府・学校法人関西大学・公益財団法人大阪府国際交流財団の間における災害時通訳・翻訳ボランティアの確保等に係る連携に関する協定書	学校法人関西大学 (公財) 大阪府国際交流財団	平成 31 年 3 月 15 日	府民文化部
251	追手門学院大学・公益財団法人大阪府国際交流財団・大阪府の間における災害時通訳・翻訳ボランティアの確保等に係る連携に関する協定書	追手門学院大学 (公財) 大阪府国際交流財団	令和 1 年 11 月 29 日	府民文化部
252	国立大学法人大阪大学・公益財団法人大阪府国際交流財団・大阪府の間における災害時通訳・翻訳ボランティアの確保等に係る連携に関する協定書	国立大学法人大阪大学 (公財) 大阪府国際交流財団	令和 3 年 1 月 18 日	府民文化部
253	桃山学院大学・公益財団法人大阪府国際交流財団・大阪府の間における災害時通訳・翻訳ボランティアの確保等に係る連携に関する協定書	桃山学院大学 (公財) 大阪府国際交流財団	令和 4 年 4 月 28 日	府民文化部
254	大阪府災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	(社福) 大阪府社会福祉協議会	平成 31 年 3 月 28 日	福祉部
255	大阪府災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	(公社) 大阪介護福祉士会	平成 31 年 3 月 28 日	福祉部
256	大阪府災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	(公社) 大阪介護老人保健施設協会	平成 31 年 3 月 28 日	福祉部
257	大阪府災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	(公社) 大阪社会福祉士会	平成 31 年 3 月 28 日	福祉部
258	大阪府災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	(公社) 大阪府理学療法士会	令和元年 8 月 15 日	福祉部

259	大阪府災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	特定非営利活動法人 大阪医療ソーシャルワーカー協会	令和元年 8 月 23 日	福祉部
260	大阪府災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	(公社)大阪介護支援専門員協会	令和元年 12 月 16 日	福祉部
261	大阪府災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	(一社)大阪府訪問看護ステーション協会	令和 2 年 1 月 23 日	福祉部
262	大阪府災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	(一社)大阪精神保健福祉士協会	令和 3 年 6 月 10 日	福祉部
263	大阪府災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	大阪府臨床心理士会	令和 6 年 5 月 31 日	福祉部
264	非常災害乳幼児救護用調製粉乳等の一定量確保委託契約（粉乳・液体ミルクの確保）	雪印ビーンスターク(株)	毎年度契約	健康医療部
265	非常災害乳幼児救護用調製粉乳の一定量確保委託契約（粉乳の確保）	森永乳業(株)	毎年度契約	健康医療部
266	非常災害乳幼児救護用調製粉乳の停止条件付売買契約（粉乳の確保）	アサヒグループ食品（株）	毎年度契約	健康医療部
267	災害用医薬品等の供給に関する協定	(一社)大阪府薬剤師会	平成 9 年 4 月 1 日	健康医療部
268	災害用医薬品等の供給に関する協定	大阪府医薬品卸(協)	平成 9 年 4 月 1 日	健康医療部
269	災害用医薬品等の供給に関する協定	関西医薬品協会	平成 9 年 4 月 1 日	健康医療部
270	災害用医薬品等の供給に関する協定	大阪家庭薬協会	平成 9 年 4 月 1 日	健康医療部
271	災害用医薬品等の供給に関する協定	大阪衛生材料(協)	平成 9 年 4 月 1 日	健康医療部
272	災害用医薬品等の供給に関する協定	(一社)日本産業・医療ガス協会 近畿地域本部大阪支部	平成 9 年 4 月 1 日	健康医療部
273	災害用医薬品等の供給に関する協定	近畿歯科用品商協同組合	平成 9 年 4 月 1 日	健康医療部
274	災害用医薬品等の供給に関する協定	近畿臨床検査薬卸連合会	平成 27 年 4 月 1 日	健康医療部
275	災害用医療機器等の供給に関する協定	(一社)大阪医療機器協会	平成 9 年 4 月 1 日	健康医療部

276	新型インフルエンザ対策に係る抗インフルエンザウイルス薬の医療機関への供給に関する協定	大阪府医薬品卸協同組合	平成 21 年 8 月 11 日	健康医療部
277	新型インフルエンザ等対策にかかる医薬品等の供給に関する協定	関西医薬品協会	平成 25 年 10 月 1 日	健康医療部
278	新型インフルエンザ等対策にかかる医療機器その他の衛生用品等の供給に関する協定	大阪医療機器協会	平成 25 年 10 月 1 日	健康医療部
279	災害時等における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定	(一社)全日本冠婚葬祭互助協会	平成 18 年 3 月 3 日	健康医療部
280	災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定	全日本葬祭業協同組合連合会	平成 20 年 3 月 3 日	健康医療部
281	災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定	(一社)全国霊柩自動車協会	平成 20 年 3 月 3 日	健康医療部
282	災害時における栄養・食生活支援に関する協定	公益社団法人大阪府栄養士会	令和元年 5 月 8 日	健康医療部
283	災害時における医療救護についての協定	(一社)大阪府医師会	昭和 58 年 2 月 28 日	健康医療部
284	災害時の医療救護活動に関する協定	(一社)大阪府薬剤師会	平成 24 年 4 月 1 日	健康医療部
285	災害時の医療救護活動に関する協定	大阪府看護協会	平成 25 年 8 月 30 日	健康医療部
286	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	一般社団法人大阪府歯科医師会	平成 29 年 7 月 1 日	健康医療部
287	大阪府災害拠点病院の災害時等の医療救護活動に関する協定	大阪市立総合医療センター	平成 14 年 4 月 1 日	健康医療部
288	大阪府災害拠点病院の災害時等の医療救護活動に関する協定	国立病院機構大阪医療センター	平成 14 年 4 月 1 日	健康医療部
289	大阪府災害拠点病院の災害時等の医療救護活動に関する協定	大阪赤十字病院	平成 14 年 4 月 1 日	健康医療部
290	大阪府災害拠点病院の災害時等の医療救護活動に関する協定	大阪公立大学医学部附属病院	平成 14 年 4 月 1 日	健康医療部
291	大阪府災害拠点病院の災害時等の医療救護活動に関する協定	大阪大学医学部附属病院	平成 14 年 4 月 1 日	健康医療部
292	大阪府災害拠点病院の災害時等の医療救護活動に関する協定	大阪医科薬科大学病院	平成 14 年 4 月 1 日	健康医療部

293	大阪府災害拠点病院の災害時等の医療救護活動に関する協定	関西医科大学総合医療センター	平成 14 年 4 月 1 日	健康医療部
294	大阪府災害拠点病院の災害時等の医療救護活動に関する協定	市立東大阪医療センター	平成 14 年 4 月 1 日	健康医療部
295	大阪府災害拠点病院の災害時等の医療救護活動に関する協定	近畿大学病院	平成 14 年 4 月 1 日	健康医療部
296	大阪府災害拠点病院の災害時等の医療救護活動に関する協定	堺市立総合医療センター	平成 14 年 4 月 1 日	健康医療部
297	大阪府災害拠点病院の災害時等の医療救護活動に関する協定	大阪急性期・総合医療センター	平成 14 年 4 月 3 日	健康医療部
298	大阪府災害拠点病院の災害時等の医療救護活動に関する協定	大阪府済生会千里病院	平成 14 年 4 月 3 日	健康医療部
299	大阪府災害拠点病院の災害時等の医療救護活動に関する協定	関西医科大学附属病院	平成 18 年 10 月 30 日	健康医療部
300	大阪府災害拠点病院の災害時等の医療救護活動に関する協定	大阪警察病院	平成 20 年 9 月 18 日	健康医療部
301	大阪府災害拠点病院の災害時等の医療救護活動に関する協定	多根総合病院	平成 23 年 5 月 30 日	健康医療部
302	大阪府災害拠点病院の災害時等の医療救護活動に関する協定	りんくう総合医療センター	平成 25 年 4 月 1 日	健康医療部
303	大阪府災害拠点病院の災害時等の医療救護活動に関する協定	岸和田徳洲会病院	平成 28 年 8 月 4 日	健康医療部
304	災害時の大阪 DPAT（先遣隊、協力医療機関）の活動に関する協定	大阪精神医療センター	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
305	災害時の大阪 DPAT（先遣隊、協力医療機関）の活動に関する協定	京阪病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
306	災害時の大阪 DPAT（先遣隊、協力医療機関）の活動に関する協定	こころあ病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
307	災害時の大阪 DPAT（先遣隊、協力医療機関）の活動に関する協定	小阪病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
308	災害時の大阪 DPAT（先遣隊、協力医療機関）の活動に関する協定	さわ病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
309	災害時の大阪 DPAT（先遣隊、協力医療機関）の活動に関する協定	浜寺病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
310	災害時の大阪 DPAT（先遣隊、協力医療機関）の活動に関する協定	阪南病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
311	災害時の大阪 DPAT（先遣隊、協力医療機関）の活動に関する協定	水間病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
312	災害時の大阪 DPAT（先遣隊、協力医療機関）の活動に関する協定	美原病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
313	災害時の大阪 DPAT（先遣隊、協力医療機関）の活動に関する協定	結のぞみ病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部

314	災害時の大阪 DPAT（協力医療機関）の活動に関する協定	（地独）大阪市民病院機構 大阪市立総合医療センター	令和 1 年 9 月 4 日	健康医療部
315	災害時の大阪 DPAT（協力医療機関）の活動に関する協定	医療法人 なかむかいクリニック	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
316	災害時の大阪 DPAT（協力医療機関）の活動に関する協定	（公財）田附興風会 医学研究所 北野病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
317	在宅患者災害時支援に関する協定	一般社団法人大阪府訪問看護ステーション協会	令和 2 年 1 月 7 日	健康医療部
318	大阪府における DMAT の派遣に関する協定	大阪市立総合医療センター	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
319	大阪府における DMAT の派遣に関する協定	国立病院機構大阪医療センター	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
320	大阪府における DMAT の派遣に関する協定	大阪赤十字病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
321	大阪府における DMAT の派遣に関する協定	大阪公立大学医学部附属病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
322	大阪府における DMAT の派遣に関する協定	大阪大学医学部附属病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
323	大阪府における DMAT の派遣に関する協定	大阪医科薬科大学病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
324	大阪府における DMAT の派遣に関する協定	関西医科大学総合医療センター	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
325	大阪府における DMAT の派遣に関する協定	市立東大阪医療センター	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
326	大阪府における DMAT の派遣に関する協定	近畿大学病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
327	大阪府における DMAT の派遣に関する協定	堺市立総合医療センター	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
328	大阪府における DMAT の派遣に関する協定	りんくう総合医療センター	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
329	大阪府における DMAT の派遣に関する協定	大阪急性期・総合医療センター	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
330	大阪府における DMAT の派遣に関する協定	大阪府済生会千里病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
331	大阪府における DMAT の派遣に関する協定	関西医科大学附属病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
332	大阪府における DMAT の派遣に関する協定	大阪警察病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部

333	大阪府における DMAT の派遣に関する協定	多根総合病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
334	大阪府における DMAT の派遣に関する協定	岸和田徳洲会病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
335	大阪府における災害支援ナースの派遣に関する協定	医学研究所北野病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
336	大阪府における災害支援ナースの派遣に関する協定	市立池田病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
337	大阪府における災害支援ナースの派遣に関する協定	石切生喜病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
338	大阪府における災害支援ナースの派遣に関する協定	大阪医科薬科大学病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
339	大阪府における災害支援ナースの派遣に関する協定	大阪回生病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
340	大阪府における災害支援ナースの派遣に関する協定	大阪急性期・総合医療センター	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
341	大阪府における災害支援ナースの派遣に関する協定	大阪公立大学医学部附属病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
342	大阪府における災害支援ナースの派遣に関する協定	大阪国際がんセンター	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
343	大阪府における災害支援ナースの派遣に関する協定	大阪市立十三市民病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
344	大阪府における災害支援ナースの派遣に関する協定	大阪市立総合医療センター	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
345	大阪府における災害支援ナースの派遣に関する協定	大阪赤十字病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
346	大阪府における災害支援ナースの派遣に関する協定	大阪鉄道病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
347	大阪府における災害支援ナースの派遣に関する協定	大阪病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
348	大阪府における災害支援ナースの派遣に関する協定	大阪府済生会吹田病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
349	大阪府における災害支援ナースの派遣に関する協定	大阪府済生会千里病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
350	大阪府における災害支援ナースの派遣に関する協定	大阪府済生会中津病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
351	大阪府における災害支援ナースの派遣に関する協定	大阪府済生会富田林病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部

352	大阪府における災害支援ナースの派遣に関する協定	大阪はびきの医療センター	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
353	大阪府における災害支援ナースの派遣に関する協定	大阪母子医療センター	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
354	大阪府における災害支援ナースの派遣に関する協定	大阪労災病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
355	大阪府における災害支援ナースの派遣に関する協定	加納総合病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
356	大阪府における災害支援ナースの派遣に関する協定	関西医科大学くずは病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
357	大阪府における災害支援ナースの派遣に関する協定	関西医科大学附属病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
358	大阪府における災害支援ナースの派遣に関する協定	交野病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
359	大阪府における災害支援ナースの派遣に関する協定	近畿大学病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
360	大阪府における災害支援ナースの派遣に関する協定	北大阪病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
361	大阪府における災害支援ナースの派遣に関する協定	佐藤病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
362	大阪府における災害支援ナースの派遣に関する協定	堺市立総合医療センター	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
363	大阪府における災害支援ナースの派遣に関する協定	市立吹田市民病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
364	大阪府における災害支援ナースの派遣に関する協定	城山病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
365	大阪府における災害支援ナースの派遣に関する協定	住友病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
366	大阪府における災害支援ナースの派遣に関する協定	多根総合病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
367	大阪府における災害支援ナースの派遣に関する協定	千船病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
368	大阪府における災害支援ナースの派遣に関する協定	日本生命病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
369	大阪府における災害支援ナースの派遣に関する協定	阪南市民病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
370	大阪府における災害支援ナースの派遣に関する協定	市立ひらかた病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部

371	大阪府における災害支援ナースの派遣に関する協定	府中病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
372	大阪府における災害支援ナースの派遣に関する協定	ベルランド総合病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
373	大阪府における災害支援ナースの派遣に関する協定	星ヶ丘医療センター	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
374	大阪府における災害支援ナースの派遣に関する協定	北摂総合病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
375	大阪府における災害支援ナースの派遣に関する協定	牧病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
376	大阪府における災害支援ナースの派遣に関する協定	牧リハビリテーション病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
377	大阪府における災害支援ナースの派遣に関する協定	箕面市立病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
378	大阪府における災害支援ナースの派遣に関する協定	守口敬仁会病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
379	大阪府における災害支援ナースの派遣に関する協定	八尾市立病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
380	大阪府における災害支援ナースの派遣に関する協定	友愛会病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
381	大阪府における災害支援ナースの派遣に関する協定	りんくう総合医療センター	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
382	大阪府における災害支援ナースの派遣に関する協定	わかくさ竜間リハビリテーション病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
383	大阪府における災害支援ナースの派遣に関する協定	大阪大学医学部附属病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
384	大阪府における災害支援ナースの派遣に関する協定	大阪府済生会泉尾病院	令和 6 年 4 月 1 日	健康医療部
385	大阪府と大阪府大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会 との災害リハビリテーション支援チームの派遣に関する協定	大阪府大規模災害リハビリテーション支援関連団 体協議会	令和 6 年 6 月 3 日	健康医療部
386	災害時における環境衛生管理及び防災活動への協力に関する協定	(一社)大阪ビルメンテナンス協会	令和元年 11 月 11 日	健康医療部
387	災害時における被災者等の支援に関する協定	大阪府生活衛生同業組合協議会	令和 2 年 10 月 20 日	健康医療部

388	健康危機発生時における近畿２府 ７ 県地方衛生研究所の協力に関する協定	福井県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、東大阪市、神戸市、姫路市、尼崎市、和歌山市	平成 18 年 8 月 18 日	健康医療部
389	健康危機事象発生時等における業務の実施に関する基本協定	大阪市	平成 29 年 4 月 1 日	健康医療部
390	健康危機事象発生時等における業務の実施に関する基本協定	地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所	平成 29 年 4 月 1 日	健康医療部
391	新型インフルエンザ等対策に係る住民接種の接種体制に関する覚書	43 市町村、大阪府医薬品卸協同組合	令和 3 年 2 月 1 日	健康医療部
392	災害および感染症発生時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の協力に関する協定書	大阪府衛生管理協同組合	令和 6 年 7 月 1 日	健康医療部
393	災害時における浄化槽の緊急点検等に関する協定	(一社)大阪府環境水質指導協会	平成 28 年 5 月 31 日	健康医療部
394	災害時協力井戸に係る設備機器の貸与等の災害時団体救援協定	(一社)全国鑿井協会近畿支部	平成 18 年 8 月 25 日	健康医療部
395	大阪府域の水道災害における情報共有及び支援に関する協定	府内全ての市町水道事業体及び大阪広域水道企業団	令和 6 年 4 月 26 日	健康医療部
396	大阪府域における災害時相互連携に関する覚書	公益社団法人日本水道協会大阪府支部	令和 6 年 4 月 26 日	健康医療部
397	災害時における瓦等の供給協力に関する協定	大阪府瓦商工業協同組合	平成 20 年 10 月 1 日	商工労働部
398	災害時における畳等の供給協力に関する協定	大阪畳商工業協同組合	平成 20 年 10 月 1 日	商工労働部
399	災害時におけるタオルの供給協力に関する協定	大阪タオル工業組合	平成 20 年 10 月 1 日	商工労働部
400	災害時における歯ブラシの供給協力に関する協定	全日本ブラシ工業協同組合	平成 20 年 10 月 1 日	商工労働部
401	災害時における毛布の供給協力に関する協定	日本毛布工業組合	平成 20 年 10 月 1 日	商工労働部
402	災害時における建築資材等の供給協力に関する協定	大阪建築金物卸商協同組合	平成 21 年 12 月 16 日	商工労働部
403	災害時における生鮮食料品等の供給協力等相互応援に関する協定(生鮮食料品の確保)	京都市中央卸売市場	平成 8 年 5 月 28 日	環境農林 水産部

404	災害時における生鮮食料品等の供給協力等相互応援に関する協定(生鮮食料品の確保)	大阪市中央卸売市場	平成8年5月28日	環境農林 水産部
405	災害時における生鮮食料品等の供給協力等相互応援に関する協定(生鮮食料品の確保)	神戸市中央卸売市場	平成8年5月28日	環境農林 水産部
406	災害時における生鮮食料品等の供給協力等相互応援に関する協定(生鮮食料品の確保)	姫路市中央卸売市場	平成8年5月28日	環境農林 水産部
407	災害時における生鮮食料品等の供給協力等相互応援に関する協定(生鮮食料品の確保)	尼崎市公設地方卸売市場	平成8年5月28日	環境農林 水産部
408	災害時における生鮮食料品等の供給協力等相互応援に関する協定(生鮮食料品の確保)	奈良県中央卸売市場	平成8年5月28日	環境農林 水産部
409	災害時における生鮮食料品等の供給協力等相互応援に関する協定(生鮮食料品の確保)	和歌山市中央卸売市場	平成8年5月28日	環境農林 水産部
410	災害救助用米穀の保管及び供給等の協力に関する協定(精米の確保)	(株)大阪第一食糧	令和元年11月11日	環境農林 水産部
411	災害救助用米穀の保管及び供給等の協力に関する協定(精米の確保)	幸南食糧(株)	令和元年11月11日	環境農林 水産部
412	災害救助用米穀の保管及び供給等の協力に関する協定(精米の確保)	幸福米穀(株)	令和元年11月11日	環境農林 水産部
413	災害救助用米穀の保管及び供給等の協力に関する協定(精米の確保)	(株)丸三	令和元年11月11日	環境農林 水産部
414	災害救助用米穀の保管及び供給等の協力に関する協定(精米の確保)	(株)勝山商店	令和元年11月11日	環境農林 水産部
415	災害救助用米穀の保管及び供給等の協力に関する協定(精米の確保)	ライスフレンド(株)	令和元年11月11日	環境農林 水産部

416	災害時における物資の供給に関する協定（漬物の提供）	大阪府漬物事業協同組合	令和 6 年 9 月 2 日	環境農林 水産部
417	災害時における物資の供給に関する協定(パン等の提供)	全大阪パン協同組合	平成 28 年 7 月 1 日	環境農林 水産部
418	災害時における物資の供給に関する協定(パン等の提供)	全日本パン協同組合連合会近畿東海北陸ブロック	平成 28 年 7 月 1 日	環境農林 水産部
419	全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定（生鮮食料品の確保及び市場機能の復旧対策）	全国中央卸売市場協会及び同会所属の 6 支部（北海道・東北支部、関東支部、東海・北陸支部、近畿支部、中国・四国支部、九州支部）	平成 24 年 9 月 1 日	環境農林 水産部
420	災害時における物資供給及び防災活動への協力に関する協定	(株)わんわん	平成 29 年 2 月 6 日	環境農林 水産部
421	災害時における物資供給及び防災活動への協力に関する協定	(株)マルカン	平成 29 年 3 月 21 日	環境農林 水産部
422	災害時における物資供給及び防災活動への協力に関する協定	日本ウエイン(株)	平成 29 年 3 月 21 日	環境農林 水産部
423	災害時における動物救護等の活動に関する協定	(公社)大阪府獣医師会	平成 28 年 4 月 1 日	環境農林 水産部
424	愛護動物に関する業務支援に関する協定	(公社)大阪府獣医師会	令和 1 年 9 月 2 日	環境農林 水産部
425	高病原性鳥インフルエンザ患畜等汚染物品の焼却処理に関する協定書	南河内環境事業組合	平成 23 年 12 月 15 日	環境農林 水産部
426	高病原性鳥インフルエンザ患畜等汚染物品の焼却処理に関する協定書	四條畷市、交野市、 四條畷市交野市清掃施設組合	平成 23 年 12 月 15 日	環境農林 水産部

427	高病原性鳥インフルエンザ患畜等汚染物品の焼却処理に関する協定書	柏原市、羽曳野市、藤井寺市 柏羽藤環境事業組合	平成 24 年 3 月 29 日	環境農林 水産部
428	重要家畜伝染病患畜等汚染物品の焼却処理に関する協定書	株式会社 G E	平成 24 年 11 月 12 日	環境農林 水産部
429	重要家畜伝染病患畜等汚染物品の焼却処理に関する協定書	株式会社国中環境開発	平成 24 年 11 月 12 日	環境農林 水産部
430	特定家畜伝染病発生時の汚染物品等の焼却処理に関する協定書	泉佐野市、田尻町 泉佐野市田尻町清掃施設組合	平成 23 年 12 月 15 日 令和 3 年 11 月 5 日	環境農林 水産部
431	家畜伝染病予防法に基づく焼却に関する協定書	岸和田市都市魅力部、貝塚市都市整備部、岸和田市 貝塚市清掃施設組合	平成 29 年 3 月 23 日 令和 4 年 3 月 18 日	環境農林 水産部
432	家畜伝染病発生時における防疫業務の協力に関する基本協定(消毒作業)	(一社)大阪府ペストコントロール協会	平成 24 年 9 月 1 日	環境農林 水産部
433	家畜伝染病発生時における防疫対策業務に関する基本協定書	大栄環境株式会社	令和 3 年 1 月 29 日	環境農林 水産部
434	特定家畜伝染病の防疫活動への協力に係る協定書	総合警備保障株式会社	令和 3 年 12 月 8 日	環境農林 水産部
435	大規模災害時における土地改良施設を活用した防災活動に関する協定	和泉市、光明池土地改良区	平成 23 年 12 月 27 日	環境農林 水産部
436	大規模災害時における農業用水を活用した防災活動に関する協定	貝塚市、件水利組合	平成 25 年 1 月 4 日	環境農林 水産部
437	大規模災害時における農業用水を活用した防災活動に関する協定	高石市、光明池土地改良区	平成 26 年 2 月 13 日	環境農林 水産部

438	大規模災害時における農業用水を活用した防災活動に関する協定	泉大津市、光明池土地改良区	平成 26 年 5 月 26 日	環境農林 水産部
439	大規模災害時における農業用水を活用した防災活動に関する協定	阪南市、阪南市西台原土地改良区	平成 27 年 2 月 25 日	環境農林 水産部
440	大規模災害時における農業用水を活用した防災活動に関する協定	貝塚市、貝塚市木積土地改良区、木積上方水利組合、木積下方水利組合	平成 27 年 4 月 9 日	環境農林 水産部
441	大規模災害時における農業用水を活用した防災活動に関する協定	和泉市、和泉市軽部池土地改良区	平成 30 年 3 月 30 日	環境農林 水産部
442	大規模災害時における農業用水を活用した防災活動に関する協定	岸和田市、岸和田市神於山土地改良区	平成 30 年 4 月 27 日	環境農林 水産部
443	大規模災害時における農業用水を活用した防災活動に関する協定	高槻市、茨木市、摂津市、神安土地改良区	平成 28 年 3 月 24 日	環境農林 水産部
444	大規模災害時における農業用水を活用した防災活動に関する協定	高槻市、島本町、高槻市東部土地改良区	平成 28 年 11 月 14 日	環 境 農 林 水 産 部
445	大規模災害時における農業用水を活用した防災活動に関する協定	富田林市、富田林市喜志土地改良区、	令和元年 7 月 30 日	環境農林 水産部
446	大規模災害時における農業用水を活用した防災活動に関する協定	松原市、別所連合町会、別所水利組合、別所財産区 管理会	令和元年 10 月 3 日	環境農林 水産部
447	大規模災害時における農業用水を活用した防災活動に関する協定	大阪市、大阪市瓜破土地改良区	令和 3 年 3 月 30 日	環境農林 水産部
448	大規模災害時における農業用水を活用した防災活動に関する協定	大阪市、大阪市住道土地改良区	令和 3 年 3 月 30 日	環境農林 水産部

449	大規模災害時における農業用水を活用した防災活動に関する協定	大阪市、加美巽長瀬土地改良区	令和3年3月30日	環境農林 水産部
450	災害時における農業用水の利活用及び防災活動への協力に関する協定	泉南市、泉南市土地改良区	平成26年3月25日	環境農林 水産部
451	地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	(公社)大阪府産業資源循環協会	平成18年3月27日	環境農林 水産部
452	災害廃棄物の収集運搬の協力に関する協定	一般社団法人大阪府清掃事業連合会	平成29年8月4日	環境農林 水産部
453	災害時における石綿測定調査に関する協定	大阪環境測定分析事業者協会	令和元年9月12日	環境農林 水産部
454	災害時における石綿測定調査に関する協定	一般社団法人日本環境測定分析協会	令和2年2月28日	環境農林 水産部
455	下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ	国土交通省、福井県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県、徳島県、大阪市、京都市、神戸市、堺市、福井市、大津市、福知山市、姫路市、奈良市、和歌山市、津市、徳島市、日本下水道事業団、(公社)日本下水道協会、(一社)全国上下水道コンサルタント協会、(一社)日本下水道施設業協会、(公社)日本下水道管路管理業協会、(一社)日本下水道施設管理業協会、全国管工事業協同組合連合会	平成16年4月1日	都市整備部

456	災害時における下水道管路施設の復旧対策業務に関する協定	(公社)日本下水道管路管理業協会	平成 31 年 3 月 20 日	都市整備部
457	緊急時における下水汚泥の共同処理に関する協定	大阪市	令和 4 年 3 月 30 日	都市整備部
458	災害時における下水汚泥の共同処理に関する協定	吹田市	令和 5 年 3 月 7 日	都市整備部
459	災害時における下水汚泥の共同処理に関する協定	豊中市	令和 5 年 10 月 5 日	都市整備部
460	災害時における下水汚泥の共同処理に関する協定	池田市	令和 5 年 10 月 5 日	都市整備部
461	災害時における応急対策業務の協力に関する協定	(公社)全国土木コンクリートブロック協会	平成 27 年 7 月 1 日	都市整備部
462	災害等緊急時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する 包括協定書	国土交通省近畿地方整備局、福井県、滋賀県、京都市、大阪府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、神戸市、(独)水資源機構 関西・吉野川支社、中日本高速道路(株)名古屋支社、中日本高速道路(株)金沢支社、西日本高速道路(株)関西支社、阪神高速道路(株)、本洲四国連絡高速道路(株)、(一社)日本建設業連合会関西支部	平成 29 年 2 月 20 日	都市整備部
463	地震災害時における大阪府管理橋梁の応急対策業務に関する協定	(一社)日本橋梁建設業協会関西支部	平成 9 年 10 月 1 日	都市整備部
464	地震災害時における大阪府管理橋梁の応急対策業務に関する協定	(一社)プレストレスト・コンクリート建設業協会関西支部	平成 9 年 10 月 1 日	都市整備部
465	地震災害時等における大阪府管理道路等の応急対策業務に関する協定	(一社)日本建設業連合会関西支部 支部長	平成 11 年 3 月 31 日	都市整備部
466	地震災害時等における大阪府管理道路等の応急対策業務に関する協定	(一社)日本道路建設業協会関西支部	平成 13 年 3 月 28 日	都市整備部
467	地震・台風災害時における河川・海岸・港湾施設の応急対策業務に関する協定	(一社)浚渫業協会	平成 19 年 7 月 30 日	都市整備部

468	災害時における応急対策業務の応援協力に関する協定	(一社)大阪造園業協会	平成 18 年 4 月 28 日	都市整備部
469	災害時における応援協力に関する協定 (道路等の応急対応)	(一社)大阪建設業協会	平成 11 年 3 月 31 日 平成 23 年 3 月 23 日	都市整備部
470	災害時における応援協力に関する協定 (道路等の応急対応)	(一社)大阪府中小建設業協会	平成 18 年 4 月 28 日 平成 23 年 3 月 23 日	都市整備部
471	災害時における応援協力に関する協定	大阪府道路維持メンテナンス協会	令和 3 年 1 月 25 日	都市整備部
472	災害時の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局 福井県土木部 滋賀県土木交通部 京都府土木建築部 兵庫県県土整備部 奈良県土木部 和歌山県県土整備部	平成 17 年 6 月 14 日	都市整備部
473	土砂災害防止のための活動に関する協定	特定非営利活動法人 大阪府砂防ボランティア協会	平成 17 年 6 月 13 日	都市整備部
474	大阪府都市整備部と社団法人日本造園組合連合会大阪府支部の災害 時における防災協定	(一社)日本造園組合連合会 大阪府支部	平成 25 年 2 月 14 日	都市整備部
475	災害時の道路啓開に関する協定書	(一社)日本自動車連盟 関西本部大阪支部	平成 21 年 5 月 26 日	都市整備部
476	災害時の道路啓開に関する協定書	(一社)全国ロードサービス協会	平成 21 年 9 月 1 日	都市整備部
477	災害時の道路啓開に関する協定書	エートス協同組合	令和 6 年 8 月 26 日	都市整備部

478	地盤情報の収集と利活用に関する協定書	一般社団法人国土地盤情報センター	平成 31 年 3 月 19 日	都市整備部
479	災害時における調査の応援に関する協定	(公社) 土木学会 関西支部	平成 26 年 5 月 7 日	都市整備部
480	船舶等を利用した河川管理施設の災害時緊急調査等に関する協定	国土交通省近畿地方整備局	令和 1 年 11 月 1 日	都市整備部
481	船舶等を利用した河川管理施設の災害時緊急調査等に関する協定	大阪市	令和 1 年 11 月 1 日	都市整備部
482	船舶等を利用した河川管理施設の災害時緊急調査等に関する協定	特定非営利活動法人 大阪水上安全協会	令和 1 年 11 月 1 日	都市整備部
483	地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書	国土交通省国土地理院	平成 24 年 12 月 20 日	都市整備部
484	災害等緊急時における交通誘導員確保に関する協定書	(一社)大阪府警備業協会	平成 27 年 8 月 1 日	都市整備部
485	災害時における応急仮設住宅建設についての協定 (仮設住宅の確保)	(一社)アール・エス・建築協会	平成 7 年 5 月 16 日	都市整備部
486	災害時における応急仮設住宅建設についての協定 (仮設住宅の確保)	(一社)全国木造建設事業協会	平成 31 年 2 月 28 日	都市整備部
487	災害時における応急仮設住宅建設についての協定 (仮設住宅の確保)	(一社)日本木造住宅産業協会近畿支部	平成 31 年 2 月 28 日	都市整備部
488	災害時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する協定書	(公社)全日本不動産協会大阪府本部	平成 21 年 11 月 20 日	都市整備部
489	災害時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する協定書	(一社)大阪府宅地建物取引業協会	平成 21 年 11 月 20 日	都市整備部
490	災害時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する協定書	(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会	平成 25 年 10 月 28 日	都市整備部
491	災害時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する協定書	アットホーム株式会社	平成 29 年 9 月 29 日	都市整備部

492	災害時における応援協力に関する協定 (住宅の応急修理)	(一社)大阪建設業協会	平成 23 年 3 月 23 日	都市整備部
493	災害時における応援協力に関する協定 (住宅の応急修理)	(一社)大阪府中小建設業協会	平成 28 年 3 月 24 日	都市整備部
494	災害時における応援協力に関する協定 (住宅の応急修理)	(一社)大阪府建団連	平成 28 年 9 月 9 日	都市整備部
495	災害時における応援協力に関する協定 (住宅の応急修理)	大阪建設労働組合	平成 27 年 10 月 20 日	都市整備部
496	災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書	(独)住宅金融支援機構	平成 27 年 2 月 16 日	都市整備部
497	災害時における応援協力に関する協定	大阪府建具協同組合	令和 5 年 6 月 21 日	都市整備部
498	大規模災害時における被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定活動に必要な判定士の派遣協力に関する協定書	(社)大阪府建築士会	平成 23 年 8 月 17 日	都市整備部
499	大規模災害時における被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定活動に必要な判定士の派遣協力に関する協定書	(社)大阪府建築士事務所協会	平成 23 年 8 月 17 日	都市整備部
500	大規模災害時における被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定活動に必要な判定士の派遣協力に関する協定書	(社)日本建築家協会	平成 23 年 8 月 17 日	都市整備部
501	大規模災害時における被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定活動に必要な判定士の派遣協力に関する協定書	(社)日本建築協会	平成 23 年 8 月 17 日	都市整備部
502	災害時における協力に関する協定(被災建築物及び宅地の危機判定、応急仮設住宅の設計等、応急仮設住宅等の棟の入居事務)	(独)都市再生機構西日本支社	平成 23 年 10 月 11 日	都市整備部

503	災害時における相互協力に関する協定	西日本高速道路(株)関西支社	平成 22 年 7 月 22 日	都市整備部
504	災害時における相互協力に関する協定	大阪府道路公社	平成 22 年 8 月 13 日	都市整備部
505	災害時における相互協力に関する協定	阪神高速道路(株)	平成 22 年 12 月 28 日	都市整備部
506	災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書	国土交通省近畿地方整備局、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、大阪市、神戸市、阪神国際港湾株式会社、大阪港埠頭株式会社、大阪湾広域臨海環境整備センター、堺泉北埠頭株式会社、(一社)日本埋立浚渫協会、近畿港湾空港建設協会連合会、(一社)日本海上起重技術協会、全国浚渫業協会、(一社)日本潜水協会、(一社)海洋調査協会、(一社)港湾技術コンサルタンツ協会	令和 3 年 3 月 26 日	大阪港湾局
507	官庁会計システムの相互利用に関する協定書	近畿財務局 大阪国税局 近畿管区警察局 大阪府警察本部	平成 26 年 1 月 20 日	会計局
508	官庁会計システムの相互利用に関する協定書	近畿財務局 大阪労働局 近畿地方整備局 近畿運輸局 大阪航空局	平成 26 年 3 月 20 日	会計局
509	災害時における指定金融機関との協力体制に関する協定書	株式会社りそな銀行大阪公務部	平成 28 年 3 月 18 日	会計局
510	災害時における府立学校に関する被害状況調査・設計等業務に係る協定書	(社)大阪府建築士事務所協会	令和 1 年 5 月 23 日	教育庁

資料4 応援者受入れ候補スペース一覧

	施設名	階数	会議室等名称	広さ (㎡)	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

資料5 大阪府域内の救援物資必要量（重点 11 品目）の算出式

項目	算出式（人口比率は平成 22 年度国勢調査より）
食糧	(直下型地震による)避難所避難者数×3 食×1.2(注)により算出した数量と (南海トラフ巨大地震による)避難所避難者数×3 食×3 日×1.2 で算出した 数量を比較し多い方 (注)1.2 という係数は、避難所避難者以外の食糧需要を想定したもの。
高齢者食	上記で算出した数量のうち、5%(80 歳以上人口比率)を高齢者食とする。
毛布（保温用資材）	避難所避難者数×必要枚数 2 枚/人 ※保温用資材の例：アルミブランケット(シート)等
乳児用粉ミルク又は 乳児用液体ミルク	【粉ミルク】 避難所避難者数×1.6%（0～1 歳人口比率）×70%（人口授乳率） ×130g/人/日（南海トラフ想定の場合は 3 日に乗じる） 【液体ミルク】 避難所避難者数×1.6%（0～1 歳人口比率）×70%（人口授乳率） ×1 リットル/人/日（南海トラフ想定の場合は 3 日に乗じる）
哺乳瓶	避難所避難者数×1.6%(0～1 歳人口比率)×70%(人口授乳率)×1 本(注)/人 (注)「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は、5 回/人/日とする。
乳児・小児用おむつ	(直下型地震による)避難所避難者数×2.5%(0～2 歳人口比率)×8 枚(注)/人 /日と(南海トラフ巨大地震による)避難所避難者数×2.5%(0～2 歳人口比 率)×8 枚(注)/人/日×3 日で算出した数量を比較し多い方 (注)8 枚/人/日は 3H で 1 枚使用すると平均データから算出(内閣府確 認)
大人用おむつ	(直下型地震による)避難所避難者数×必要者割合 0.005×8 枚(注)/人/日と (南海トラフ巨大地震による)避難所避難者数×必要者割合 0.005×8 枚(注)/ 人/日×3 日で算出した数量を比較し多い方 (注)8 枚/人/日は 3H で 1 枚使用すると平均データから算出(内閣府確 認)
災害用トイレ（組立 式等	避難所避難者数×0.02（避難所避難者 50 人に 1 基）市町村は、簡易ト イレ、府は、調達含め仮設トイレ（組立式）中心にそれぞれ確 保する。上 記とは別に、府は洋式水洗の組立式トイレ、市町村も洋式水洗の組立式トイ レ等を各市町村の一般避難所数×2（府 1:市町村 1）基をそれぞれ速やかに 確 保し配備する。※組立式トイレについては、トイレを覆うテントも仕様 に含むものとする。また、ト イレットペーパーや消毒液等のほか夜間利用 に必要なランタン等についても準 備することが望ましい。
凝固剤及び 便袋（簡易ト イレ用）	BOX 型等の簡易トイレを利用する避難所避難者数×5 回×3 日以上を目標 とする。

項目	算出式（人口比率は平成 22 年度国勢調査より）
生理用品	(直下型地震による)避難所避難者数×48%(12～51 歳人口比率)×52% (注) (12～51 歳女性人口比率)×5/ 32(月経周期)×5 枚/人/日と(南海トラフ巨大地震による)避難所避難者数×48%(12～51 歳人口比率)×52%(注) (12～51 歳女性人口比率)×5/ 32(月経周期)×5 枚/人/日×3 日で算出した数量を比較し多い方 (注 1)対象年齢 12 歳から 51 歳、月経周期 5 日/ 32 日については、日本産婦人科学会編著「女と男のディクショナリー」を参考に設定
トイレトペーパー	(直下型地震による)避難所避難者数×7.5m(注)/人/日と(南海トラフ巨大地震による)避難所避難者数×7.5m(注)/人/日×3 日で算出した数量を比較し多い方 (注)NPO 緊急災害備蓄推進協議会(経済産業省推奨)によると 4 人家族で 150m 巻き 6 ロールを約 1 か月分としている。 $150\text{m} \times 6 \text{ ロール} \div 4 \text{ 人} \div 30 \text{ 日} = 7.5\text{m/人/日}$
マスク	(直下型地震による)避難所避難者数と(南海トラフ巨大地震による)避難所避難者数×3 日で算出した数量を比較し多い方 ※感染症対策を踏まえ、従来の新型インフルエンザ罹患率（1.8%）を削除

出典：「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」 大阪府域救援物資対策協議会 令和 6 年 6 月 pp.11-

資料6 支援物資の必要保管面積の算出基準

<発災後～3日後頃から必要と想定される物資の保管面積の算出基準>

品目			1㎡あたり保管量		
大分類	中分類	小分類	オフィス	倉庫	単位
ペットボトル入り飲料水（500ml）			324	2,592	本
非調理食品	アルファ化米		3,000	4,200	個
	非常食（サバイバルフーズ等）		2,160	4,320	個
トイレ	簡易トイレ（目隠し付）		18	14	個
	簡易トイレ用薬剤・袋		3,750	10,500	個
	トイレトーパー		810	810	ロール
	消毒液		173	403	ℓ
生活用品	液体歯ミガキ		180	1,080	本
食器類	紙コップ	飲料用	60,000	72,000	個
		液体歯ミガキ用			
		乳児のミルク摂取用			
	紙どんぶり		26,950	29,400	個
	先割れスプーン		67,500	55,000	本
保温用品	使い捨てカイロ		5,760	17,280	個
	毛布		140	120	枚
女性用品	生理用品		36,000	27,000	枚
	おりものシート		124,416	186,624	枚
幼児用品	調製粉乳		218,000	653,000	g
	幼児用おむつ		5,904	3,996	枚
	おしりふきシート		24,192	60,480	枚
要介護者・ 高齢者等用品	介護用おむつ（パンツ型）		2,268	1,944	枚
	尿取りパッド		7,560	8,640	枚

<発災4日後頃以降において必要と想定される物資の保管面積の算出基準>

品目			1㎡あたり保管量		
大分類	中分類	小分類	オフィス	倉庫	単位
生活用品	汗拭きシート		40,320	69,120	枚
	水のいらないシャンプー		720	3,600	本
	段ボールベッド		13	10	個
肌着類 （成人男性用）	ブリーフ・トランクス	※サイズ別分類	3,840	3,840	枚
	半袖シャツ	※サイズ別分類	1,600	2,400	枚

品目			1 m ³ あたり保管量		
大分類	中分類	小分類	オフィス	倉庫	単位
肌着類 (成人女性用)	ショーツ	※サイズ別分類	5,760	3,840	枚
	スポーツブラ	※サイズ別分類	3,200	2,560	枚
	半袖シャツ	※サイズ別分類	2,160	2,880	枚
肌着類 (男児用)	スパnbrリーフ	※サイズ別分類	4,800	5,760	枚
	半袖シャツ	※サイズ別分類	1,920	3,840	枚
肌着類 (女児用)	ショーツ	※サイズ別分類	5,760	5,760	枚
	半袖シャツ	※サイズ別分類	1,920	3,840	枚
肌着類 (乳児用)	長肌着		3,200	2,560	枚
履物	靴下	※サイズ別分類	4,000	8,000	足
	スリッパ	※サイズ別分類	1,080	720	足
	サンダル	※サイズ別分類	840	720	足

注) 1 m³当たり保管量については、「災害用救援物資の必要量算出基準及び保管面積原単位の検討」(矢野裕之、第30回日本物流学会全国大会)等に基づいて設定した。

- 上記の算出基準において、1 m³当たり保管量は、
 オフィス：床荷重 300 kg/m²、天井高 3m (床に直積み)
 倉庫：床荷重 1.5 t/m²、天井高 6m (パレットに高さ 120 cm程度積載し、ラックに余震対策のため2段積みまでとしたため、物資自体の高さは約 2.4m)
 と設定して算出しています。
- 一般的に倉庫はオフィスより床荷重が大きく、天井高も高いため、1 m³当たり保管量は倉庫の方がオフィスより多くなります。ただし、上記の図表では、倉庫の方が積み上げる高さが低いため、重量が軽い物資はオフィスの方が倉庫より多く保管できるという結果になっています。

出典：「ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック－地方公共団体における支援物資物流の円滑化に向けて－（改訂版）」国土交通省物流・自動車局物流政策課 令和6年3月 pp.10-11